

現 場 説 明 書

工 事 名 国立青少年教育振興機構
国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課 長	課長補佐	施設管理課	担 当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立花山青少年交流の家衛生環境整備等改修工事

2 工事場所 宮城県栗原市花山字本沢沼山6-1-1 (国立花山青少年自然の家構内)

3 完成期限 令和5年3月10日(金曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける (号) ☒ 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・ 電力会社と協議の上引き込む
 - 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・ 構外より引込む。
 - 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・ 構外より引込む。 ○ 構内より分岐できる。 ・ さく井する。 ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力・工事用給水を所内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立花山青少年自然の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カ ラ ー	1 組
着 工 前 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組
工 事 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組
完 成 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り製本を3部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

①基準第3の規定による、

工事費内訳明細書

{	○ 提出する。
	・ 提出しない。

工 程 表

☐ 提出する。
☐ 提出しない。

- ② 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ③ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について
- 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形で

ある場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。
- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (3) 工事請負代金債権の債権譲渡
- この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。
- (4) 下請契約の締結
- 受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。
- (5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について
- 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請

代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び中間前払金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受け~~
~~た後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負~~
~~代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加

え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査~~

~~し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
- ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
- ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
- ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

(8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。

(9) 特別重点調査を受けた者との契約について

「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。

(10) 引渡し後点検について

受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。

(11) 設計図書の取扱い

本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。

- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
- ② 目的以外の使用は禁止とすること。
- ③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。

(12) デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るもので

ある。

本工事で受注者がデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「黒板情報電子化」と「黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事

国立花山青少年自然の家（構内）

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-00	表紙	E-05	(宿泊棟) 既存改修 後 B1階～1階コンセント配線図	M-02	機械設備工事 特記仕様書 2
建 築		E-06	(宿泊棟) B1階 - 4号・1階-3号電気コンセント改修前・改修後設備図	M-03	器具表
	A-01 特記仕様書 1	E-07	(宿泊棟) 既存改修 前 2階～3階コンセント配線図	M-04	(宿泊棟) B1階～1階改修部平面図
	A-02 特記仕様書 2	E-08	(宿泊棟) 既存改修 後 2階～3階コンセント配線図	M-05	凡例 既存和便器撤去(新規)洋便器設置参考図
	A-03 特記仕様書 3	E-09	(宿泊棟) 2階-1号・2号・電気コンセント改修前・改修後設備図	M-06	(宿泊棟) B1階-4号～1階-3号改修前・改修後平面図
	A-04 特記仕様書 4	E-10	(宿泊棟) 2階-3号・電気コンセント改修前・改修後設備図	M-07	(宿泊棟) 1階-1号・2号改修前・改修後平面図
	A-05 位置図・案内図	E-11	(宿泊棟) 3階-1号・2号・電気コンセント改修前・改修後設備図	M-08	(宿泊棟) 2階～3階改修部平面図
	A-06 配置図	E-12	(生活関係棟) 既存改修 前 地下1階コンセント配線図	M-09	(宿泊棟) 2階-1号・2号改修前・改修後平面図
	A-07 (生活関係棟) 地下1階改修部平面図	E-13	(生活関係棟) 既存改修 後 地下1階コンセント配線図	M-10	(宿泊棟) 2階-3号改修前・改修後平面図
	A-08 (生活関係棟) 地下1階 (A) 床 改修前・改修後平面図	E-14	(生活関係棟) 地下1階改修部平面図	M-11	(宿泊棟) 3階-1号・2号改修前・改修後平面図
	A-09 (生活関係棟) 地下1階 (B) 床 改修前・改修後平面図	E-15	(生活関係棟) 地下1階 (A) 電気設備 改修前・改修後平面図	M-12	(生活関係棟) 地下1階改修部平面図
	A-10	E-16	(生活関係棟) 地下1階 (B) 電気設備 改修前・改修後平面図	M-13	(生活関係棟) 地下1階 (A) 改修前・改修後平面図
電気設備	A-11	E-17	(生活関係棟) 既存改修 前 1階コンセント配線図	M-14	(生活関係棟) 地下1階 (B) 改修前・改修後平面図
		E-18	(生活関係棟) 既存改修 後 1階コンセント配線図	M-15	(生活関係棟) 1階改修部平面図
	E-01 電気設備工事 特記仕様書 1	E-19	(生活関係棟) 1階 改修部平面図	M-16	(生活関係棟) 1階改修前・改修後平面図
	E-02 既存受変電設備単線接続図	E-20	(生活関係棟) 1階電気コンセント改修前・改修後平面図	M-17	(生活関係棟) 既存プレイホール空調設備及び動力配線図
	E-03 (宿泊棟) 既存改修 前B1階～1階コンセント配線図	機械設備		M-18	(生活関係棟) 既存プレイホール断面図及び分電盤結線図
	E-04 (宿泊棟) B1階～1階改修部平面図	M-01	機械設備工事 特記仕様書 1		

棟改修工事

改修工事

I 工 事 概 要

1. 工事場所

国立花山青少年自然の家

住所表示：宮城県栗原市花山字本沢沼山6 1－1

2. 完成期限

令和 5 年 2 月 28 日（火曜日）

3. 建物概要

建 物 名 称	宿泊棟	生活関連棟	
工 種	模様替	模様替	
構 造	RC造	RC造	
階 数	地下1階地上3階	地下1階地上1階	
建築基準法による	建築面積 (㎡)	㎡	㎡
	延べ面積 (㎡)	3,388㎡	4,399㎡
消防法施行令別表第一の区分	(○)	(○)	
改 修 面 積（㎡）	0.000	0.000	
備 考			

4. 工事種目（・印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外	工 事 種 別		
工 事 種 目	宿泊棟	生活関連棟	屋外
☒ 2 仮設工事	一式	一式	一式
・ 3 防水改修工事	一式	一式	
・ 4 外壁改修工事	一式	一式	
・ 5 建具改修工事	一式	一式	
☒ 6 内装改修工事	一式	一式	
・ 7 塗装改修工事	一式	一式	
・ 8 耐震改修工事	一式	一式	
・ 9 環境配慮改修工事	一式	一式	
・ プール改修工事			
・			

5. 指定部分

☒無 ・ 有

対象部分（指定部分工期 令和 年 月 日（曜日）

6. 概成工期

☒無 ・ 有

令和 年 月 日（曜日）

(1.2.1) [1.2.1]

II 工 事 仕 様

1. 共通仕様

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構発注工事請負契約規則第二章第19条の工事請負契約基準、現場説明書、図面 2.9 枚及び本特記仕様書 4 枚によるほか、○印の付いたものを適用する。

○公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標準仕様書」という。)

○公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「改修標準仕様書」という。)

○建築工事標準詳細図(平成28年版)(以下「標準詳細図」という。)

○建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)

○文科科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(建築工事編)(平成31年版)(以下「文科仕様書」という。)

○文科科学省建築改修工事標準仕様書(特記基準)(建築工事編)(平成31年版)(以下「文科改修仕様書」という。)

○工事写真撮影要領(令和元年7月)

・

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は（ ）図、機械設備工事の特記仕様書は（ ）図による。

2. 特記仕様

(1) 本特記仕様書の表記

1) 項目は、○印の付いたものを適用する。

2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

○印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。

3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の[]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の(())内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の[[]]内表示番号は、文科改修仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

4) [G]印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。

章

項 目

特 記 事 項

1

○適用区分

○電気保安技術者、工事用電力設備の保安責任者

○施工条件

○発生材の処理等

○環境への配慮

○材料の品質等

○建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。

○風圧力

風速 (V₀= 3.4 m/s)

地表面粗度区分 (・ I ・ II ○Ⅲ ・ IV)

○積雪荷重

平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表 (2 4)

(1.3.3~4) [1.3.3~4]

この工事現場に下記いずれかの資格を有する電気保安技術者を選任する。

項 目 名	電気保安技術者
1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	○
2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○
3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○
4 旧電気工事技術者検定規定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○
5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○
6 第1種電気工事士の資格を有する者	○
7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○
8 第2種電気工事士以上の資格を有する者	○
9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	・

工事用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。

(1.3.5) [1.3.5]

この工事現場では、次の施工条件による。

・ 工事期間中も1階大浴場は、運用を続けていくものとする。

○測定方法は、(○)誘引方式（アクティブ法）・拡散方式（パッシブ法）により行う。

(1.7.1~3) [1.8.1~3]

次の図書を監督職員に提出する。また、それらを本工事事目的物に関し使用するための権利については、発注者に委譲する。

○完成図（施工図、施工計画書を除く。）

CADデータ（電子納品） 1 部

A3版原図 1 部

A1版原図 1 部

A3複写図（製本） 2 部

A1複写図（製本） 2 部

○施工計画書

A4ファイル綴じ 1 部

○保全に関する資料

A4ファイル綴じ 1 部

○施工図（次に示すものを標準とし、提出部数等は監督職員と協議による。）

○工事写真（「工事写真撮影要領」による。）

原本（電子媒体） 1部

アルバム（紙又は電子媒体） 1部

(1.4.2) [1.4.2]

1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。

2) 備考欄に商品名が記載された材料は、同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。

3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

4) 本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造業者は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。

①品質及び性能に関する試験データを整備していること。

②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。

③安定的な供給が可能であること。

④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。

⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。

5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料

○技能士

○施工の検査等

・ 施工の立会い

○化学物質の濃度測定

○完成時の提出図書

(1.5.2) [1.6.2]

通用工事種別	技能検定の種別
仮設工事	・とび
鉄筋工事	・鉄筋施工
コンクリート工事	○左官 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工
鉄骨工事	・とび ・鉄工
ブロック・ALCパネル工事	・ブロック建築 ・ALCパネル
PCカーテンウォール工事	・カーテウォール施工
防水工事	・防水施工 (シーリング防水工仕事業)
石工事	・石材施工
タイル工事	・タイル貼り
木工事	・建築大工
屋根、とい工事	・建築板金
金属工事	・内装仕上げ施工 (鋼製下地)
左官工事	○左官
建具工事	・サッシ施工 ・自動ドア施工 ・ガラス施工
塗装工事	・塗装
内装工事	・内装仕上げ施工 (ガラス枠系床仕上げ、ギ-ド仕上げ)
植栽工事	・造園

(1.5.5) [1.6.5]

標準仕様書に定めがあるもの以外で、次について監督職員の検査を受ける。

(1.5.7) [1.6.7]

標準仕様書に定めがあるもの以外で、次に示す工事段階及び事項については、監督職員の立会いを受ける。

施工の立会いを行う工程	備考
○○エ	○○着手前
○○エ	足場解体前

(1.5.9) [1.6.9]

(1) 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン等の濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。

測定対象化学物質

指数値 (両単位の換算は、25℃の場合による。)

ホルムアルデヒド 100 μg/m³ (0.08ppm) 以下

トルエン 260 μg/m³ (0.07ppm) 以下

キシレン 200 μg/m³ (0.05ppm) 以下

エチルベンゼン 3800 μg/m³ (0.88ppm) 以下

ステレン 220 μg/m³ (0.08ppm) 以下

(2) 測定対象室及び測定箇所数は以下表による。

棟名称	階	室名	採取本数
宿泊棟	B1~3階	監督職員と協議の上決定する。	12検体 3検体/各階
生活関連棟	B1~1階	監督職員と協議の上決定する。	6検体 3検体/各階

(3) 測定方法は、(○)誘引方式（アクティブ法）・拡散方式（パッシブ法）により行う。

(4) 文部科学省の「学校環境衛生基準」に基づき、採取は室内の温度が高い時期に行い、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上行う。

(5) 測定結果が指数値を超えていた場合は、発生源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定し、基準値以下であることを確認してから引渡しを行う。

(1.7.1~3) [1.8.1~3]

次の図書を監督職員に提出する。また、それらを本工事事目的物に関し使用するための権利については、発注者に委譲する。

○完成図（施工図、施工計画書を除く。）

CADデータ（電子納品） 1 部

A3版原図 1 部

A1版原図 1 部

A3複写図（製本） 2 部

A1複写図（製本） 2 部

○施工計画書

A4ファイル綴じ 1 部

○保全に関する資料

A4ファイル綴じ 1 部

○施工図（次に示すものを標準とし、提出部数等は監督職員と協議による。）

○工事写真（「工事写真撮影要領」による。）

原本（電子媒体） 1部

アルバム（紙又は電子媒体） 1部

○完成写真

工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。

撮影部位及び箇所数	形式・サイズ	提出セット数	画素数及び画質等	撮影者
外観正面1箇所	カラー印刷紙キャビネ判	○	4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの	建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者
	カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ ※	○		
	電子データ (JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)	○		
	カラー木製パネル半切 (324×400mm)	○		
上記と異なる外部：○箇所内部：○箇所	カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ ※	○	1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意
	電子データ (JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)	○		
外部：○箇所内部：○箇所	カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ 電子データ (JPEGフルカラー)	○		

注：※のアルバムは併せて作成する。

電子納品は次の規定に従うものとする。

1) 貸与する設計図のCADデータは以下による。

著作権者：国立青少年教育振興機構

ファイル形式：JWWW、DXF及びPDF

貸与条件：貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用しないこと。

2) 完成写真の撮影に関する著作権者の権利等については次のi)及びii)によることとし、受注者は撮影者等との契約に当たってもそれらの承諾を条件とする。

i) 提出された写真は、国が行う事務及び国が認めた用途に関して、無償で利用することができるものとする。この際、著作権者名を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。

ii) 受注者及び撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真（提出していないものを含む。）及びその改変物、複製物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

3) 電子納品の対象は上記によるほか、監督職員と受注者で協議を行う。

4) 電子成果品は、提出前に電子成果品作成支援・検査システムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。

5) 提出方法及びファイル形式は以下による。

電子媒体：CD-R又はDVD-R

CADデータ：JWWW、DXF及びPDF

上記の他、監督職員が認めた形式

工事区分表による。これにより難い場合は監督職員と協議する。

あと施工アンカー工事 6章および8章による

コア抜き、はつり工事等

⊗既存資料調査

○探査機（電磁波レーダー法又は電磁誘導法）による探査

配管・配線等の位置の重畳を行う範囲 図 示 。

・放射線透過試験

労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。

(1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。

(2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。

(3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。

(4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。

(5) 躯体の重畳出しは、表裏でズレないように措置を講ずる。

撮影枚数 枚

フィルムサイズ _____cm

コンクリート厚さ _____cm

○既存躯体に穿孔する場合に、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いる。

事業者名

独立行政法人 国立青少年教育振興機構

作成年月日 令和 4年 7月

工事名

国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事

図面名

特 記 仕 様 書 1

課 長 施設課長 係 長 担当者

設計者

建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所

縮 尺 S=1/200 図面番号 A-01 11

2

仮設工事

騒音・粉じん等の対策

[2. 1. 3]

足場等

[2. 2. 1][表 2. 2. 1]

既存部分の養生

[2. 3. 1]

仮設間仕切り

[2. 3. 2][表 2. 3. 1]

3

防水改修工事

施工数量調査

[1. 5. 2, 3]

降雨等に対する養生方法（とい共）

[3. 1. 3]

改修工法の種類及び工程

[3. 1. 4]

シーリング

[3. 1. 4] [3. 7. 2, 3, 7, 8]

4

外壁改修工事（共通事項）

施工数量調査

[1. 5. 2, 3]

ポリマーセメントスラリー

[4. 2. 2]

既調合モルタル

[4. 2. 2]

欠損部改修工法

[4. 1. 4][4. 2. 2]

既存塗膜等の除去
下地処理及び下地調整

[4. 6. 3]

下地調整塗材

[4. 1. 5][4. 2. 2][4. 6. 5][表4. 2. 4]

仕上塗材仕上げ

[4. 1. 5][4. 2. 2][4. 6. 5][表4. 2. 4]

5

建具改修工事

改修工法

[5. 1. 3]

防火戸

[5. 1. 4]

見本の製作等

[5. 1. 5]

防犯建物部品

[5. 1. 7]

アルミニウム製建具

[5. 2. 2～5][表 5. 2. 2]

鋼製建具

[5. 2. 2][5. 4. 2～4][表 5. 4. 2]

建具用金物

[5. 7. 1～3]

鍵

[5. 7. 4]

ガラス

[3. 7][5. 13. 2～4]

防水改修工事

調査範囲・図示・
調査方法・図示・
既存部分の破壊を行った場合の補修方法・図示・
調査報告書 提出部数：・2部・

防水改修工法の種類（・）工法
シーリング改修工法の種類（○）シーリング充填）工法

シーリング改修工法の種類
○シーリング充填工法
・シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り・適用する・適用しない
エッジング材張り・適用する・適用しない

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
AW-1, ADW-5 コンクリート70ミ	MS-2
AW-1, ADW-5 70ミ-ガラス	SR-1
外壁ベントナツア 廻り	MS-2

シーリング材の目地寸法
○図示
※改修標準仕様書3.7.3(1)(7)～(9)による
シーリング材の接着性試験
※簡易接着性試験・引張接着性試験

調査範囲・図示・
調査方法・図示・
既存部分の破壊を行った場合の補修方法・図示・
調査報告書 提出部数：・2部・

防水改修工法の種類（・）工法
シーリング改修工法の種類（○）シーリング充填）工法

シーリング改修工法の種類
○シーリング充填工法
・シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り・適用する・適用しない
エッジング材張り・適用する・適用しない

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
AW-1, ADW-5 コンクリート70ミ	MS-2
AW-1, ADW-5 70ミ-ガラス	SR-1
外壁ベントナツア 廻り	MS-2

シーリング材の目地寸法
○図示
※改修標準仕様書3.7.3(1)(7)～(9)による
シーリング材の接着性試験
※簡易接着性試験・引張接着性試験

調査範囲・図示の範囲
調査内容
ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。

コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。
塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

既存部分の破壊を行った場合の補修方法（○図示・
調査報告書の部数・2部

広がり速度 (cm/s)	長さ変化率 (収縮)	引張接着性 (材齢28日)	曲げ性能 (材齢28日)	吸水性 (72時間)	耐久性 (劣化曲げ強度)
3 以下	3% 以下	0.5 N/mm ² 以上	5.0 N/mm ² 以上	15% 以下	5.0 N/mm ² 以上

保水係数 0.35～0.55
粘調係数 0.50～1.00

モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

工 法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	・図示 ※既存仕上り面全体	・ひび割部 改修工法
・高圧水洗工法 加圧力 ※30～50MPa程度	・図示 ※既存仕上り面全体	・浮き部 改修工法
・塗膜はく離剥工法	・図示 ※既存仕上り面全体	・欠損部 改修工法
・水洗い工法	・図示 ※サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剥工法の処理範囲以外の既存仕上り面全面	

[4. 6. 3]
※ 下地調整塗材
・ポリマーセメントモルタル

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外・
新規仕上塗材の種類
・薄付け仕上塗材

種類（呼び名）	仕上げる形状・工法	吸放湿材	防火材料
・外装薄塗材 S	・砂壁状	・適用する	・
・可とう形外装薄塗材 S I	・ゆず肌状	・適用しない	・
・外装薄塗材 E	（・吹付け・ローラー塗り）	・	・
・可とう形外装薄塗材 E	・さざ波状	・	・
・防水形外装薄塗材 E	・平たん状	・	・
・外装薄塗材 S	・凹凸状 （・こて塗り・ローラー塗り）	・	・
	・着色骨材砂壁状 （・吹付け・こて塗り）	・	・

○厚付け仕上塗材

種類（呼び名）	仕上げる形状・工法	吸放湿材	上塗材	防火材料
・外装厚塗材 C	・吹放し	○適用する	○適用する	・
・外装厚塗材 S I	・凸部処理	・適用しない	・適用しない	・
○外装厚塗材 E	・平たん状 （・こて塗り・ローラー塗り）	・	・	・
	・凹凸状 （・こて塗り・ローラー塗り）	・	・	・
	・ひき起こし （・こて塗り・ローラー塗り）	・	・	・
	・かき落とし ○スタック	・	・	・

・複層仕上塗材

種類（呼び名）	仕上げる形状・工法	上塗材の種類	耐候性	防火材料
・複層塗材 C E	・ゆず肌状	溶媒 ※水系	・	・
・可とう形複層塗材 C E	・凸部処理	・	※耐候形3種	・
・複層塗材 S I	・凹凸状	樹脂 ※アクリル系	・	・
・複層塗材 E		・	・	・
・複層塗材 R E		・	・	・
・防水形複層塗材 C E		・	・	・
・防水形複層塗材 E		・	・	・
・防水形複層塗材 R E		・	・	・

5

建具改修工事

改修工法

[5. 1. 3]

防火戸

[5. 1. 4]

見本の製作等

[5. 1. 5]

防犯建物部品

[5. 1. 7]

アルミニウム製建具

[5. 2. 2～5][表 5. 2. 2]

鋼製建具

[5. 2. 2][5. 4. 2～4][表 5. 4. 2]

建具の種類

かぶせ工法

撤去工法

適用箇所

○アルミニウム製建具

・

・

○建具表による・

・樹脂製建具

—

・

・建具表による・

・鋼製建具

・内部

・

・建具表による・

・鋼製軽量建具

・

・

・建具表による・

・ステンレス製建具

・

・

・建具表による・

新規に建具を設ける場合
建部分の開口の開け方 ※図示・
新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※図示・
建具周囲のシーリングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による

指定する 適用箇所（・建具表による・）

指定しない

ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動

連動させる（・建具表による・）

連動させない

建具見本の製作

・行う（建具符号：・）

・行わない

建具見本の程度

・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する

・納まり等がわかる程度のもの

特殊な建具の仮組

・行う（建具符号：・）

・行わない

適用する（・）

適用箇所（・建具表による・）

適用しない

性能値等

耐風圧性の等級（ S-6 ）

気密性の等級（ A-4 ）

水密性の等級（ W-5 ）

外部に面する建具の種類

・A種（建具符号：・建具表による・）

・B種（建具符号：・建具表による・）

○C種（建具符号○建具表による・）

枠の見込み寸法 ○建具表による

防音ドア、防音サッシ

遮音性の等級（・）

断熱ドア、断熱サッシ

断熱性の等級（・）

耐震ドア

面内変形追随性の等級（・）

表面処理

外部に面する建具

・BB-1

・BB-2

着色・標準色（・）

・特注色（・）

屋内の建具

・BC-1

・BC-2

着色・標準色（・）

・特注色（・）

ステンレス鋼板

※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1

結露水の処理方法

・図示・

水切り板、ぜん板

・図示・

性能等級

簡易気密型ドアセット

○適用する
（建具符号：○建具表による・）

・適用しない

外部に面する建具の耐風圧性

・S-4（建具符号：・建具表による・）

・S-5（建具符号：・建具表による・）

・S-6（建具符号：・建具表による・）

防音ドア

・防音サッシ

○遮音性の等級（ T-2 ）

断熱ドア

・断熱サッシ

断熱性の等級（・）

耐震ドア

面内変形追随性の等級（・）

○建具枠パッキン

建具符号：LD-1（廊下-1と今回改修する宿泊室の間の片開き扉）
建具枠パッキンを施す。W800×H1950 4周（64ヶ所）
上、縦枠・・・ビシゴロック（株）：ｽﾗｲﾄﾞ加工ﾋﾞｼﾞｮﾌﾞﾛｯｸ #7-PS 同等品以上
下枠・・・ビシゴロック（株）：ｽﾗｲﾄﾞ加工ﾋﾞｼﾞｮﾌﾞﾛｯｸ #38-PS 同等品以上

鋼板の厚さ

・mm

※改修標準仕様書表5.4.2iによる

ステンレス鋼板

・

※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1

事業者名

独立行政法人 国立青少年教育振興機構

作成年月日
令和 4年 7月

工事名

国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事

図面名

特記仕様書 2

課長

施設課長

係長

担当者

設計者

建築士事務所登録 第 01A00879 号
有限会社 桑山一級建築士事務所

縮尺

S=1/200

図面番号

A-02

11

6

内装
改修
工事

○改修範囲

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※ 壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※ 既存のまま ・ 図示

○既存床の撤去及び
下地補修

ビニル床シート等の除去
※ 仕上材のみ（接着剤とも）
・ 下地モルタルとも（・ 図示の範囲 ・ 除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法
・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法
既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による。
改修後の床の清掃範囲
※ 図示 ○改修箇所の室内 ・

・既存壁の撤去及び
下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修

※改修標準仕様書4.4.9によるモルタル塗り
(塗り厚25mmを超える場合の処置 ※図示)

・木下地等の表面仕上げ

表面仕上げの種別		適用箇所
機械加工	・ A 種 ・ B 種 ・ C 種	
手加工	・ H－A 種 ・ H－B 種 ・ H－C 種	

・床張り用合板等

ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外

・普通合板 [G]

施工箇所	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
和室 宿泊室 点検口	・ ※5.5	ラワン	※1類 ・2類	広葉樹 ・1等 ※2等以上 針葉樹 ・ ※C-D以上	・適用する ○適用しない	・ ・
・	・					・
・	・					・

・構造用合板 [G]

施工箇所	厚さ (mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
宿泊室 壁掛けTV 下地	・ ※12	・1級 ※2級以上	ラワン	※1類 ・特類	・ ※C-D以上	・適用する ○適用しない ・適用しない	・適用する (C-D) ・適用しない	・ ・
・	・			※1類 ・特類	・	・適用する ・適用しない	・適用する () ・適用しない	・ ・

・「合板の日本農林規格」による化粧びり構造用合板 [G]

施工箇所	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			※1類 ・特類		・
					・
					・

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 [G]

施工箇所	化粧板に使用する 単板の樹種名	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
和室 宿泊室	ナラ	15	※1類 ・2類	○適用する ()	・ ・ ・
					・
					・

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 [G]

施工箇所	厚さ (mm)	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防虫処理	間伐材等の適用
		※1類 ・特類			・適用する ()	・ ・ ・
						・
						・

・パーティクルボード [G]

施工箇所	厚さ (mm)	表裏面の状態 による区分	曲げ強さ による区分	耐水性 による区分	難燃性 による区分
	・ ※15		※13タイプ	※P又はM	

・構造用パネル

施工箇所	厚さ (mm)	等級
		・1級 ・2級 ・3級 ・4級
		・1級 ・2級 ・3級 ・4級

・MDF [G]

施工箇所	厚さ (mm)	表裏面の状態 による区分	曲げ強さ による区分	接着区分 による区分	難燃性 による区分	間伐材等の適用
						・

[6.5.3、4] [6.8.2] [6.9.2] [6.11.4、5]
接着剤は可塑剤（難揮発性の可塑剤を除く）が添付されていないものとする。
ホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外 ・
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種類
・ 図示 ・

[6.5.5]
・防菌、防蟻処理を省略できる樹種による製材
適用部位： ()

・薬剤の加圧注入による防菌・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
	・ K 2 ・ K 3 ・ K 4
	・ K 2 ・ K 3 ・ K 4
	・ K 2 ・ K 3 ・ K 4

・薬剤の塗布等による防菌・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の方法
・		※JIS K 1571に適合 又は同等品
※改修標準仕様書6.5.5 (1) (b) ②?～?による		
・		
・		

・薬剤の接着剤への混入による防菌、防蟻処理
適用部位 ()

[6.6.2～4]
野縁等の種類
屋外 (※ 25形 ・ 19形) 屋内 (※ 19形 ・ 25形)
・ 屋外の軒天井、ピロティ天井等
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の (・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・ 図示 ・
周辺部の端からの間隔 ・ 図示 ・
野縁の間隔 ・ 図示 ・

既存の埋込みインサート ・ 使用する ・ 使用しない
あと施工アンカーの確認試験
○行う (試験箇所数 ・ 箇所
※屋内の場合、当該階において3箇所)
・ N
※吊りボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面積構成部材
等の単位面積あたりの質量が20kg/㎡以内の天井の場合は400N程
度)

・ 行わない
・ 吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ※図示 ・
○天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合の補強方法
・
※改修標準仕様書6.6.4 (8) による
・ 天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法 ※図示
・ 天井の下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所 ※図示 ・
補強方法 ※図示 ・

[6.7.3、4] [表6.7.1]
スタッド、ランナーの種類

※改修標準仕様書表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
スタッドの高さが5mを超える場合 ※図示 ・
出入口及びこれに準じる開口部の補強
・
※標準仕様書6.7.4 (5) による

[6.8.2、3]
種類の記号

色柄	厚さ (mm)	備考
※FS (複層ビニル床シート) ・	○無地 ・マーブル柄 ・柄物	※ 2.0 ・

目地処理する場合の工法 ・ ※熱溶接工法

[6.8.2]
種類の記号

色柄	寸法 (mm)	厚さ (mm)	備考
・ T T (単層ビニル床材)	・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450 ・	・ 2.0 ・
・ F T (複層ビニル床材)	・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450 ・	・ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0
※K T (コブ・ジョイント・ニル床材)	・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450 ・	・ 2.0 ・ 3.0
・ F O A (厚敷きビニル床材)	・ 無地 ・ 柄物	・ 500×500 ・	・ 4.0 ・
・ F O B (薄型厚敷きビニル床材)	・ 無地 ・ 柄物	・ ・	・ ・

・ 特殊機能床材

[6.8.2]
・帯電防止床シート
種類 ()
性能 ()
厚さ (mm)
・帯電防止床タイル
種類 ()
性能 ()
寸法 厚さ (× mm)
・視覚障害者用の床タイル
種類 ()
形状 ()
突起の形状、寸法及びその配列はJIS T9521による
・耐動荷重性床シート
種類 ()
厚さ (mm)
・防滑性床シート
種類 ()
厚さ (mm)
・防滑性床タイル
種類 ()
寸法 厚さ (× mm)

材質の種類 ・ 軟質 ・ 硬質
高さ (mm) ※60 ・ 75 ・ 100
厚さ (mm) ※1.5以上

種類 ・ 単層品 ・ 積層品
色柄 ()
厚さ (mm) ・ 3.0 ・ 4.5 ・ 6.0 ・ 9.0
寸法 (mm) ()

合板類、MDF及びパーティクルボード、接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・

種類等	厚さ (mm)、規格等
・ 木質系セメント板 [G]	
・ 木毛セメント板 ・ 硬質 ・ 中質 ・ 普通	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・
・ 木片セメント板 ・ 硬質 ・ 普通	・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21 ・ 30 ・
・ 繊維板 [G]	
・ M D F (普通)	・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12 ・
・ ハードボード (素地) ・ 未研磨板 (・スリット・・テン・ド) R N ・ 研磨板 (・スリット・・テン・ド) R S	
・ ハードボード (化粧) ・ 内装用 D I ・ 外装用 D E ・ 2.5 ・ 3.5 ・ 5 ・ 7	
・ インシュレーションボード ・ A級 (天井仕上げ ・ 内装仕上げ ・) ・ 9 ・ 12 ・ 15 ・ 18	
・	・
・ パーティクルボード [G]	
・ 単板張りパーティクルボード ・ 化粧パーティクルボード	・ 無研磨板 V N ・ 研磨板 V S ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 単板オパール・レイ D V ・ プラスチック・レイ D O ・ 塗装 D C ・ 10 (難燃) ・ 12 (難燃) ・
・	・
・ 吸音材料 ○ロックウール化粧吸音板	○フラットタイプ (・ 9 (不燃) ○ 12 (不燃)) ・ ・ 凹凸タイプ (・ 12 (不燃) ・ 15 (不燃)) ・ ロックウール吸音ボード (1号) ・ 25 ・ ・ グラスウール吸音ボード (32 K) ・ 25 (ｶﾞﾗｽﾌｫﾙｸ色) ・ ・
○せっこうボード ○せっこうボード ○不燃積層せっこうボード	※ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃) ○ 9.5 (不燃) ・ 化粧無 (下地張り用) ・ 化粧有 (トラバーチン模様) ○シーリングせっこうボード 12.5 (・不燃 ・準不燃) ・ 強化せっこうボード ・ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃) ○せっこうラスボード 9.5 ・ 化粧せっこうボード ・ 木目 12.5 (不燃) 幅 440mm 程度 模様 (・ 柱目 ・ 板目) 専用下地材有り ・ トラバーチン模様 9.5 (準不燃) ・
・	
・ 普通合板 [G]	表板の樹種名 ○ラワン 板面の品質 () 厚さ ※図示 ・ 接着の程度 ○類 ・ 2類 防虫処理 ・ 行う ○行わない
・ 天然木化粧合板 [G]	化粧板の樹種名 ○ナラ 厚さ ※図示 ・ 接着の程度 ○類 ・ 2類 防虫処理 ○行う ・ 行わない
・ 特殊加工化粧合板 [G]	化粧加工の方法 (・オパール・プリント ・ 塗装 ・) 表 面 性 能 厚さ ※図示 ・ 接着の程度 ・ 1類 ・ 2類 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない ・ けい酸カルシウム板 (タイプ 2) ・ メラミン樹脂化粧板 ・ ポリエステル樹脂化粧板 ・

[6.13.2、3]
合板類、MDF及びパーティクルボード、接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・

種類等	厚さ (mm)、規格等
・ 木質系セメント板 [G]	
・ 木毛セメント板 ・ 硬質 ・ 中質 ・ 普通	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・
・ 木片セメント板 ・ 硬質 ・ 普通	・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21 ・ 30 ・
・ 繊維板 [G]	
・ M D F (普通)	・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12 ・
・ ハードボード (素地) ・ 未研磨板 (・スリット・・テン・ド) R N ・ 研磨板 (・スリット・・テン・ド) R S	
・ ハードボード (化粧) ・ 内装用 D I ・ 外装用 D E ・ 2.5 ・ 3.5 ・ 5 ・ 7	
・ インシュレーションボード ・ A級 (天井仕上げ ・ 内装仕上げ ・) ・ 9 ・ 12 ・ 15 ・ 18	
・	・
・ パーティクルボード [G]	
・ 単板張りパーティクルボード ・ 化粧パーティクルボード	・ 無研磨板 V N ・ 研磨板 V S ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 単板オパール・レイ D V ・ プラスチック・レイ D O ・ 塗装 D C ・ 10 (難燃) ・ 12 (難燃) ・
・	・
・ 吸音材料 ○ロックウール化粧吸音板	○フラットタイプ (・ 9 (不燃) ○ 12 (不燃)) ・ ・ 凹凸タイプ (・ 12 (不燃) ・ 15 (不燃)) ・ ロックウール吸音ボード (1号) ・ 25 ・ ・ グラスウール吸音ボード (32 K) ・ 25 (ｶﾞﾗｽﾌｫﾙｸ色) ・ ・
○せっこうボード ○せっこうボード ○不燃積層せっこうボード	※ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃) ○ 9.5 (不燃) ・ 化粧無 (下地張り用) ・ 化粧有 (トラバーチン模様) ○シーリングせっこうボード 12.5 (・不燃 ・準不燃) ・ 強化せっこうボード ・ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃) ○せっこうラスボード 9.5 ・ 化粧せっこうボード ・ 木目 12.5 (不燃) 幅 440mm 程度 模様 (・ 柱目 ・ 板目) 専用下地材有り ・ トラバーチン模様 9.5 (準不燃) ・
・	
・ 普通合板 [G]	表板の樹種名 ○ラワン 板面の品質 () 厚さ ※図示 ・ 接着の程度 ○類 ・ 2類 防虫処理 ・ 行う ○行わない
・ 天然木化粧合板 [G]	化粧板の樹種名 ○ナラ 厚さ ※図示 ・ 接着の程度 ○類 ・ 2類 防虫処理 ○行う ・ 行わない
・ 特殊加工化粧合板 [G]	化粧加工の方法 (・オパール・プリント ・ 塗装 ・) 表 面 性 能 厚さ ※図示 ・ 接着の程度 ・ 1類 ・ 2類 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない ・ けい酸カルシウム板 (タイプ 2) ・ メラミン樹脂化粧板 ・ ポリエステル樹脂化粧板 ・

・ 壁紙張り

[6.14.2、3]
ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外

施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考
	紙	繊維	ガラス 繊維	無機質	その他		
宿泊室	・	・	○	・	・	※ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃	
	・	・	・	・	・	※ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃	
	・	・	・	・	・	※ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃	
	・	・	・	・	・	※ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃	

モルタル・プaster一面の下地調整の種類 ※RB種 ・
コンクリート面の下地調整の種類 ※RB種 ・
せっこうボード面の下地調整の種類 ※RB種 ・

種類及び品質 ・ せっこう系 ○セメント系
標準塗厚 (mm) ・

[6.17.2、3]
セルフレベリング材
塗り

事業者名

独立行政法人 国立青少年教育振興機構

作成年月日
令和 4年 7月

工事名

国立花山青少年自然の気衛生環境整備等改修工事

図面名

特 記 仕 様 書 3

課 長 施設課長 係 長 担当者

設計者

建築士事務所登録 第 01A00879 号
有限会社 桑山一級建築士事務所

縮 尺 S=1/200 図面番号

A-03
11

7

塗装改修工事

・ 材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外
防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・ 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所： ）

・ 下地調整

塗替え R B 種の場合の既存塗膜の除去範囲
※塗替え面積の30% ・ 図示 ・
既存錆止め塗料の鉛含有量調査 ・ 行う（ 箇所）
・ 行わない

下地調整

下地面の種類	下地調整の種類別		ひび割れ部の補修
	塗替え	新規	
木部	※ R B 種 ・	・ R A 種 ・ R B 種	－
鉄鋼面	※ R B 種 ・	R A 種	－
亜鉛めっき鋼面	※ R B 種 ・	R A 種	－
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具等）	※ R B 種 ・	R C 種	－
モルタル、プラスター面	※ R B 種 ・	・ R A 種 ・ R B 種	・ 行う ・ 行わない
コンクリート面 (DP 以外)、 ALC パネル面	※ R B 種 ・	R A 種	・ 行う ・ 行わない
押出成形セメント板面	・ R A 種 ・ R B 種 ・ R C 種 ・	・ R A 種 ・ R B 種	・ 行う ・ 行わない
コンクリート面（DP）	○ R B 種 ・ R C 種	・ R A 種	・ 行う ○ 行わない
せっこうボード面及び その他ボード面	※ R B 種 ○ R A	・ R A 種 ・ R B 種	－

錆止め塗料塗りの種類別

塗装面		塗料の種類	工程の種類
鉄鋼面	EP-G 以外	塗替え	A 種 ※ C 種 ・
		新規見え掛り	A 種 ※ A 種 ・
		新規見え隠れ	A 種 ※ B 種 ・
	EP-G	塗替え	※ B 種 ・ A 種 ※ C 種 ・
		新規見え掛り	※ B 種 ・ A 種 ※ A 種 ・
		新規見え隠れ	※ B 種 ・ A 種 ※ B 種 ・
亜鉛めっき 鋼面	EP-G 以外	塗替え	※ A 種 ・ B 種 ※ C 種 ・
	EP-G	新規鋼製建具等	※ A 種 ・ B 種 ※ A 種 ・
		塗替え	C 種 ※ C 種 ・
新規鋼製建具等		C 種	※ A 種 ・

塗装

塗装の種類		塗装面		工程		
				塗替え	新規	
・ 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	塗料の種類 ※ 1 種 ・ 2 種	木部屋外		※ B 種 ・	※ A 種 ・	
		木部屋内		※ B 種 ・	※ B 種 ・	
		鉄鋼面		※ B 種 ・	※ B 種 ・ A 種	
		亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具)		※ A 種 ・	※ B 種 ・	
		亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具以外)		※ B 種 ・	※ B 種 ・	
・ クリヤラッカー塗り (CL)				※ B 種 ・ A 種	※ B 種 ・ A 種	
・ フタル酸樹脂エナメル塗り (FE)				－	－	
・ アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)				※ B 種 ・ A 種	※ B 種 ・ A 種	
・ 耐候性塗料塗り (DP)		鉄鋼面 上塗り等級 () 級		・	A 種	
		亜鉛めっき鋼面		・	A 種	
		上塗り等級 () 級		・		
		コンクリート面及び押出成形セメント板面		・	・ A-1 種 ・ B-1 種 ・ C-1 種	
・ つや有合成樹脂エマルシ ンペイント塗り (EP-G)		コンクリート面等		※ B 種 ・	・ A 種 ・ B 種	
		屋内の木部		※ B 種 ・	※ A 種 ・	
		屋内の鉄鋼面		※ B 種 ・	・ A 種 ・ B 種	
		屋内の亜鉛めっき鋼面		※ B 種 ・	・ A 種 ・ B 種	
○ 合成樹脂エマルションペ イント塗り (EP)	・ 合成樹脂エマルション模 様塗料塗り (EP-T)			※ B 種 ・	・ A 種 ・ B 種	
				※ B 種 ・	・ A 種 ・ B 種	
・ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)				※ B 種 ・ A 種	※ B 種 ・ A 種	
・ オイルステイン塗り (OS)		塗料 (・ 油性 ・ 水性)		－	－	
・ 木材保護塗料塗り (WP)				※ B 種 ・ A 種	※ B 種 ・ A 種	

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、鉄鋼面、プラスター面、せっこうボ-ド面、その他ボ-ド面）の塗替えの場合のしめ止め

・

※改修標準仕様書表7.9.1の工程1の下塗りをしめ止めシーラーとする

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしめ止め

・

※改修標準仕様書表7.10.1の工程1の下塗りをしめ止めシーラーとする

・ 高日射反射率塗料塗り [G]

下地調整（改修標準仕様書表7.2.2） ・ R A 種 ※ R B 種 ・ R C 種

工程	塗料その他				塗付容量 (kg/㎡)
	規格番号	規格名称	種類	等級	
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2 種	・ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級	塗料製造所の仕様による

9

環境配慮改修工事

・ ガラス改修工事

複層ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ
○ 建具表による
断熱性による区分
・ T 1 ・ T 2 ・ T 3 ・ T 4 ・ T 5 ・ T 6
日射取得性、日射遮蔽性による区分
・ G ・ S
乾燥気体の種類
・ 空気 ・ アルゴン
上記以外は、改修特記仕様書5章 建具改修工事による

9.4.2.3]

ユニット工事

・ ユニットバス
ユニットシャワー
車いす洗面器

・ 詳細仕様は、A-27参照
・ ユニットバス
ユニットバス1014タイプ TOTO EHV1014UA
ユニットバス1216タイプ TOTO EKV1216UM
・ ユニットシャワー
ユニットシャワー1216タイプ TOTO ESV1216UR
・ 車いす洗面器
TOTO マーブライトカウンター式 NO. 00001

事業者名

独立行政法人 国立青少年教育振興機構

作成年月日
令和 4年 7月

工事名

国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事

図面名

特 記 仕 様 書 4

課 長

施設課長

係 長

担当者

設計者

建築士事務所登録 第 01A00879 号
有限公司 桑山一級建築士事務所

縮 尺

S=1/200

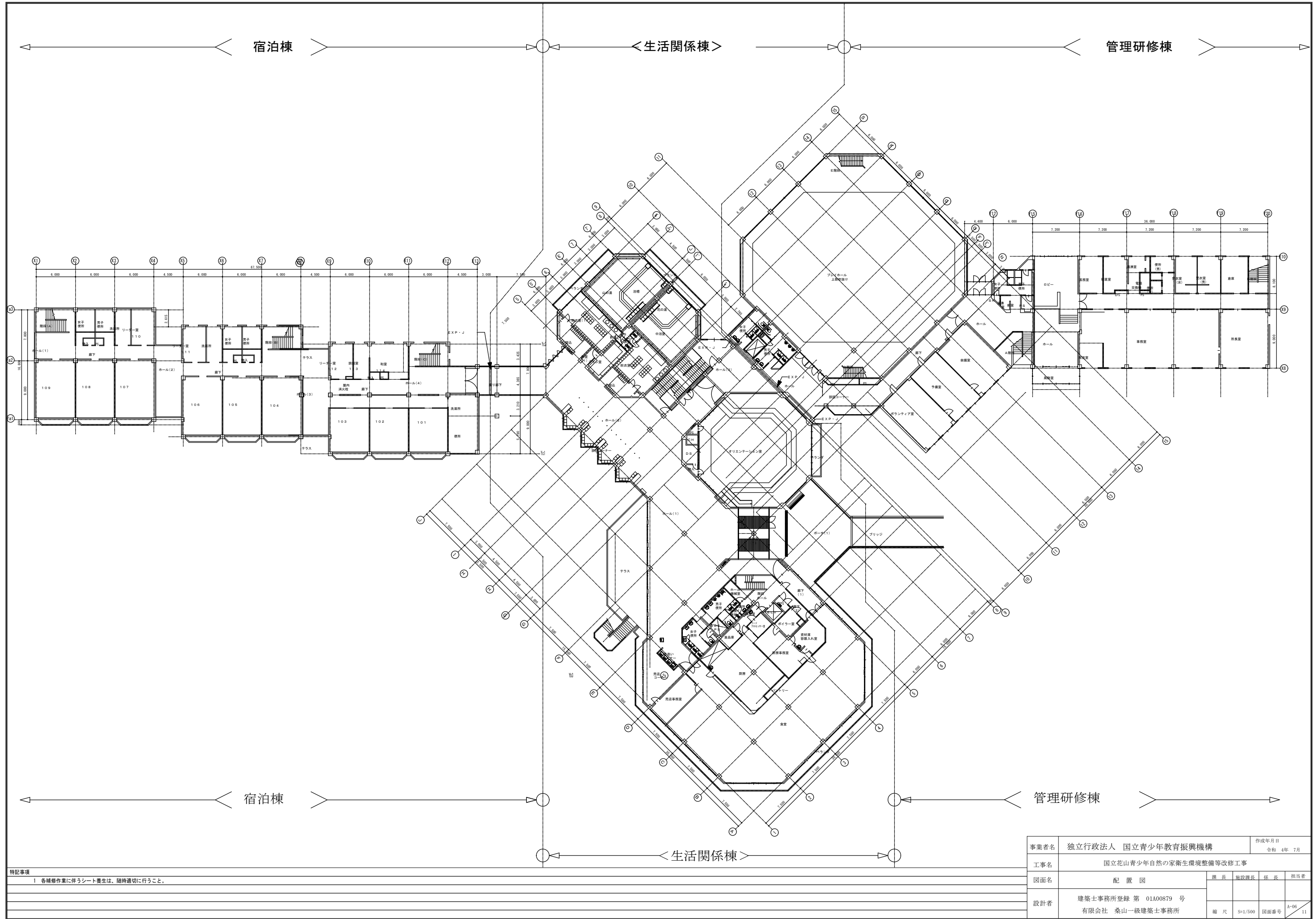
図面番号

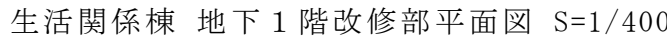
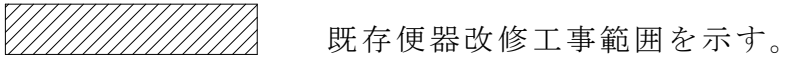
A-04

11

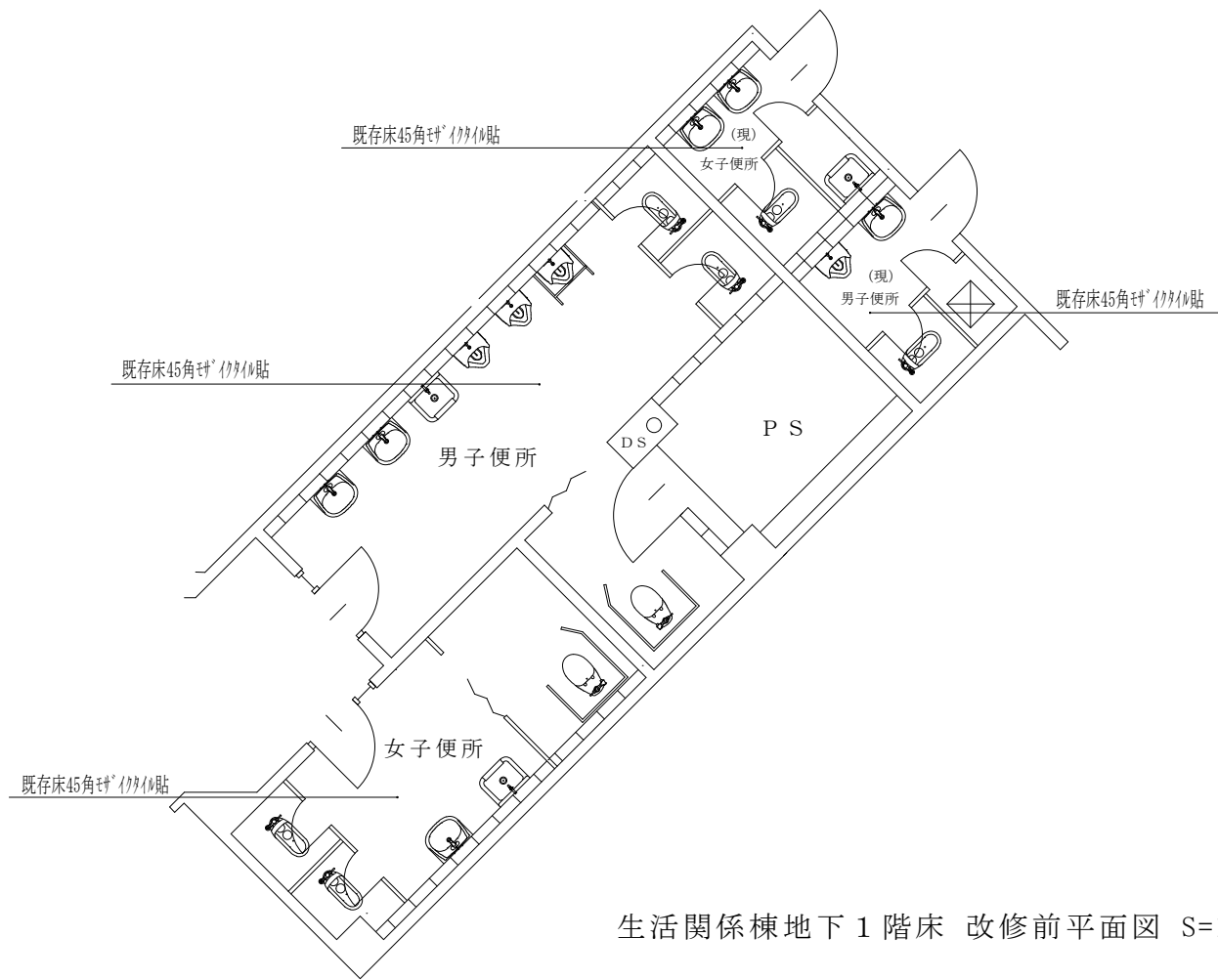


事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	作成年月日 令和 4年 7月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	位置図・案内図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所	縮 尺	S=1/200	図面番号	A-05 11

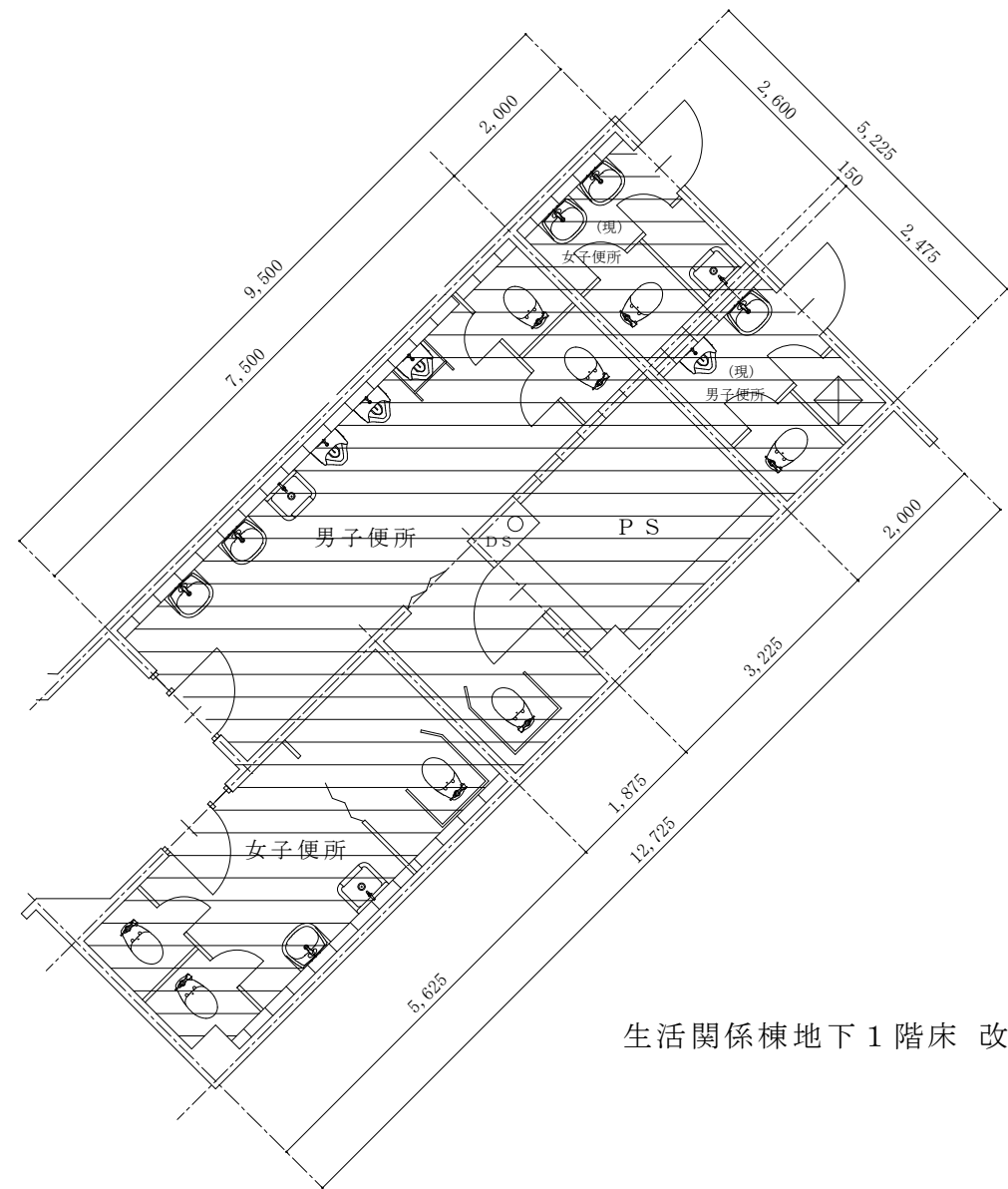




事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			作成年月日 令和 4年 7月	
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 地下 1 階改修部平面図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者		建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所	縮 尺	S=1/400	図面番号



生活関係棟地下1階床 改修前平面図 S=1/100



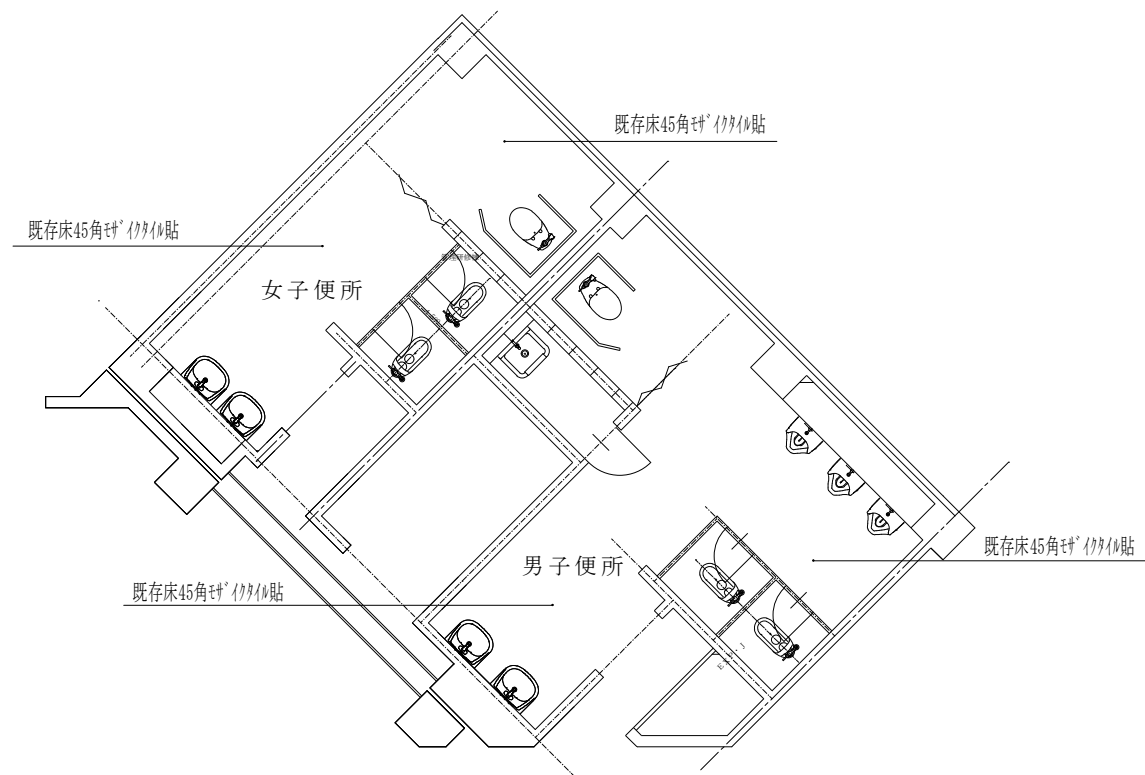
生活関係棟地下1階床 改修後平面図 S=1/100

生活関係棟 地下1階 (A) 改修平面図 S=1/100

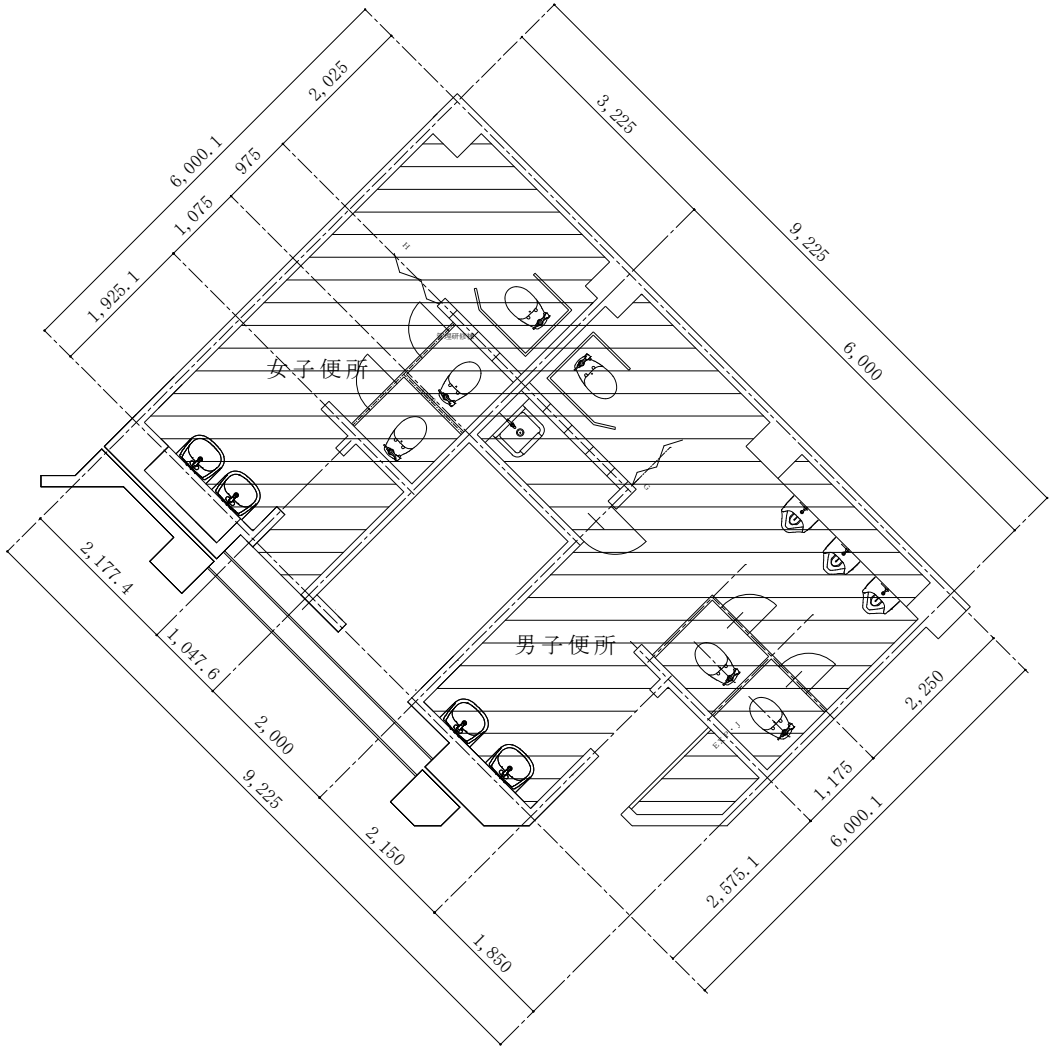


既存床45角モザイクタイル(ベーキングモルタル厚10mm下地)左官均し後
長尺塩ビシート張り2.0mm(溶接工法貼)を示す。

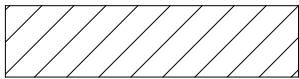
事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	作成年月日 令和 4年 7月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 地下 1 階 (A) 床 改修前・改修後平面図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/100	図面番号	A-08 11



生活関係棟地下1階床 改修前平面図 S=1/100



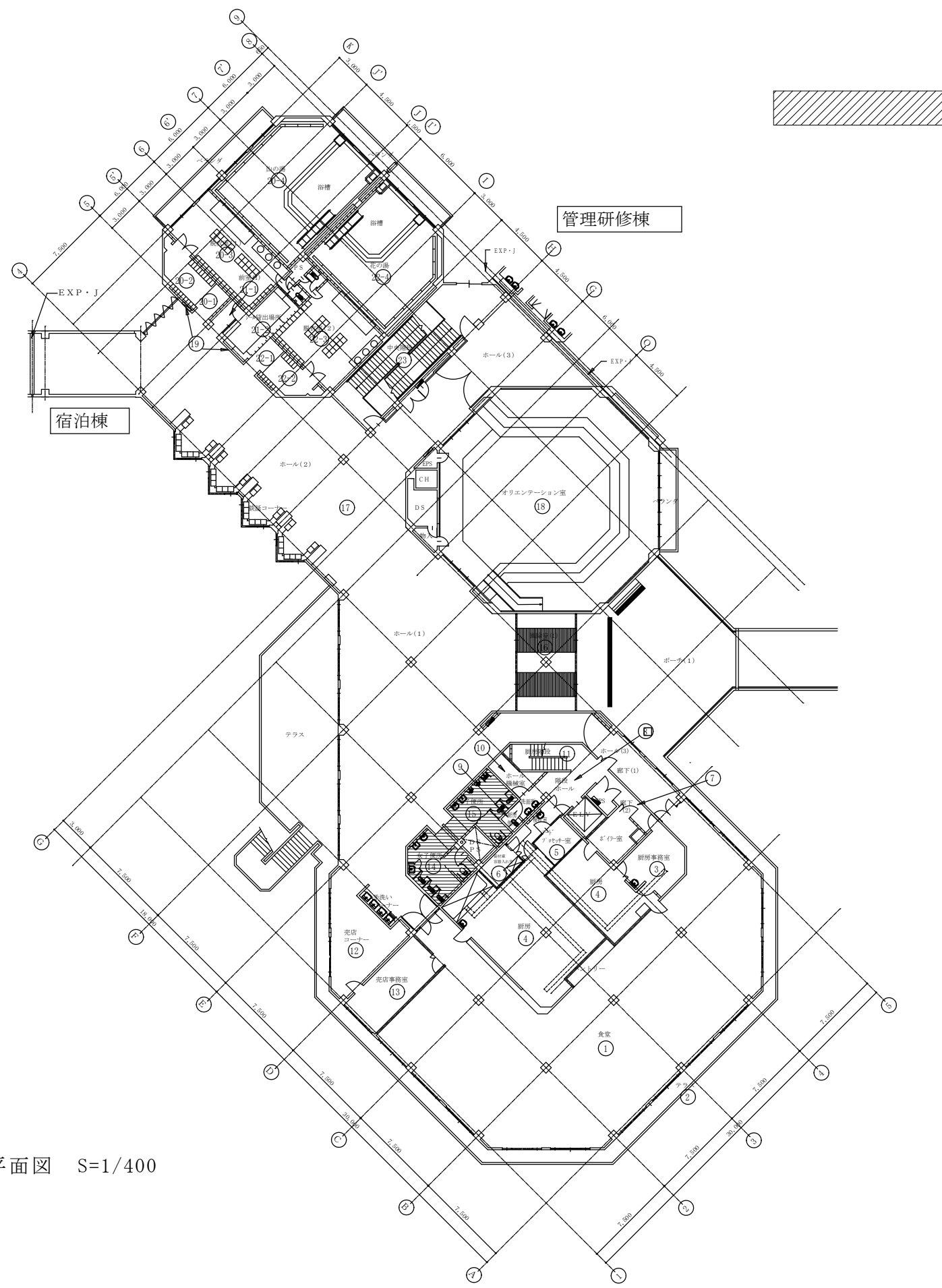
生活関係棟地下1階床 改修後平面図 S=1/100



既存床45角材^{イタイル}(^{レベリングモルタル}厚10mm下地)左官均し後
長尺塩ビシート張り2.0mm(溶接工法貼)を示す。

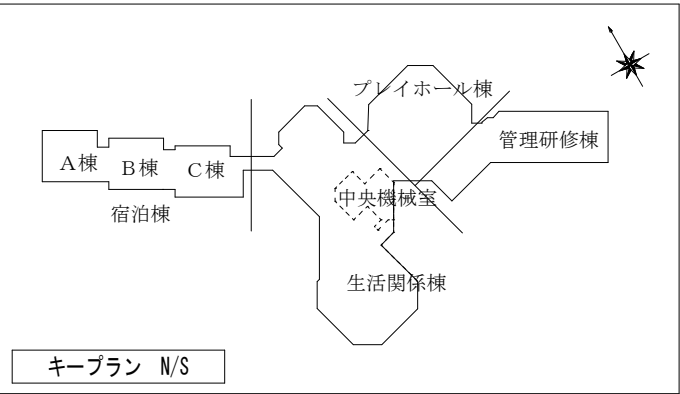
生活関係棟 地下1階 (B) 平面図 S=1/100

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			作成年月日 令和 4年 7月	
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 地下1階 (B) 床 改修前・改修後平面図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/100	図面番号	A-09 11

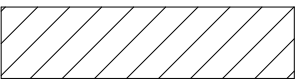


既存便器改修工事範囲を示す。

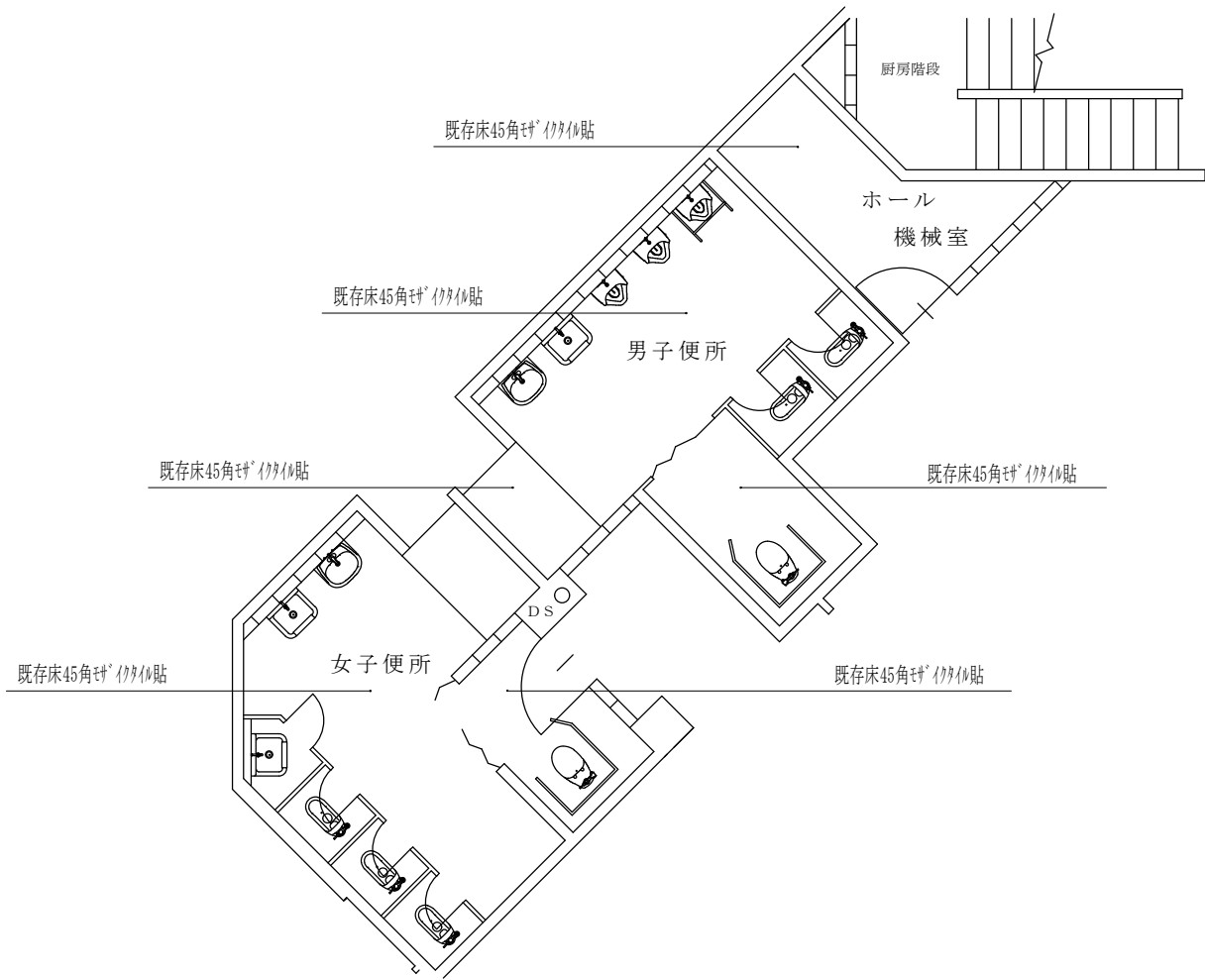
生活関係棟 1階改修部平面図 S=1/400



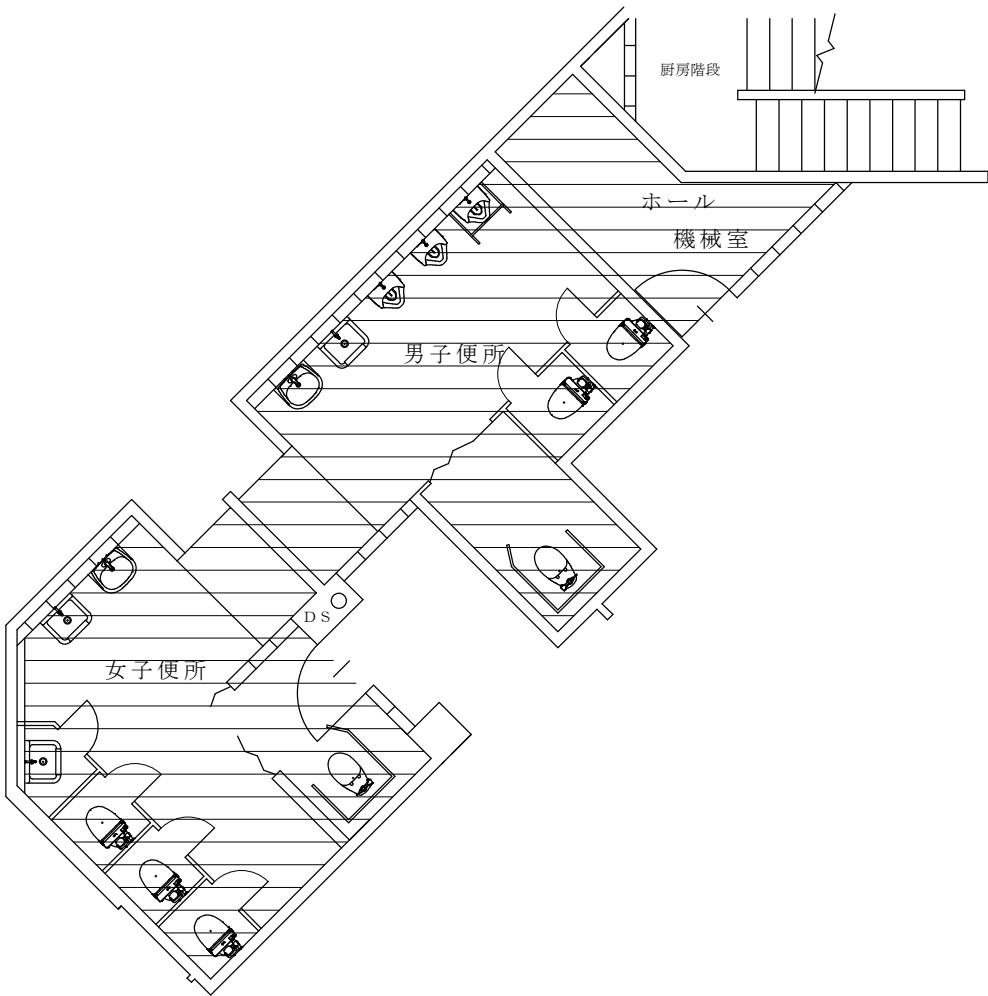
事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構		作成年月日 令和 4年 7月		
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 1階改修部平面図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/400	図面番号	A-10 11



既存床45角セラミック(ベールンクモルタル厚10mm下地)左官均し後
長尺塩ビシート張り2.0mm(溶接工法貼)を示す。



生活関係棟 1 階改修前平面図 S=1/100



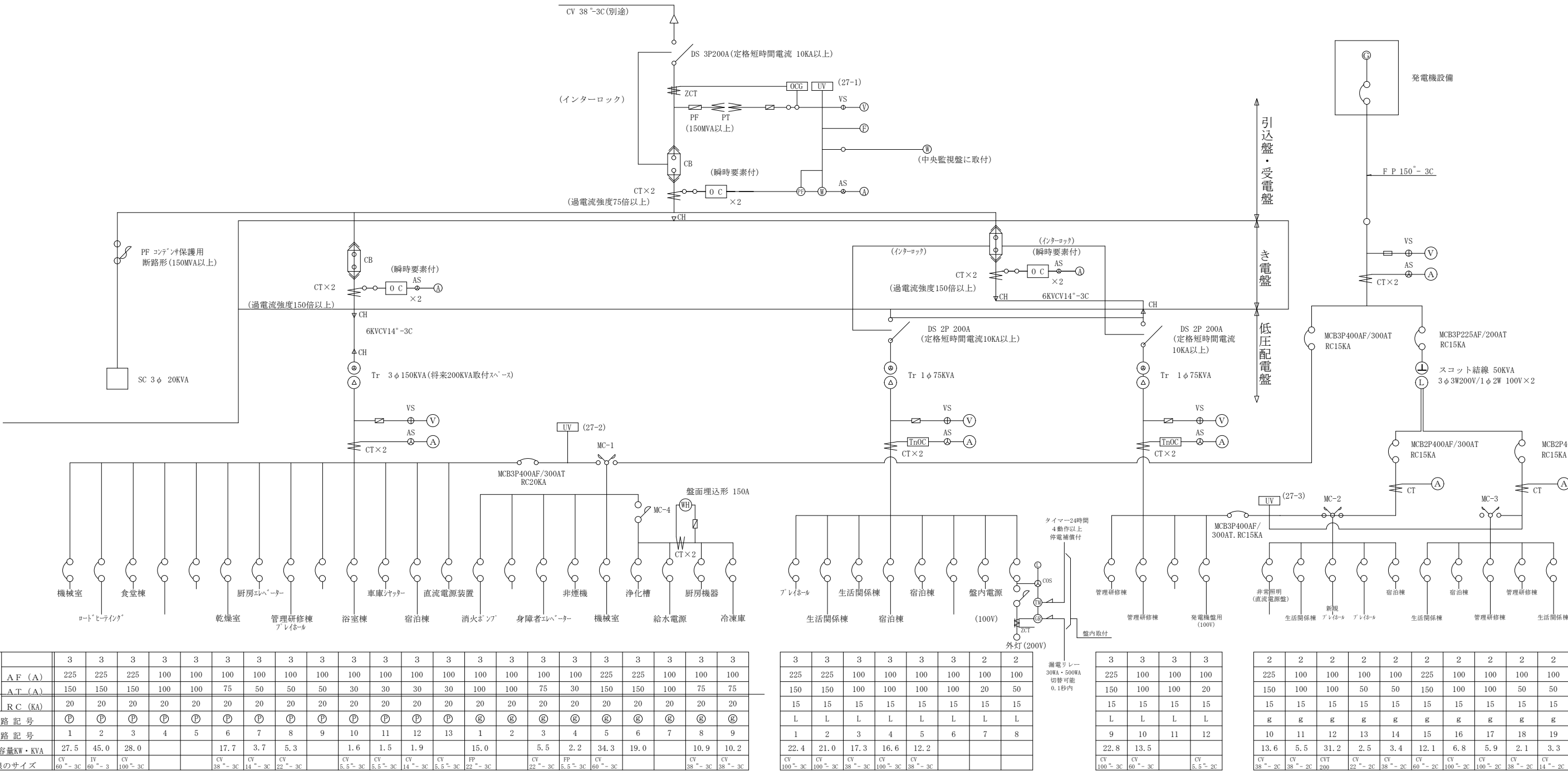
生活関係棟 1 階改修後平面図 S=1/100

生活関係棟 1 階平面図 S=1/100

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			作成年月日 令和 4年 7月	
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 1 階改修前・改修後平面図		課 長	施設課長	係 長 担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
			縮 尺	S=1/100	図面番号 A-11 18

電気設備工事特記仕様書		項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
1. 工 事 概 要		● 発生材の処理等 (第1編1.3.9) [第1編1.9.1]	発生材の処理は、下記による。 (1) 引置きを要するもの 1) 品 名 _____ 2) 引置き先 _____ 3) 集積場所 _____ 4) 集積方法 _____ (2) 特別管理産業廃棄物 1) 品 名 _____ 2) 処理方法 _____ (3) 現場において再利用するもの 1) 品 名 _____ 2) 使用場所 _____ (4) 再生資源化するもの 1) 品 名 蛍光管 _____ (5) その他の発生材 1) 品 名 照明器具、配線器具、スピーカー、電線 _____ 2) 処理方法 産業処分 _____	● 完成時の 提出図書 (第1編1.7.1～3) [第1編1.11.1～3]	● 完成時の提出図書 (第1編1.7.1～3) [第1編1.11.1～3]	● ケーブルの 端処理等 (第2編2.1.1) [第2編2.1.2]	ケーブルの端処理で、端処理材料を用いて処理する場所には下記による。
2. 完成期限 令和 5 年 2 月 28 日 (火 曜 日)							種 別 施工箇所及びケーブル種別 電気室 6kV ENECET88sq
3. 建物概要							
建 物 名 称		宿泊棟	生活間係棟				
工 種		改修	改修				
構 造		RC造	RC造				
階 数		地下1階地上3階	地下1階地上1階				
建築基準法による 建築面積 (㎡)		建築面積 (㎡)					
消防法施行令附表第一の区分		7項	7項				
改修面積 (㎡)		3,388㎡	4,399㎡				
備 考							
4. 工事種目 (●印の付いたものが対象工事種目)							
及び屋外 工事種目		工 事 種 別					
● 電灯設備		一式	一式				
● 動力設備		一式	一式				
○ 電気自動車充電設備							
○ 電熱設備							
○ 雷保護設備							
● 受変電設備		一式	一式				
○ 電力貯蔵設備							
○ 発電設備							
● 構内情報通信設備		一式	一式				
○ 構内交換設備							
○ 情報表示設備							
○ 映像・音響設備							
● 拡声設備		一式	一式				
● 誘導支援設備		一式	一式				
● テレビ共同受音設備		一式	一式				
○ 監視カメラ設備							
○ 駐車場管理設備							
○ 防犯・入退室管理設備							
● 火災検知設備		一式	一式				
○ 中央監視制御設備							
○ 構内配電回路							
○ 構内通信回路							
● 発生材処理		一式	一式				
5. 指定部分		● 無 ○ 有	対象部分 (工部部5号版 指定部分 年 月 日 令和 年 月 日 (曜 日)				
6. 概成工期		● 無 ○ 有	令和 年 月 日 (曜 日)				
(第1編1.1.2) 、[第1編1.1.2]							
II 工事仕様							
1. 共通仕様			● 材料の品質等 (第1編1.4.2) [第1編1.4.2]				
(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構発注工事請負契約規則第二章第19条の工事請負契約基準、 現場説明書、図面 30 枚及び本特記仕様書 1 枚によるほか、●印の付いたものを適用する。 ● 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成31年版) (以下「標準仕様書」という。) ● 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成31年版) (以下「改修標準仕様書」という。) ● 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (平成31年版) (以下「標準図」という。) ● 文部科学省電気設備工事標準仕様書 (特記基準) (平成31年版) (以下「文科標準仕様書」という。) ● 文部科学省電気設備工事標準図 (特記基準) (平成31年版) (以下「文科標準図」という。) ● 工事写真撮影要領 (令和元年7月)							
(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。 なお、機械設備工事の特記仕様書は () 図、建築工事の特記仕様書は () 図による。							
2. 特記仕様							
(1) 本特記仕様書の表記							
1) 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。							
2) 項目に記載の [第 編 . . .] 内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。							
3) 項目に記載の [第 編 . . .] 内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。							
4) 項目に記載の<第 編 . . . >内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。							
項 目		特 記 事 項					
○ 適用区分		建築基準法に基づき定める風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速 (Vw) _____ m/s 地表面粗度区分 (○ I ○ II ○ III ○ IV) ○ 積雪荷重 建設省告示第145号における区域 別表 ()					

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構		作成年月日 令和 4年 7月	
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事			
図面名	電気設備工事 特記仕様書1	課 長	施設課長	係 長 担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所			
		縮 尺	S=1/200	図面番号 E-01 20



MCB		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	AF (A)	225	225	225	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	225	225	100	100	100
	AT (A)	150	150	150	100	100	75	50	50	50	30	30	30	30	100	100	75	150	75
	RC (KA)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	回路記号	Ⓟ	Ⓟ	Ⓟ	Ⓟ	Ⓟ	Ⓟ	Ⓟ	Ⓟ	Ⓟ	Ⓟ	Ⓟ	Ⓟ	Ⓟ	Ⓟ	Ⓟ	Ⓟ	Ⓟ	Ⓟ
	回路記号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2	3	4	5
	負荷容量KW・KVA	27.5	45.0	28.0			17.7	3.7	5.3		1.6	1.5	1.9	15.0		5.5	2.2	34.3	19.0
	電線のサイズ	CV 60 ⁺ -3C	IV 60 ⁺ -3	CV 100 ⁺ -3C			CV 38 ⁺ -3C	CV 14 ⁺ -3C	CV 22 ⁺ -3C		CV 5.5 ⁺ -3C	CV 15.5 ⁺ -3C	CV 14 ⁺ -3C	CV 5.5 ⁺ -3C	CV 22 ⁺ -3C	CV 5.5 ⁺ -3C	CV 60 ⁺ -3C	CV 38 ⁺ -3C	CV 38 ⁺ -3C

3	3	3	3	3	3	2	2
225	225	100	100	100	100	100	100
150	150	100	100	100	100	20	50
15	15	15	15	15	15	15	15
L	L	L	L	L	L	L	L
1	2	3	4	5	6	7	8
22.4	21.0	17.3	16.6	12.2			
CV 100 ⁺ -3C	CV 100 ⁺ -3C	CV 38 ⁺ -3C	CV 100 ⁺ -3C	CV 38 ⁺ -3C			

3	3	3	3
225	100	100	100
150	100	100	20
15	15	15	15
L	L	L	L
9	10	11	12
22.8	13.5		
CV 100 ⁺ -3C	CV 60 ⁺ -3C		CV 5.5 ⁺ -2C

2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
225	100	100	100	100	225	100	100	100	100
150	100	100	50	50	150	100	100	50	50
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
13.6	5.5	31.2	2.5	3.4	12.1	6.8	5.9	2.1	3.3
CV 38 ⁺ -2C	CV 38 ⁺ -2C	CV 200	CV 22 ⁺ -2C	CV 38 ⁺ -2C	CV 60 ⁺ -2C	CV 100 ⁺ -2C	CV 100 ⁺ -2C	CV 38 ⁺ -2C	CV 14 ⁺ -2C

(1) 機器仕様

受電方式	分類	適用	備考	引き配電盤	分類	適用	備考
	受電圧	6 KV			配電盤形式	開鎖型配電盤 E 形 (JEM1153)	
	周波数	50HZ			配電盤分類	VS-11	
	制御方式	電気(直流)			遮断器種類	交流遮断器	定格電流200A
引込盤	配電盤形式	開鎖型配電盤 E 形 (JEM1153)		変圧器	配電盤形式	キュービクル型 JIS C4620 準拠	
	配電盤分類	VS-11			配電盤分類	"	
受電盤	配電盤形式	開鎖型配電盤 E 形 (JEM1153)			面数	4面	
	配電盤分類	VS-11			変相別	単相 三相	注
	遮断器種類	交流遮断器	定格電流200A	絶縁方式	容量	75 KVA 150 KVA 50 KVA	曲入式 乾式
	遮断電流	8 KA			絶縁方式	油入 油入	
					台数	2台 1台 1台	

(2) 制御

仕様	MC	MC-1	MC-2	MC-3	MC-4
機数		3	2	2	3
電流		300A	300A	300A	300A
級別		AC-3	AC-1	AC-1	AC-3

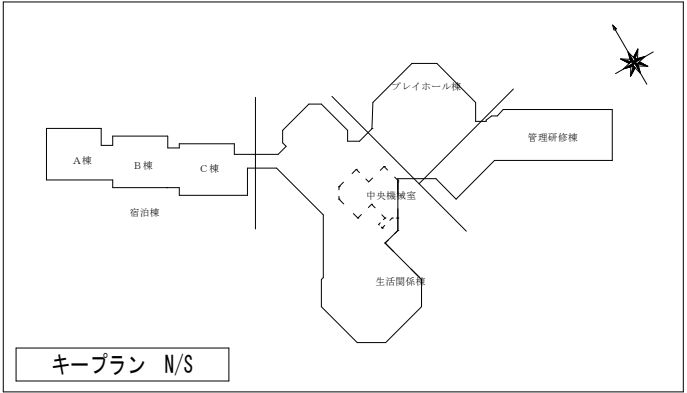
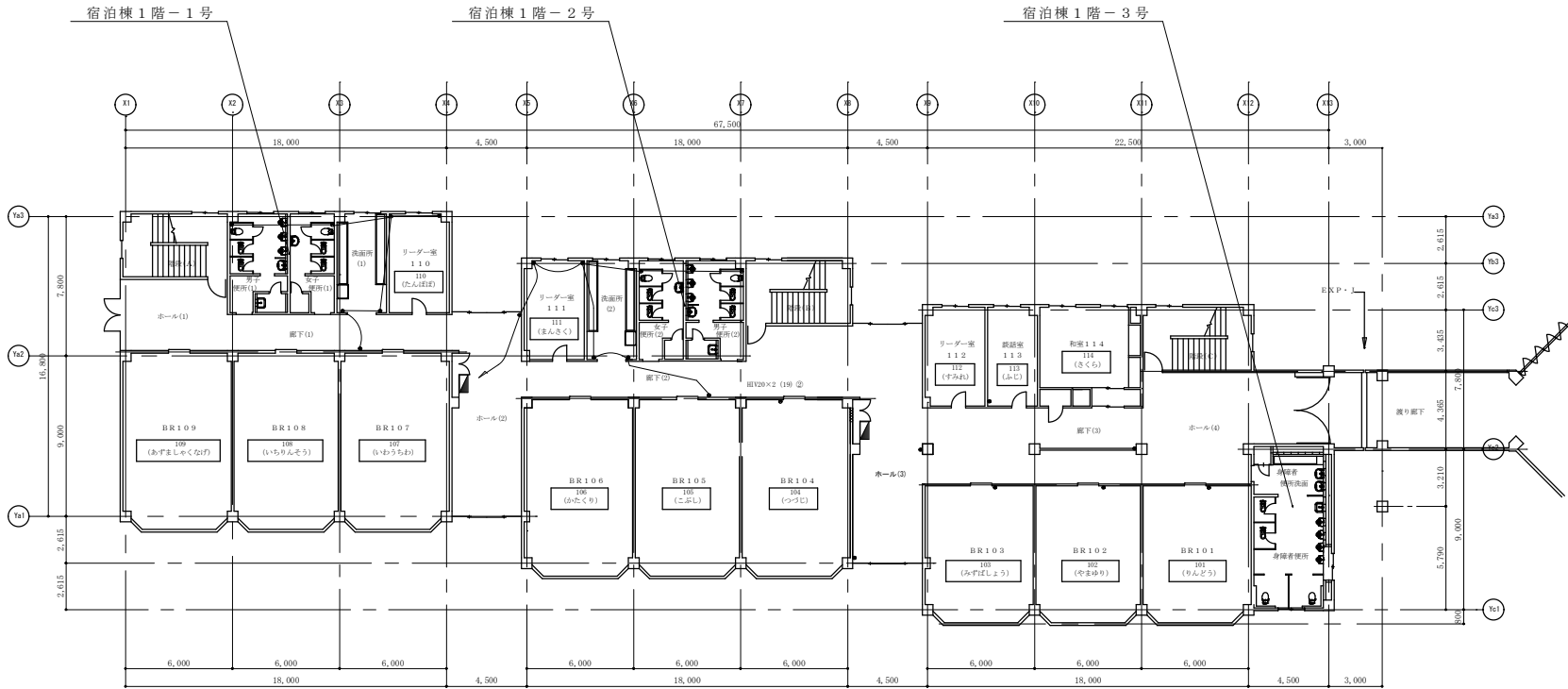
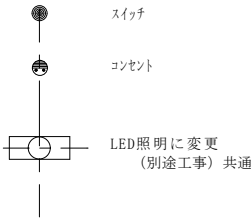
(3) 監視・警報

A) 下記の表示、警報を現場盤及び中央監視盤に設ける。

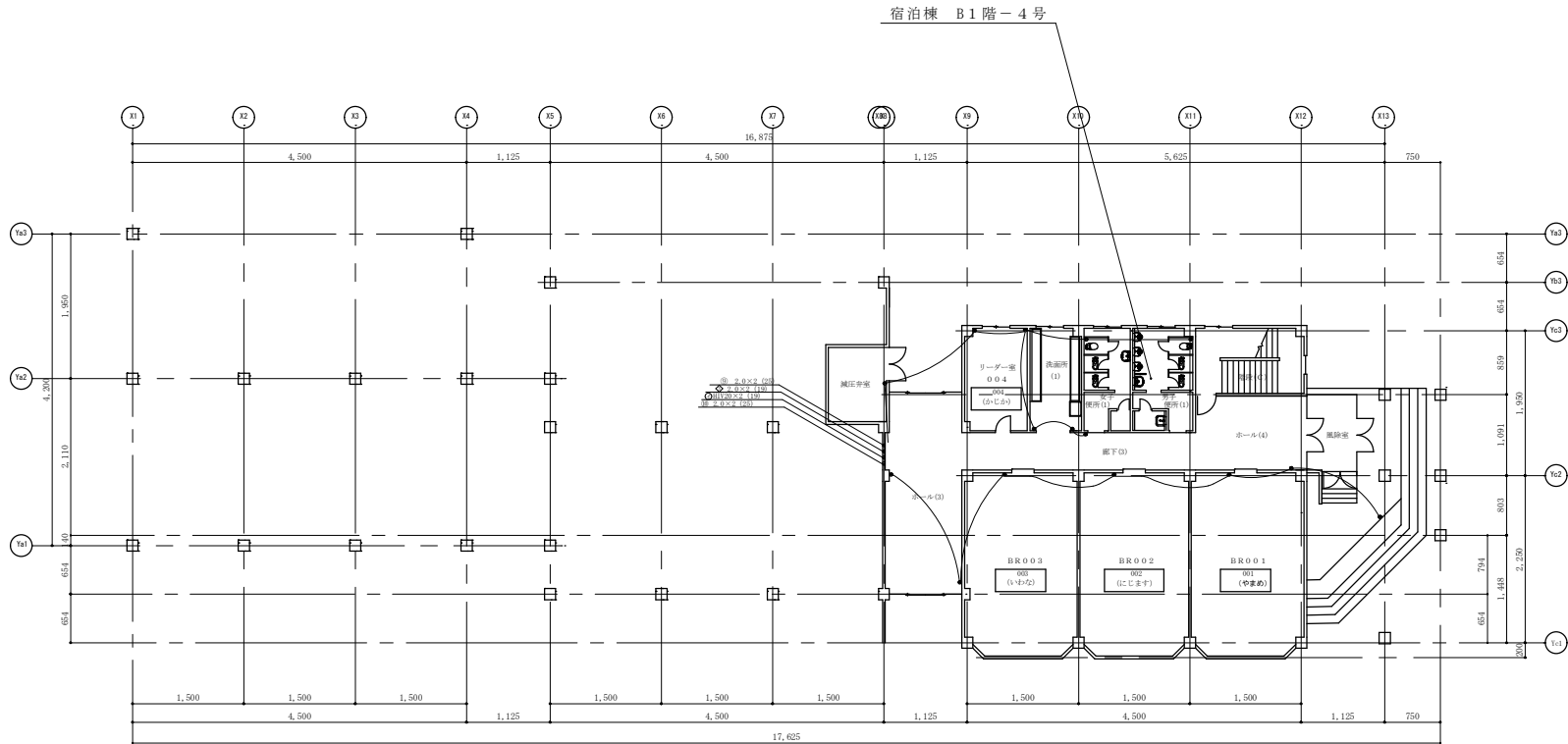
高圧盤	盤名称	項目	現場盤	中央監視盤	
		ラップ	ランプ	ランプ	ランプ
		グース(一活)	グース(一活)	グース(一活)	グース(一活)
		各CBの開閉	○ (ZLT式)	○	○
		各OCの動作	○	○	○
		OCGの動作	○	○	○
低圧盤		UVの動作	○	○	○
		SC用DF溶接	○	○	○
		各MCの開閉	○ (ZLT式)		
		各T.O.Cの動作	○	○	○
		各MCBのトリップ (盤毎に一活)	○	○	○

新規冷暖房

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				作成年月日 令和 4年 7月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事							
図面名	既存受変電設備単線接続図				課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号							
	有限会社 桑山一級建築士事務所				縮 尺	S=1/500	図面番号	E-02 20



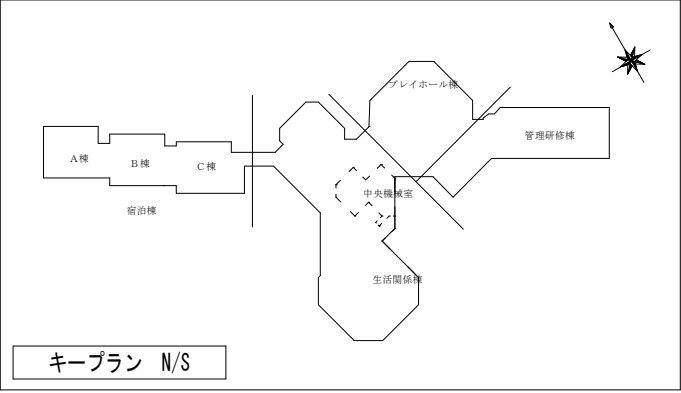
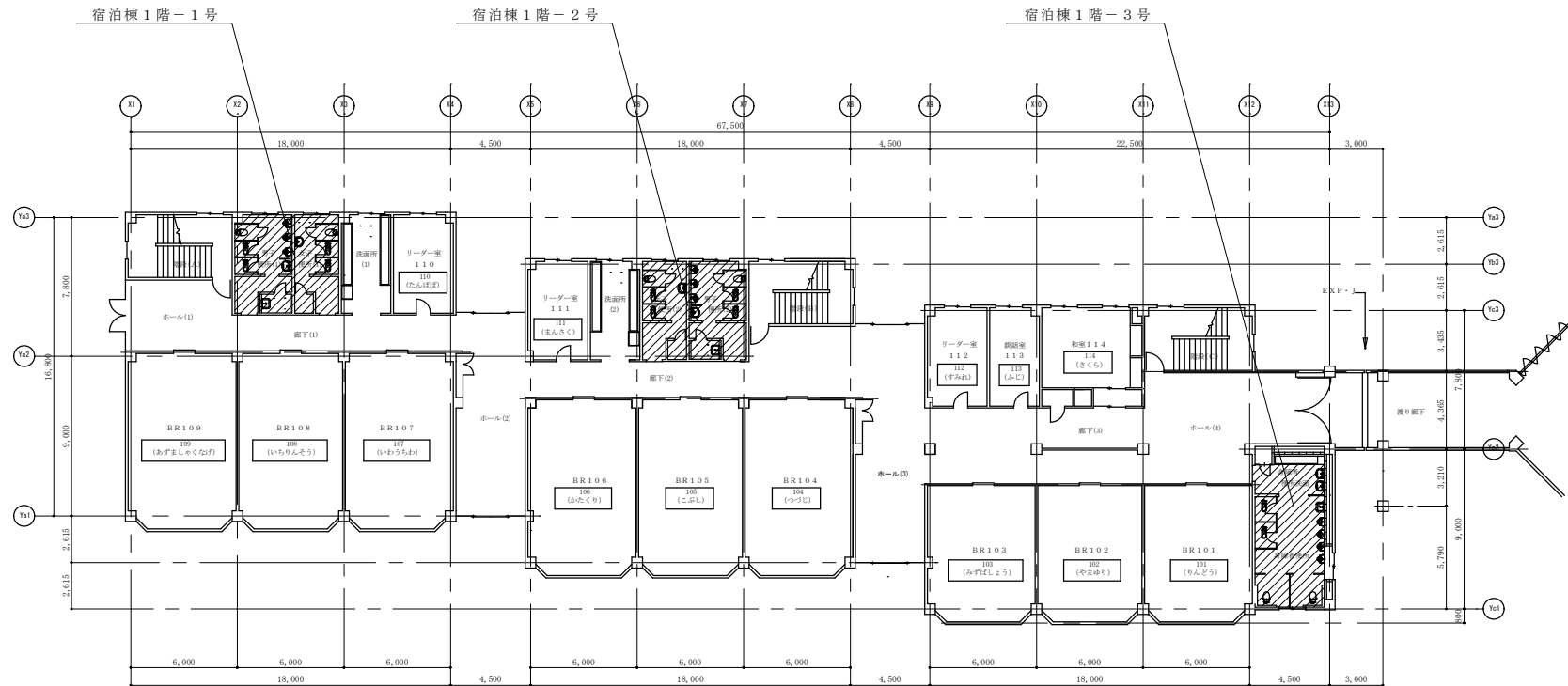
宿泊棟 1階コンセント配線図 S=1/200



宿泊棟 B1階コンセント配線図 S=1/200

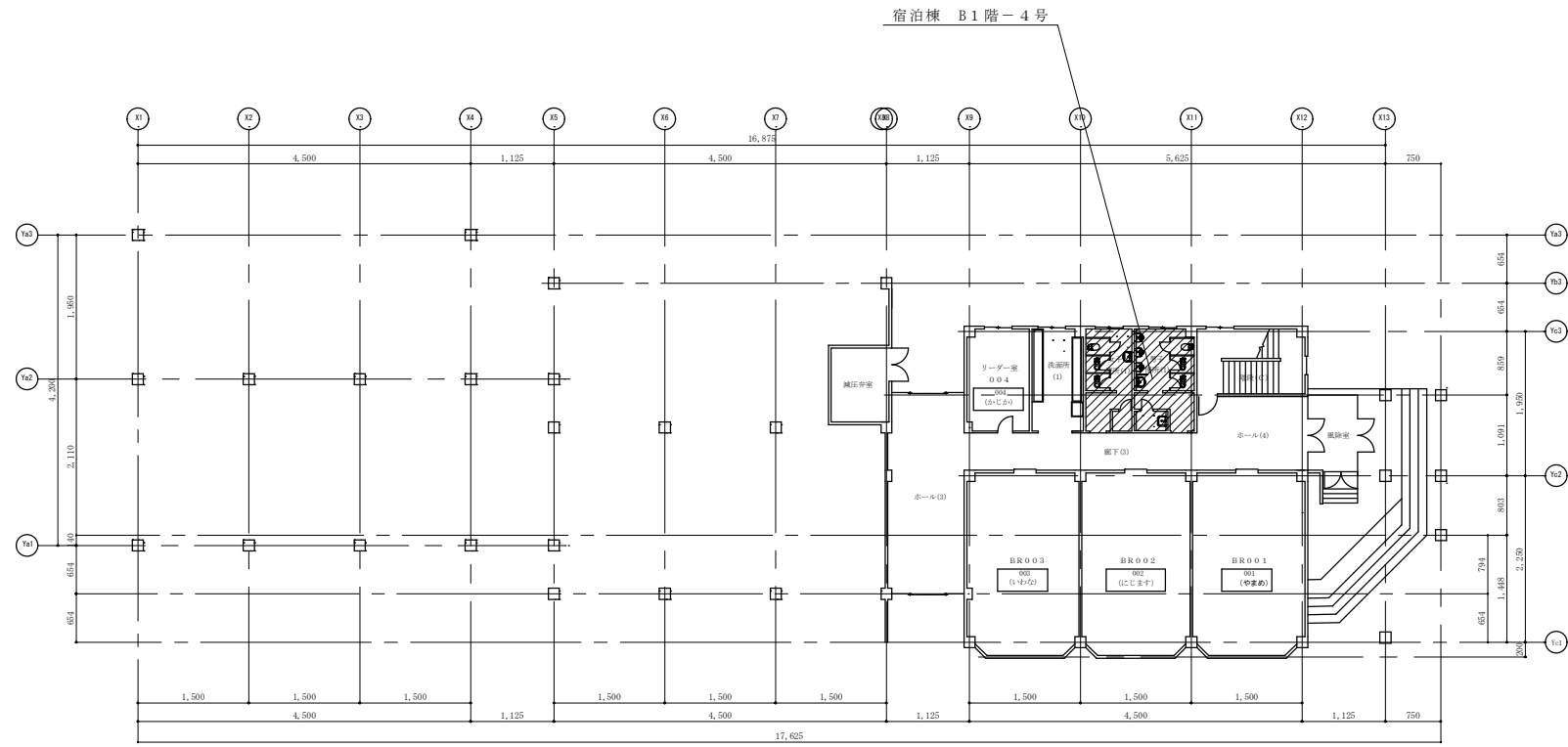
特記事項 配線図中、配線太さの記入なきものは 20×2 (19) とする

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				作成年月日
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				令和 4年 7月
図面名	(宿泊棟) 既存改修 前 B1階～1階コンセント配線図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所	縮 尺	S=1/50	図面番号	E-03 20



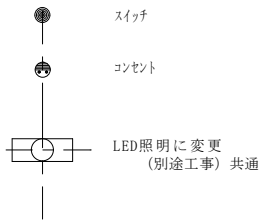
既存便器改修工事範囲を示す。

宿 泊 棟 1 階 平 面 図 S=1/200

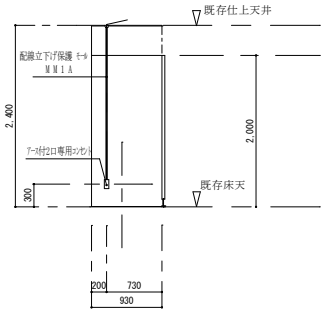


宿 泊 棟 B 1 階 平 面 図 S=1/200

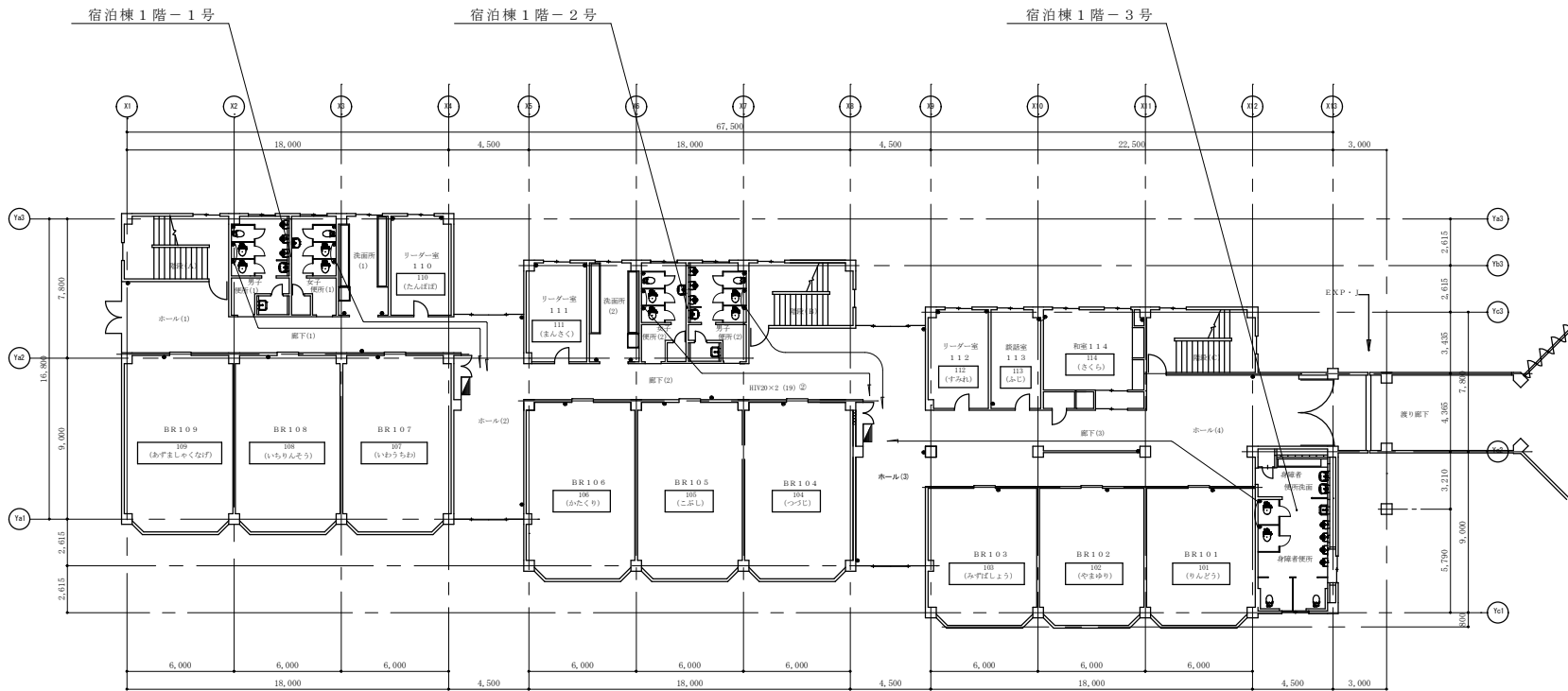
事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				作成年月日
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				令和 4年 7月
図面名	(宿泊棟) B1 階～1 階改修部平面図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所	縮 尺	S=1/50	図面番号	E-04 20



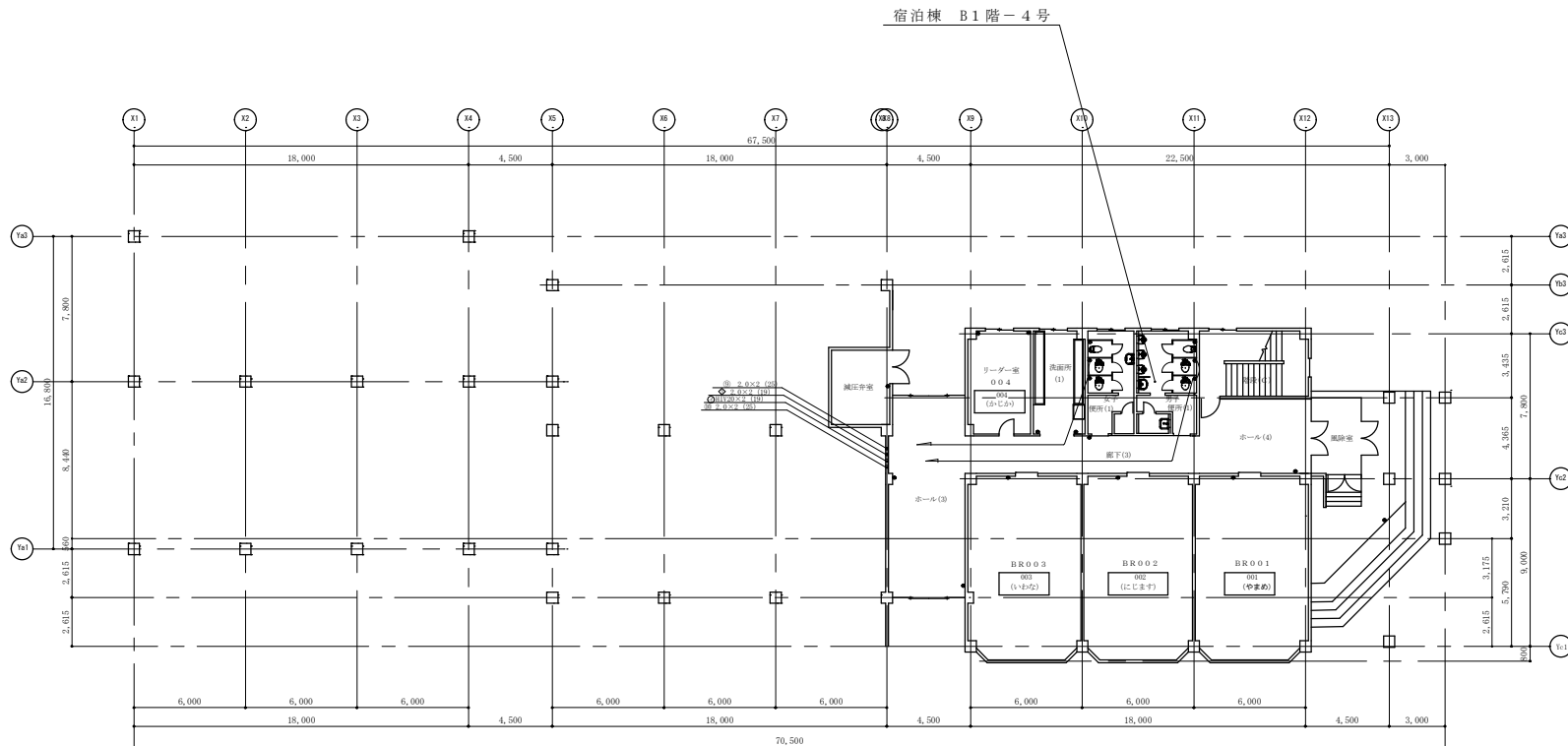
凡 例 (共通)



新規便器取替(オシロイ用)専用コンセント共通位置図 S=1/50

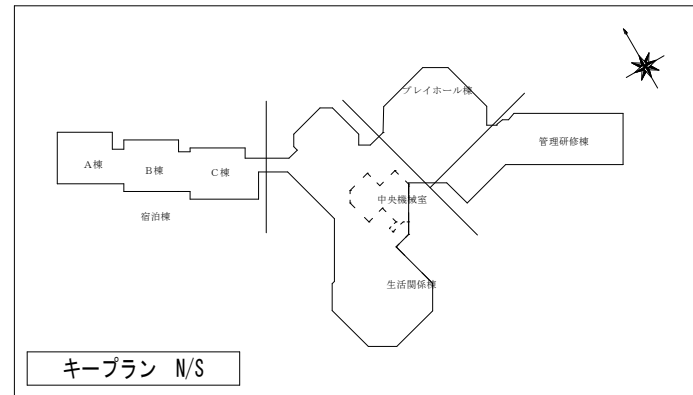


宿 泊 棟 1 階コンセント配線図 S=1/200



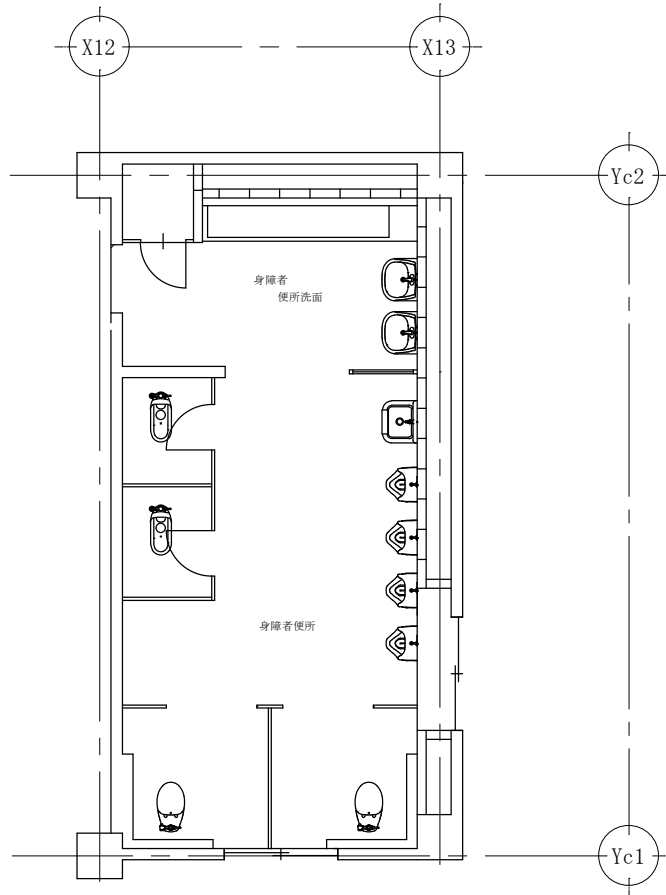
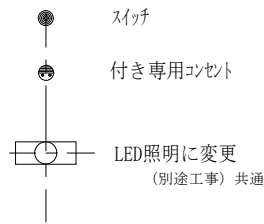
宿 泊 棟 B1 階コンセント配線図 S=1/200

特記事項 配線図中、配線太さの記入なきものは 20×2 (19) とする

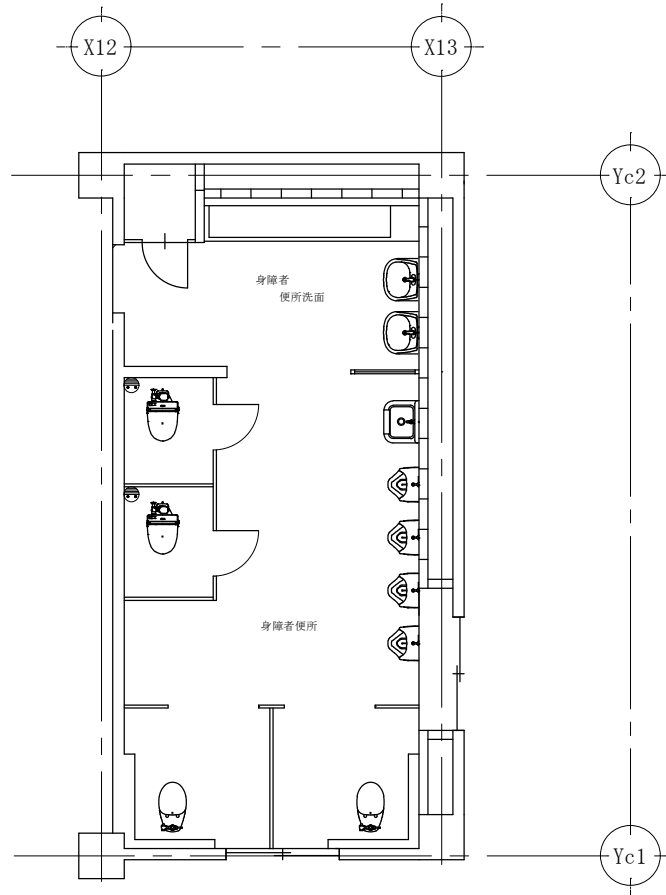


キープラン N/S

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	作成年月日 令和 4年 7月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(宿泊棟) 既存改修 後 B1 階～1 階コンセント配線図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所	縮 尺	S=1/50	図面番号	E-05
					20

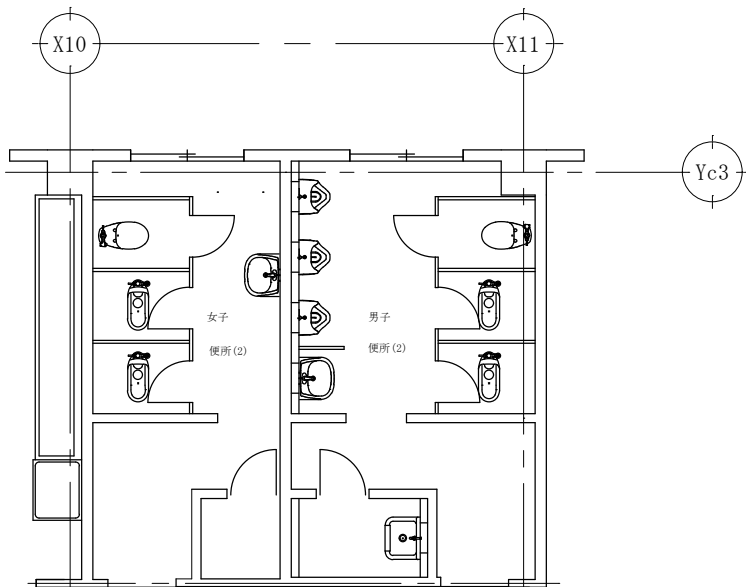


宿泊棟 1 階改修前平面図 S=1/50

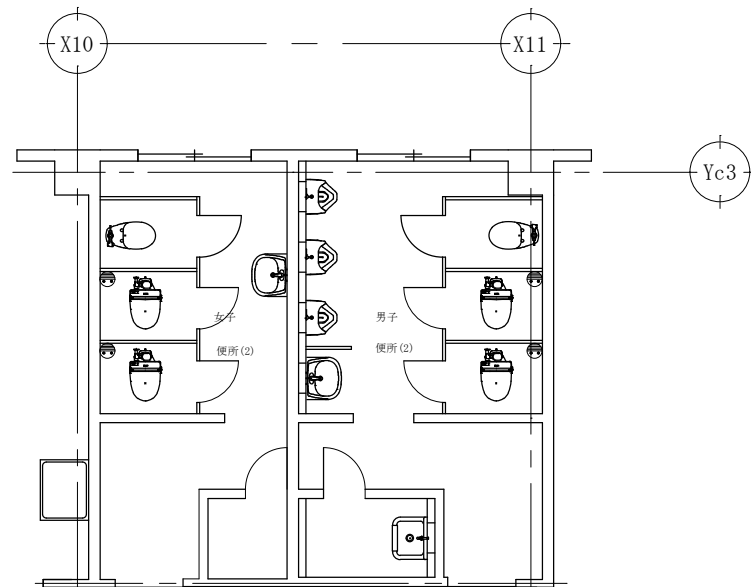


宿泊棟 1 階改修後平面図 S=1/50

宿泊棟 1 階-3 号電気改修平面図 S=1/50



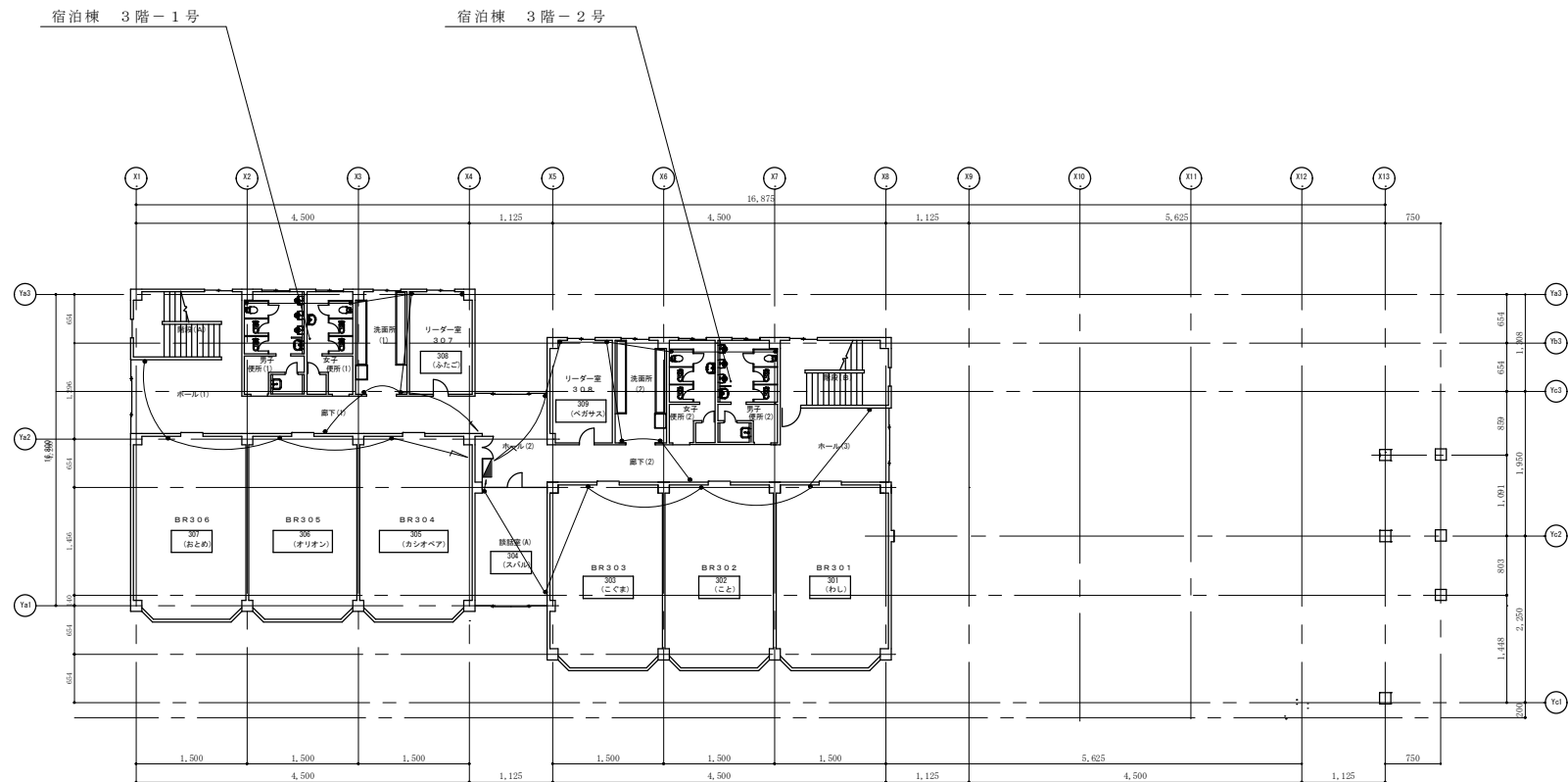
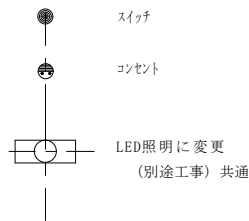
宿泊棟 1 階改修前平面図 S=1/50



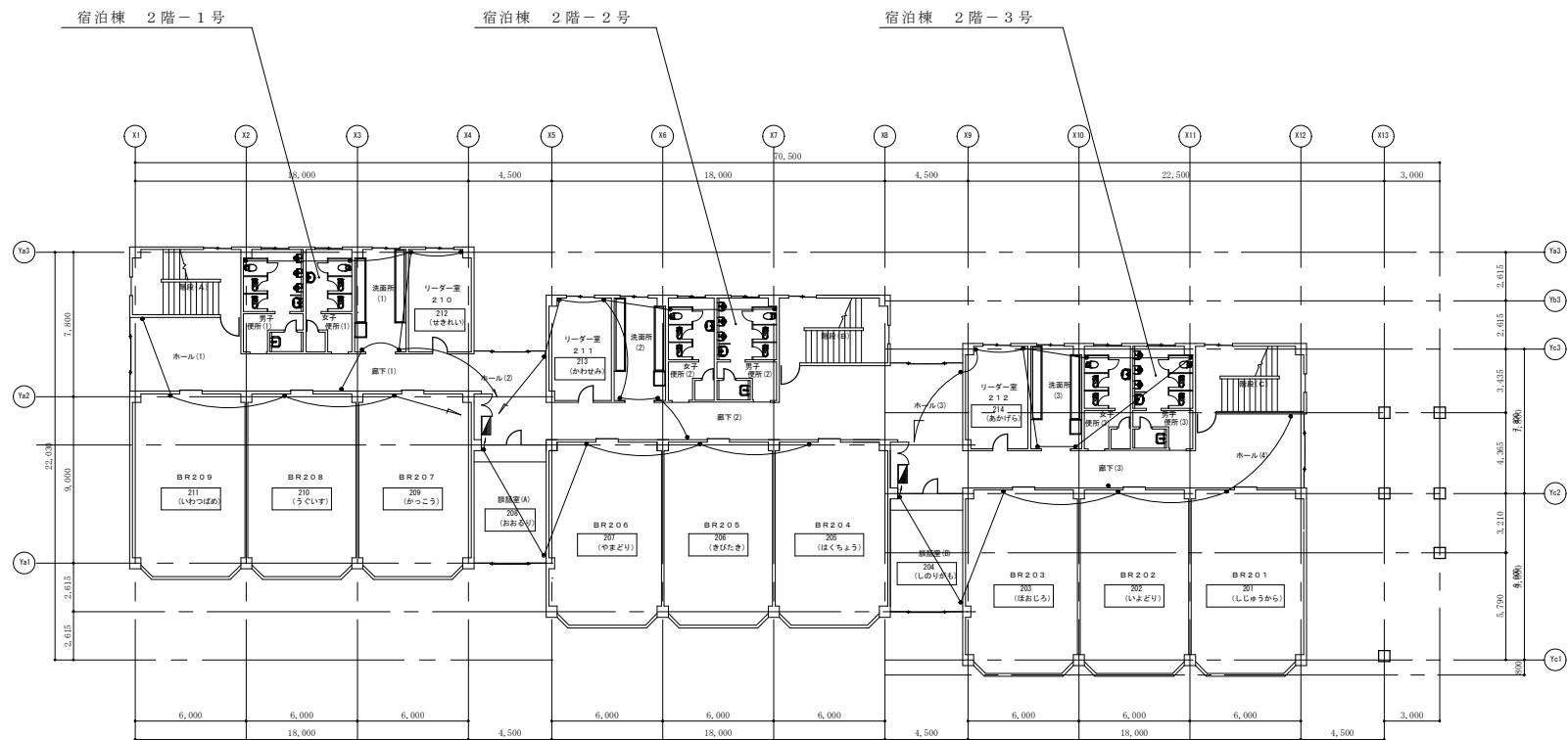
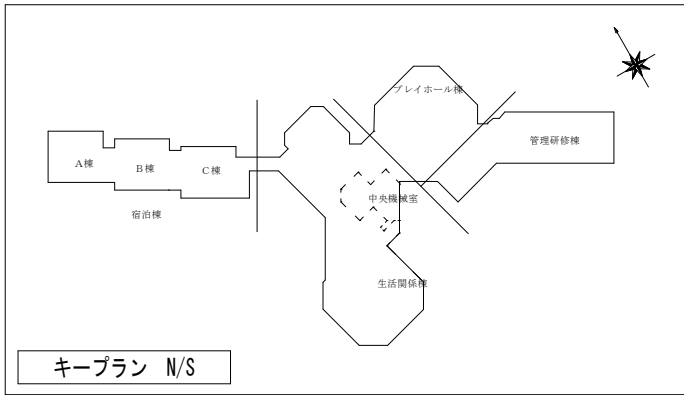
宿泊棟 1 階改修後平面図 S=1/50

宿泊棟 B1 階-4 号電気改修平面図 S=1/50

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				作成年月日 令和 4 年 7 月	
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事					
図面名	(宿泊棟) B1 階-4号・1 階-3号電気コンセント改修前・改修後設備図				課 長	施設課長 係 長 担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				縮 尺	S=1/50 図面番号



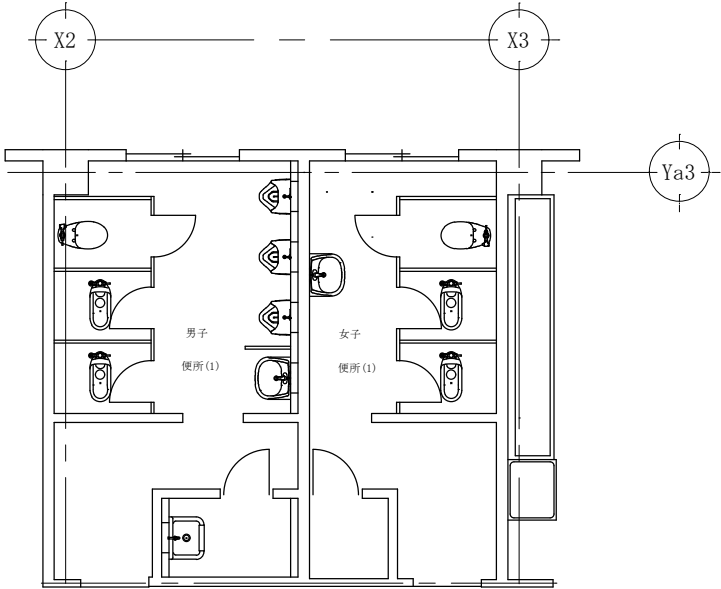
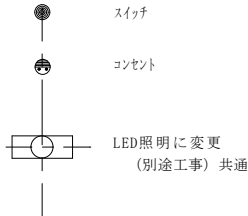
宿泊棟 3階コンセント配線図 S=1/200



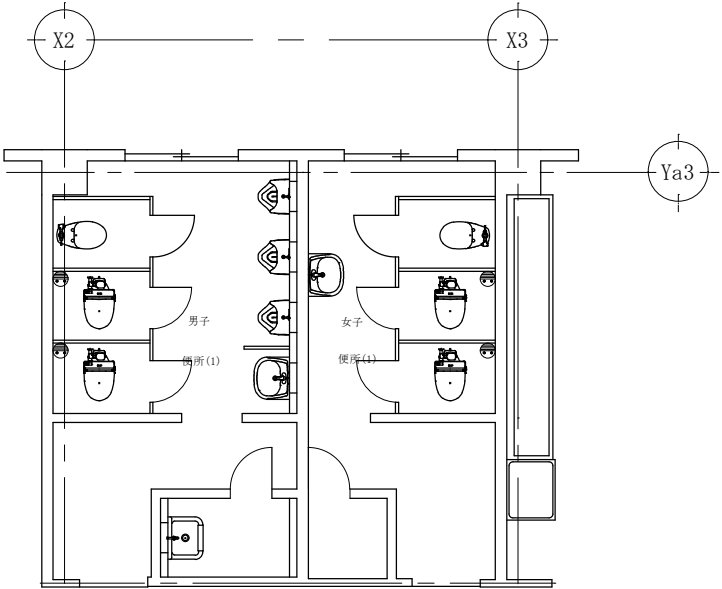
宿泊棟 2階コンセント配線図 S=1/200

特記事項 配線図中、配線太さの記入なきものは 2.0×2 (19) とする

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				作成年月日
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				令和 4年 7月
図面名	(宿泊棟) 既存改修 前 2階～3階コンセント配線図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所	縮 尺	S=1/200	図面番号	E-07 20

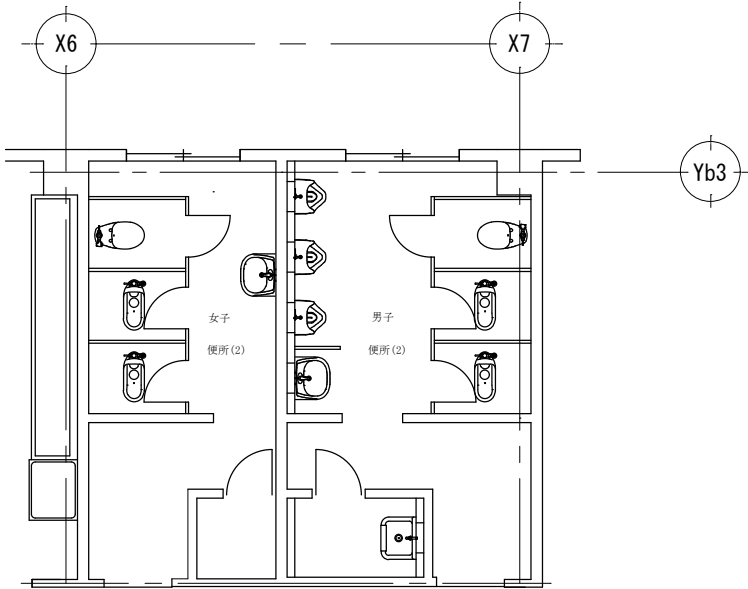


宿泊棟 2階-1号・電気コンセント・改修前設備図 S=1/50

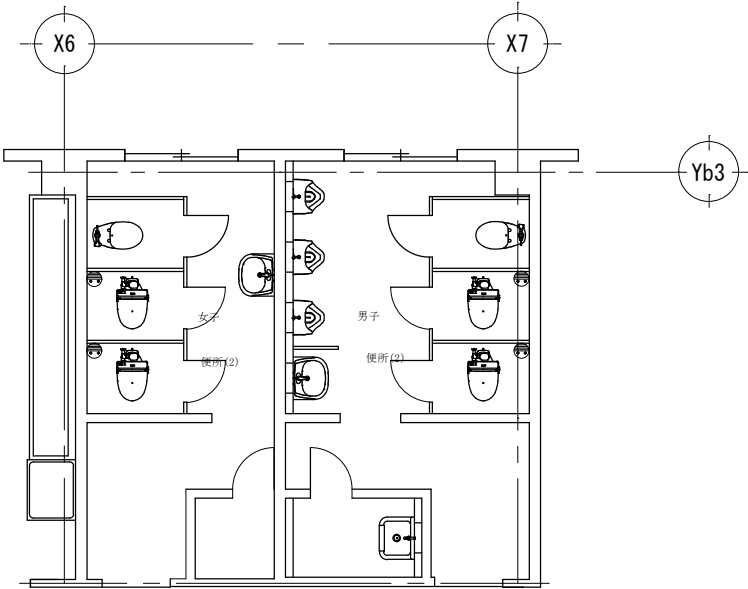


宿泊棟 2階-1号・電気コンセント・改修後設備図 S=1/50

宿泊棟 2階-1号電気設備改修平面図 S=1/50



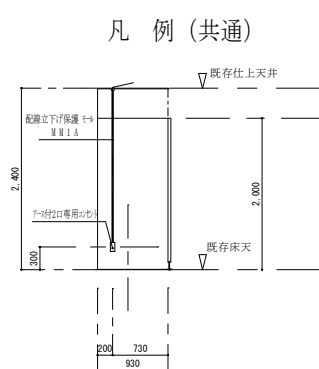
宿泊棟 2階-2号・電気コンセント・改修前設備図 S=1/50



宿泊棟 2階-2号・電気コンセント・改修後設備図 S=1/50

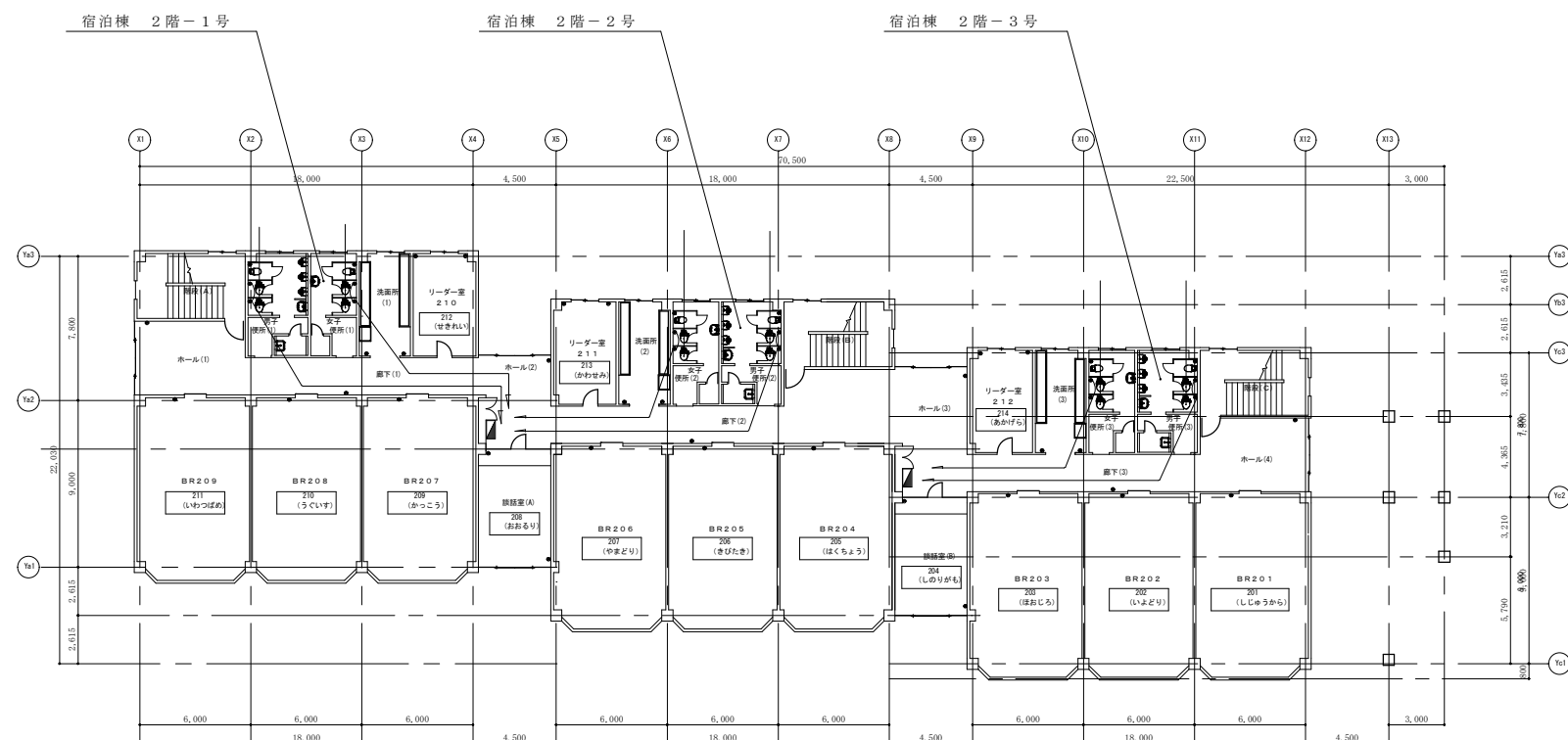
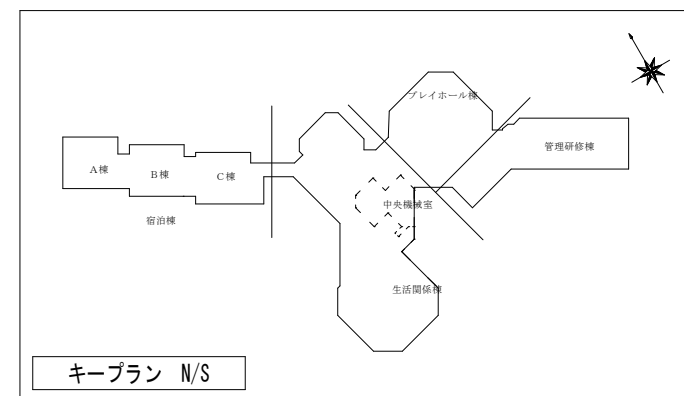
宿泊棟 2階-2号電気設備改修平面図 S=1/50

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				作成年月日
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				令和 4年 7月
図面名	(宿泊棟) 2階-1号・2号電気コンセント改修前・改修後設備図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/50	図面番号	E-08 20



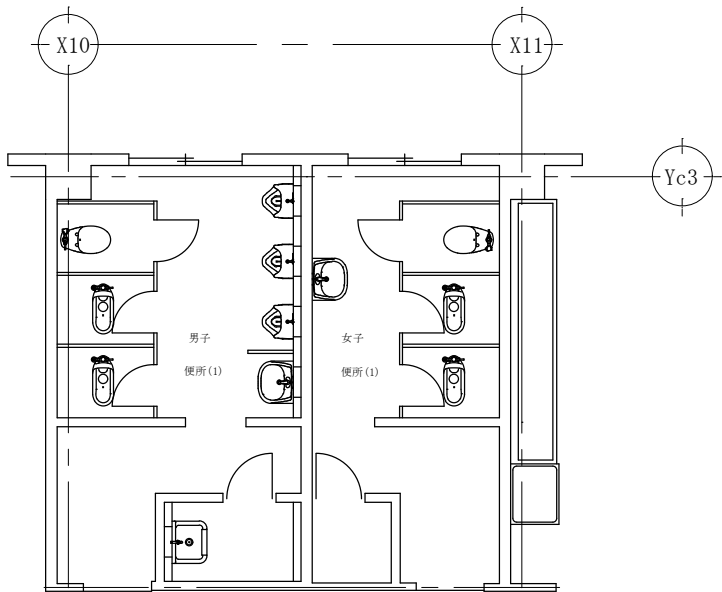
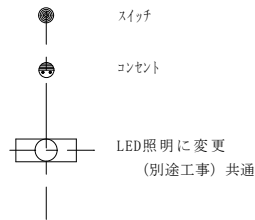
The floor plan is divided into two main sections: '宿泊棟 3階-1号' (Left) and '宿泊棟 3階-2号' (Right). The left section includes rooms labeled 'BR306', 'BR305', 'BR304', and 'BR303'. The right section includes rooms labeled 'BR303', 'BR302', and 'BR301'. The plan also shows common areas such as 'ホール(1)', 'ホール(2)', 'ホール(3)', '廊下(1)', '廊下(2)', '洗面所', 'リーダー室', and '安子 事務所'. Dimensions are provided for various sections, including a total width of 67,500 and a total length of 9,000. The plan is oriented with North at the top.

宿泊棟 3階コンセント配線図 S=1/200

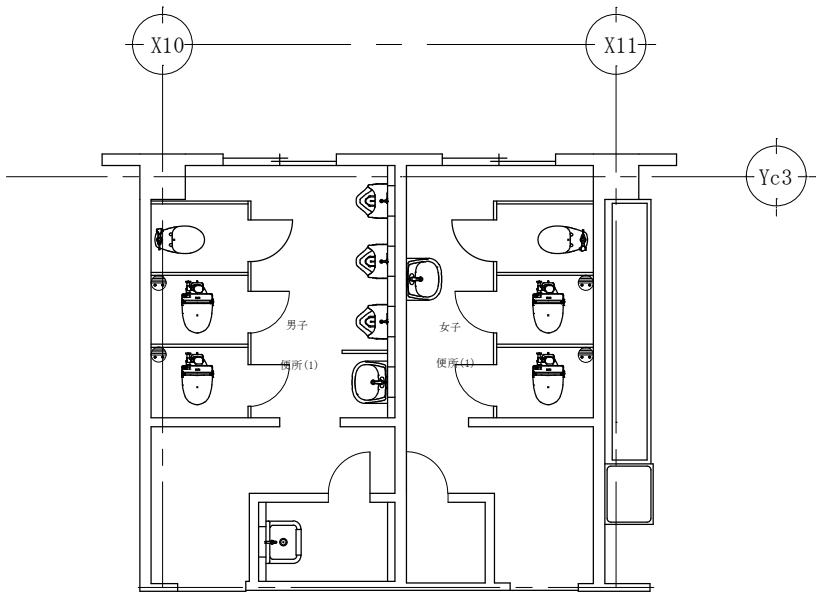


宿泊棟 2階コンセント配線図 S=1/200

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			作成年月日	令和 4年 7月
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(宿泊棟) 既存改修 後 2 階・3 階・7 楼配線図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A0879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/200	図面番号	E-09 20



宿泊棟 2階-3号・電気コンセント・改修前設備図 S=1/50

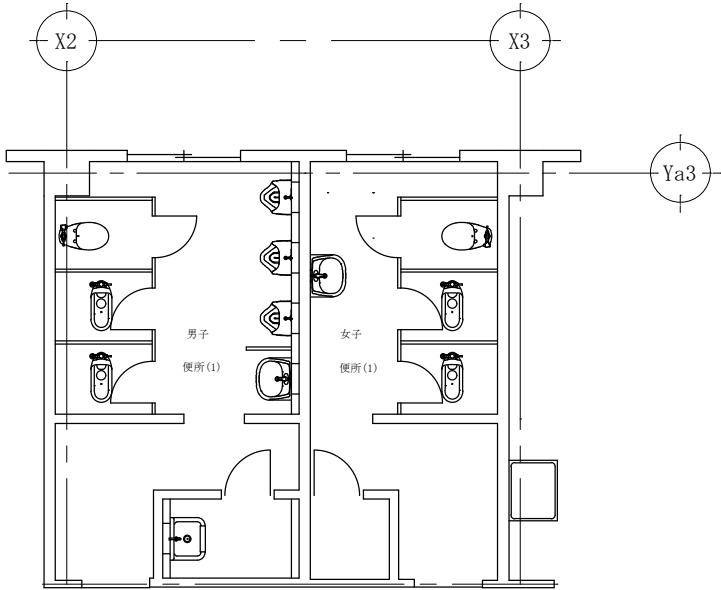
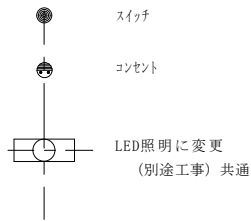


宿泊棟 2階-3号・電気コンセント・改修後設備図 S=1/50

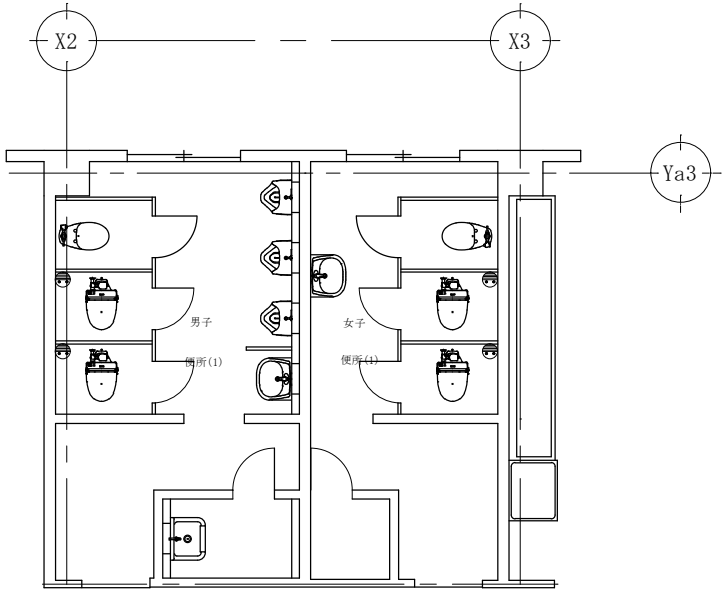
宿泊棟 2階-3号電気設備改修平面図 S=1/50

事業者名		独立行政法人 国立青少年教育振興機構		作成年月日 令和 4年 7月			
工事名		国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事					
図面名		(宿泊棟) 2階・3号電気コンセント改修前・改修後設備図		課長	施設課長	係長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所						
			縮尺	S=1/50	図面番号	E-10 20	

(宮城)

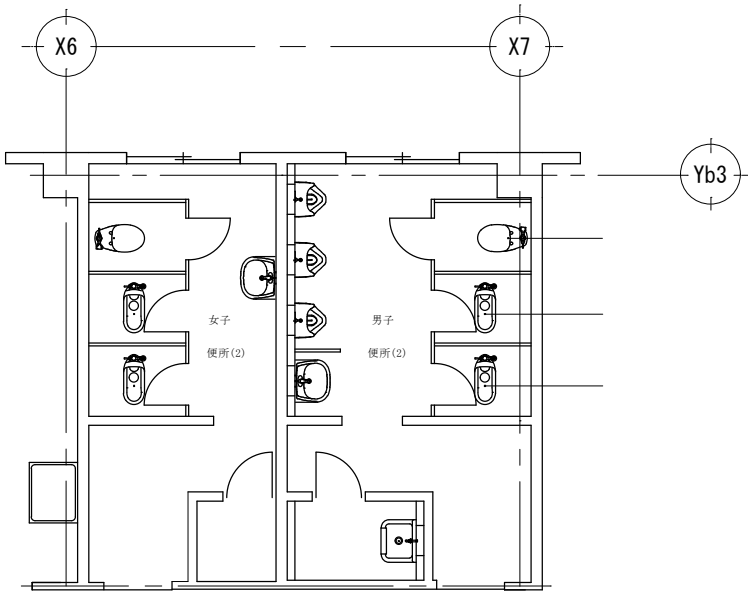


宿泊棟 3 階改修前平面図 S=1/50

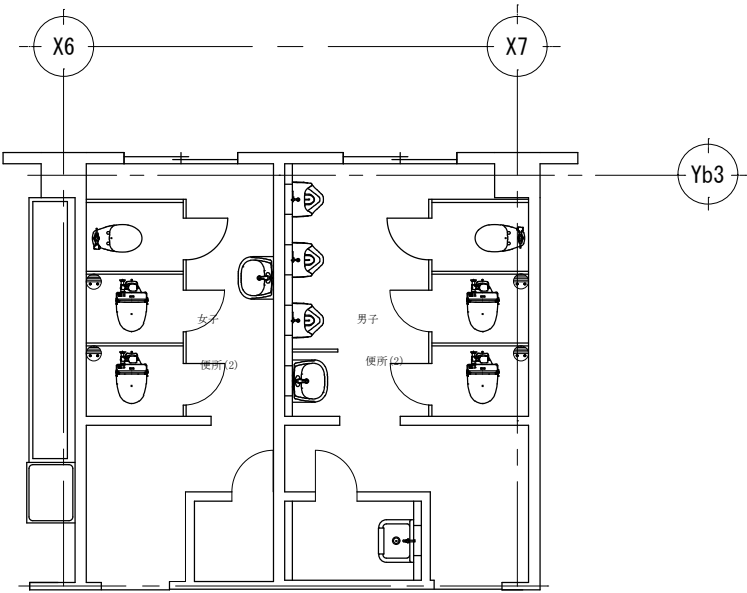


宿泊棟 3 階改修後平面図 S=1/50

宿泊棟 3 階-1 号電気設備改修平面図 S=1/50



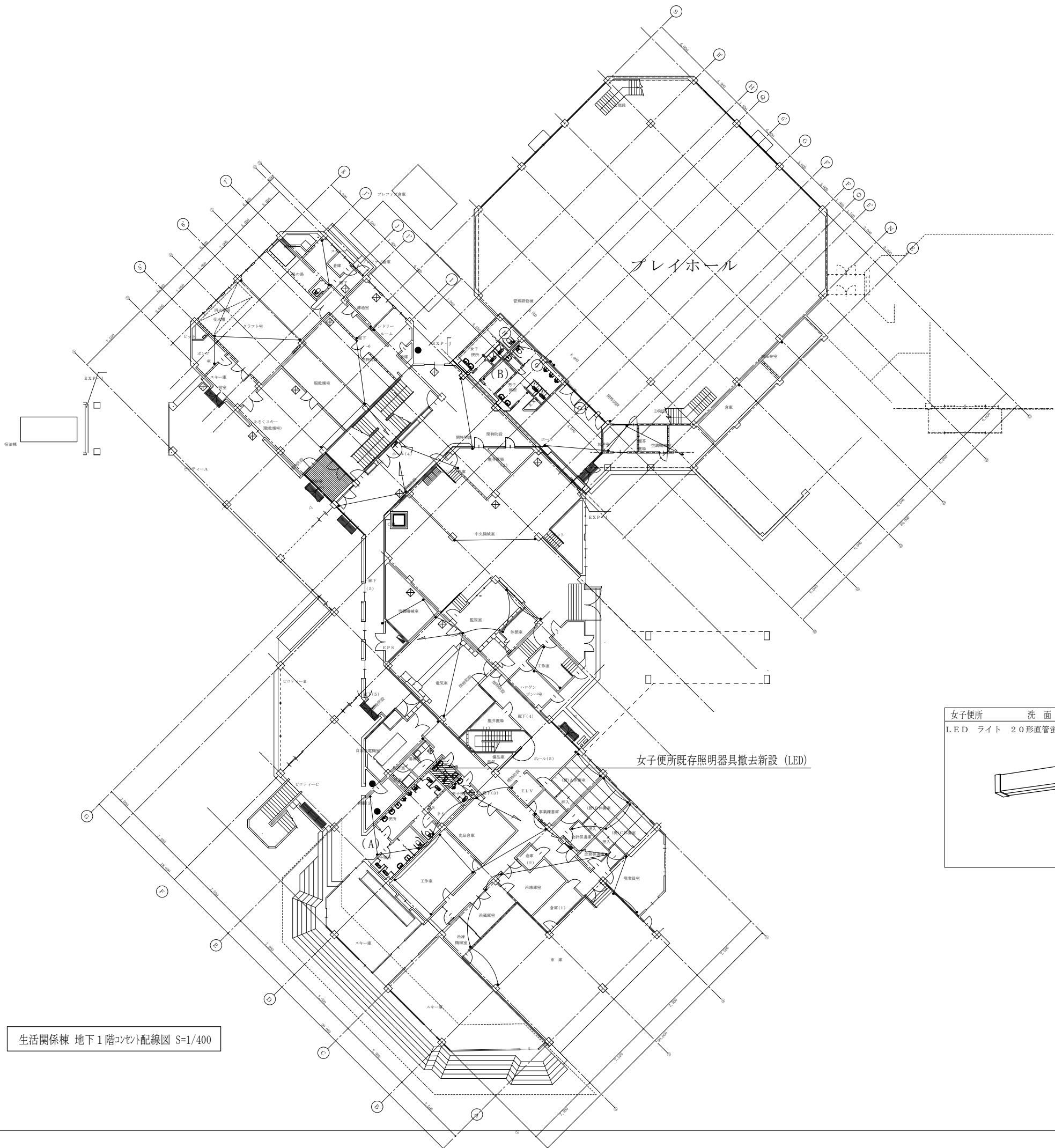
宿泊棟 3 階改修前平面図 S=1/50



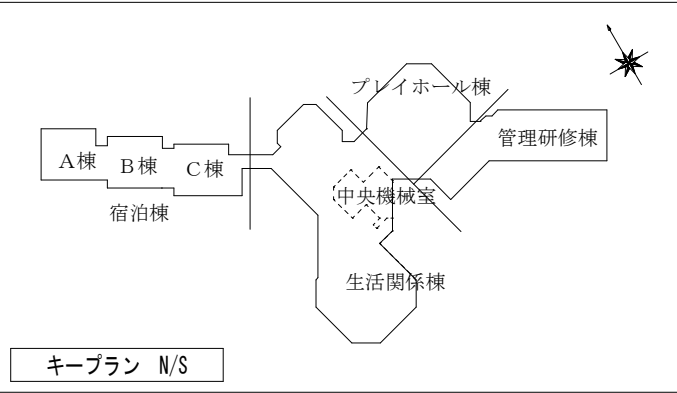
宿泊棟 3 階改修後平面図 S=1/50

宿泊棟 3 階-2 号電気設備改修平面図 S=1/50

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	作成年月日 令和 4 年 7 月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(宿泊棟) 3 階-1 号・2 号電気コンセント改修前・改修後設備図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/50	図面番号	E-11 20



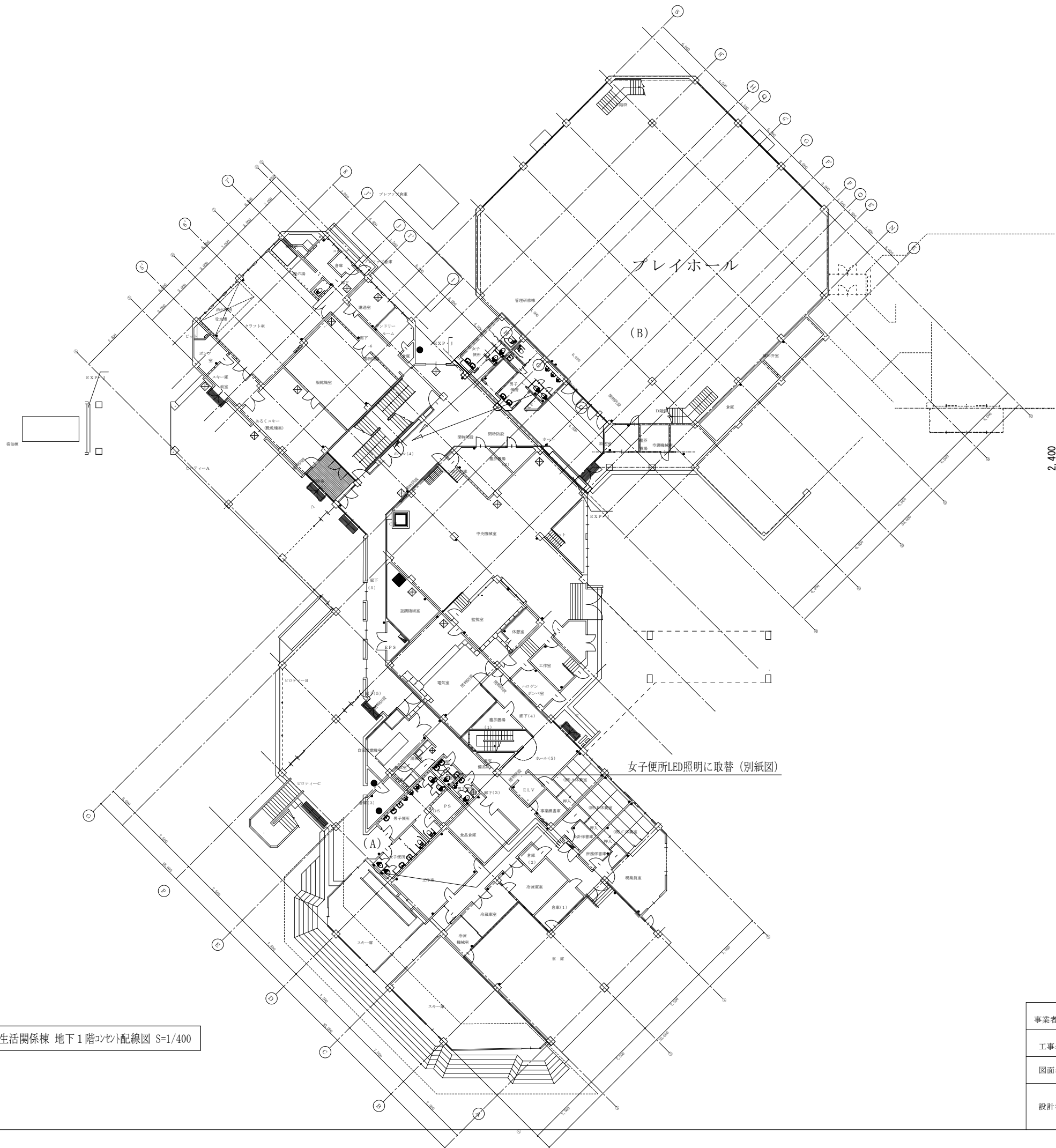
生活関係棟 地下1階コンソ配線図 S=1/400



女子便所 洗面 2ヶ所 LED ライト 20形直管蛍光灯1灯器具相当	女子便所 天井 1ヶ所 LEDウォールライト 40形 NNFW41810CLE9
	
昼白色(5000K)、Ra83 器具光束1100lm、消費電力12W、電圧100V 拡散タイプ、天井直付型・壁直付型 カバー：プラスチック(乳白) 両面化粧タイプ W=580 H=65 出しろ64	5000K、Ra83、光源寿命40000時間(光束維持率85%) LED内蔵、電源ユニット内蔵 防塵型・防雨型 天井直付型・壁直付型、保護等級：IP23 器具光束2980lm、消費電力27W、電圧100～242V 本体：ステンレス、カバー：ポリカーボネート(乳白)

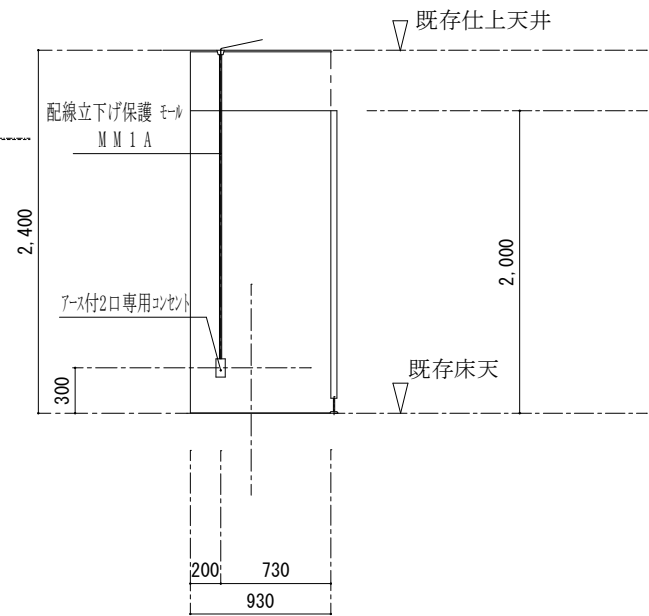
事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構		作成年月日 令和 4年 7月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事					
図面名	(生活関係棟) 既存改修 前 地下1階コンセント配線図		課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所					
			縮 尺	S=1/400	図面番号	E-12 20

生活関係棟 地下1階コンセント配線図 S=1/400

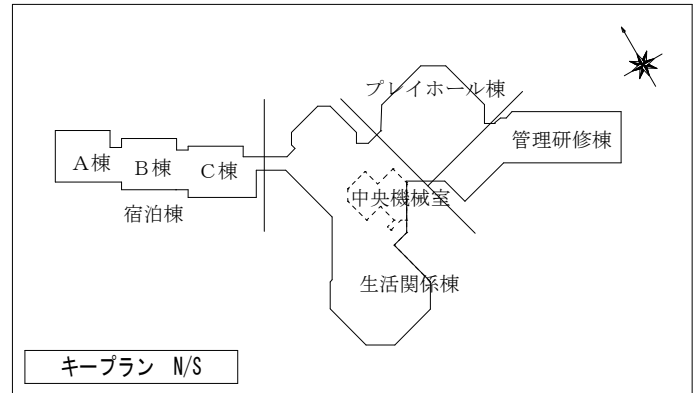


- スイッチ
- コンセント
- LED照明に変更

凡 例 (共通)

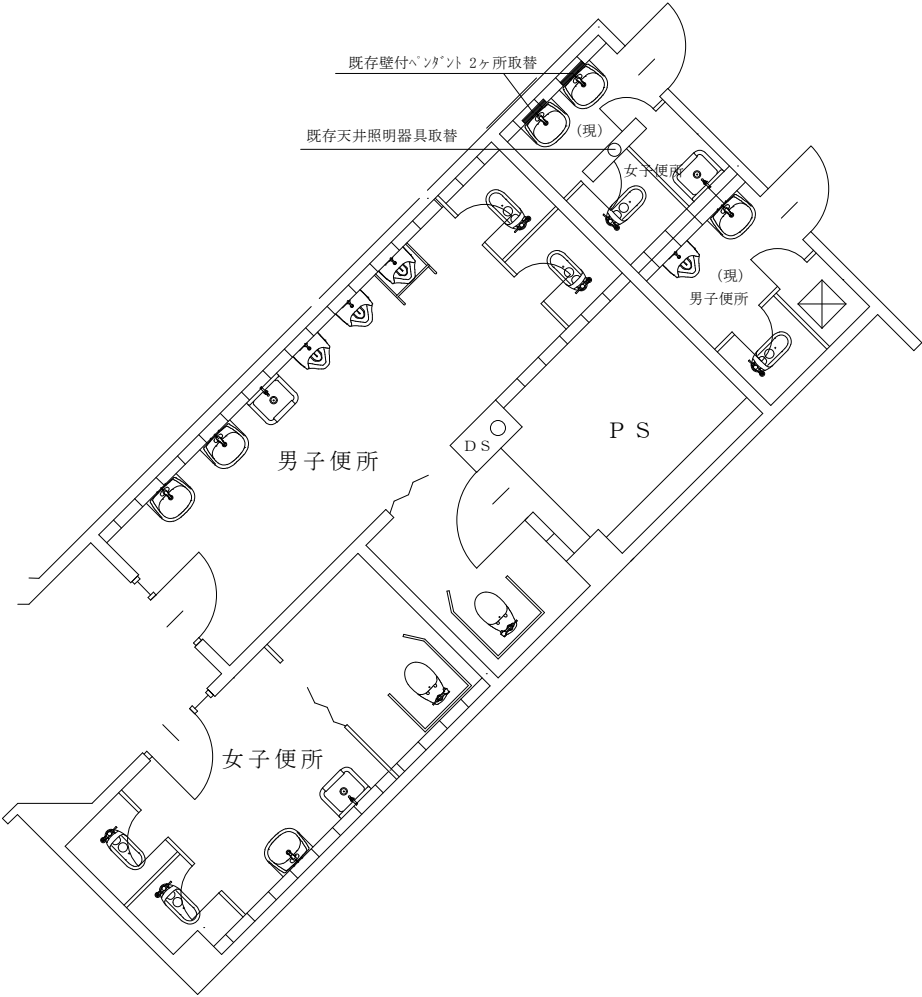


新規便器取替(ウォシュレット用)専用コンセント共通位置姿図 S=1/50

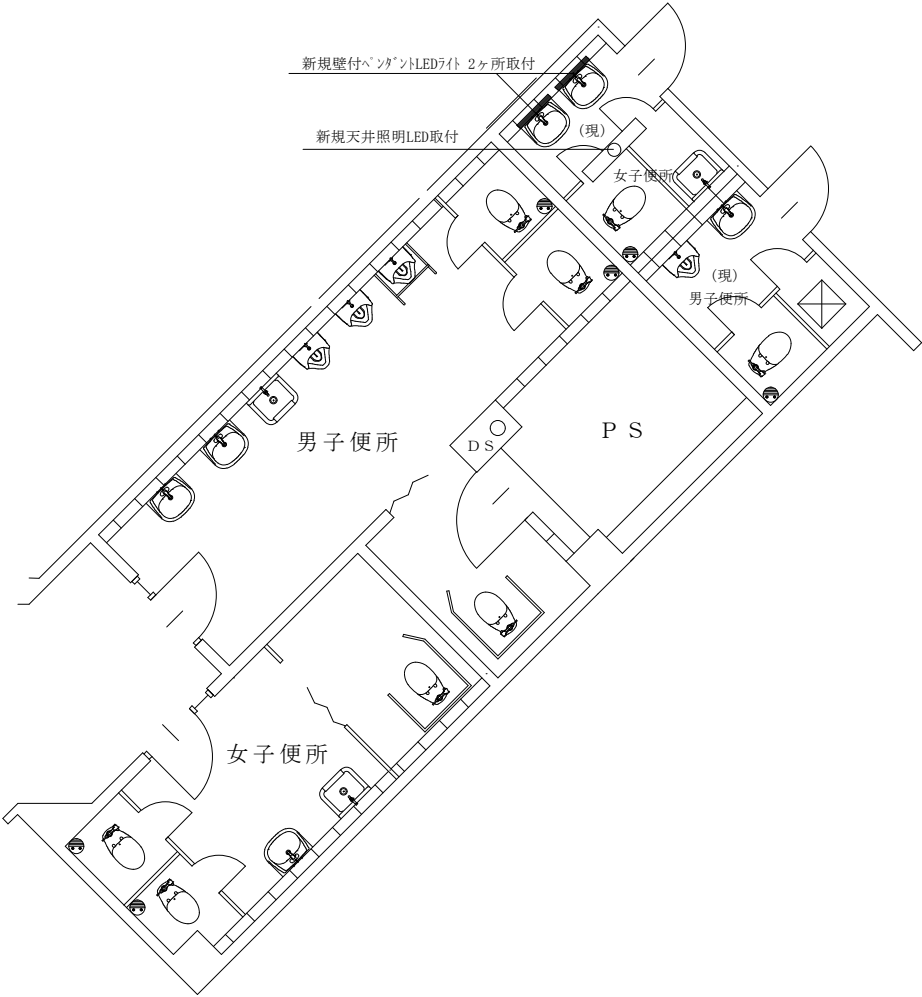


事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	作成年月日 令和 4年 7月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 既存改修 後 地下1階コンセント配線図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/400	図面番号	E-13 20

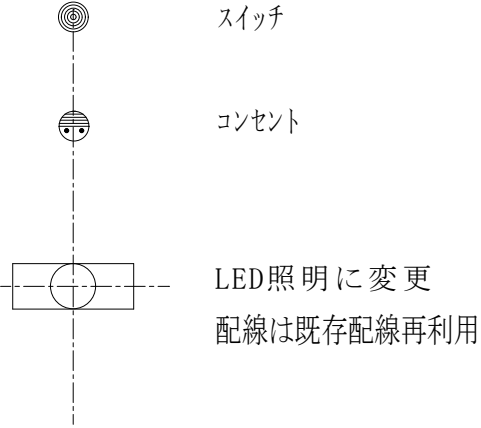
女子便所 洗面 2ヶ所 LED ライト 20形直管蛍光灯1灯器具相当	S=1/300	女子便所 天井 1ヶ所 LEDウォールライト 40形 NNFW41810CLE9
		
昼白色(5000K)、Ra83 器具光束1100lm、消費電力12W、電圧100V 拡散タイプ、天井直付型・壁直付型 カバー：プラスチック(乳白) 片面化粧タイプ W=580 H=65 出しろ64		5000K、Ra83、光源寿命40000時間(光束維持率85%) LED内蔵、電源ユニット内蔵 防湿型・防雨型 天井直付型・壁直付型、保護等級：IP23 器具光束2980lm、消費電力27W、電圧100～242V 本体：ステンレス、カバー：ポリカーボネート(乳白)



生活関係棟 地下1階電気コンセント及び照明器具改修（前）平面図 S=1/100

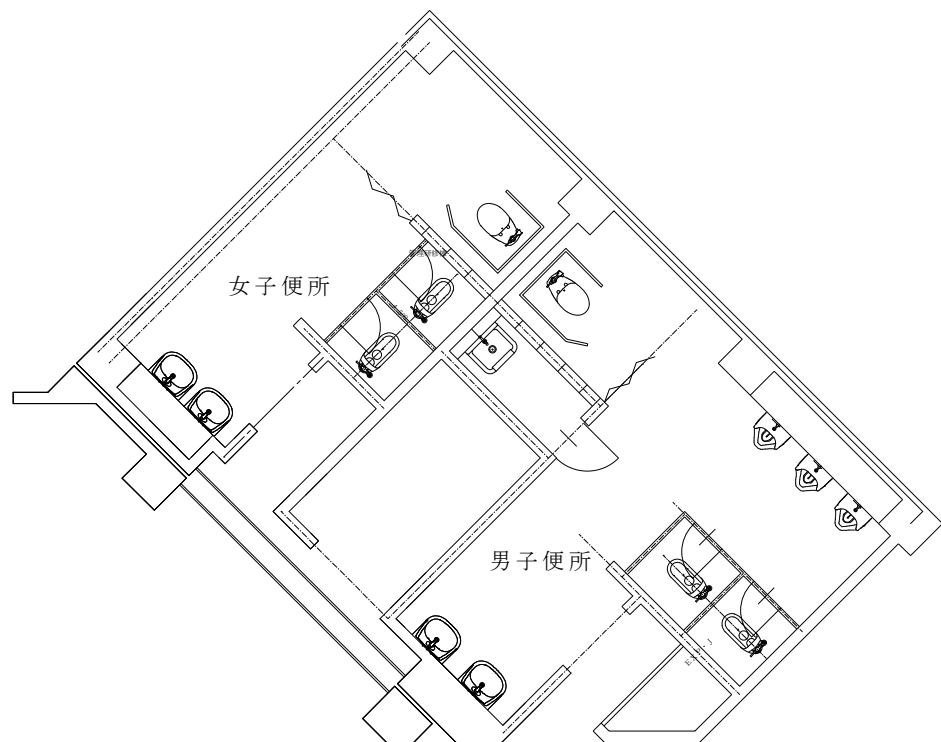


生活関係棟 地下1階電気コンセント及び照明器具改修（後）平面図 S=1/100

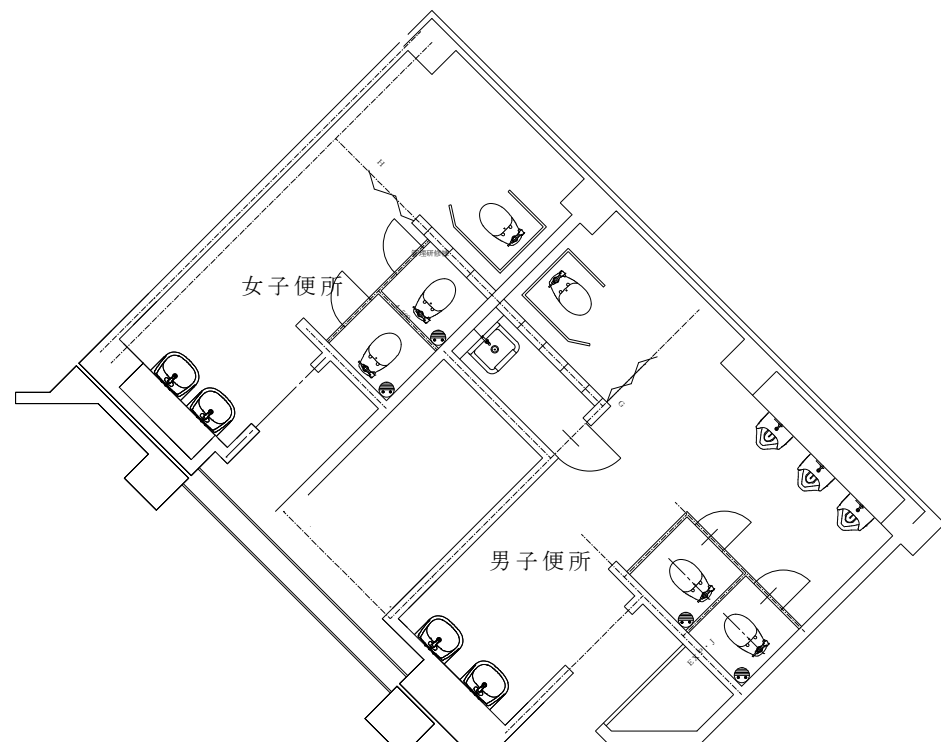


生活関係棟 地下1階 (A) 改修平面図 S=1/100

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	作成年月日 令和 4年 7月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 地下1階 (A) 電気設備 改修前・改修後平面図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/100	図面番号	E-14 20

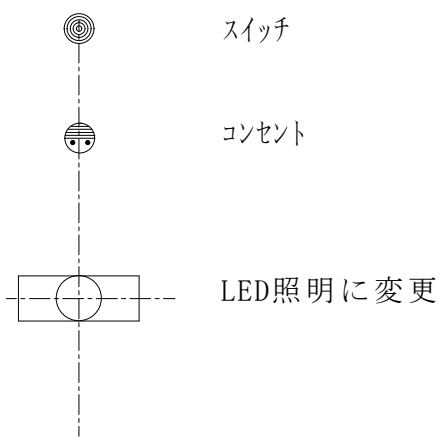


生活関係棟地下1階電気コンセント改修（前）平面図 S=1/100

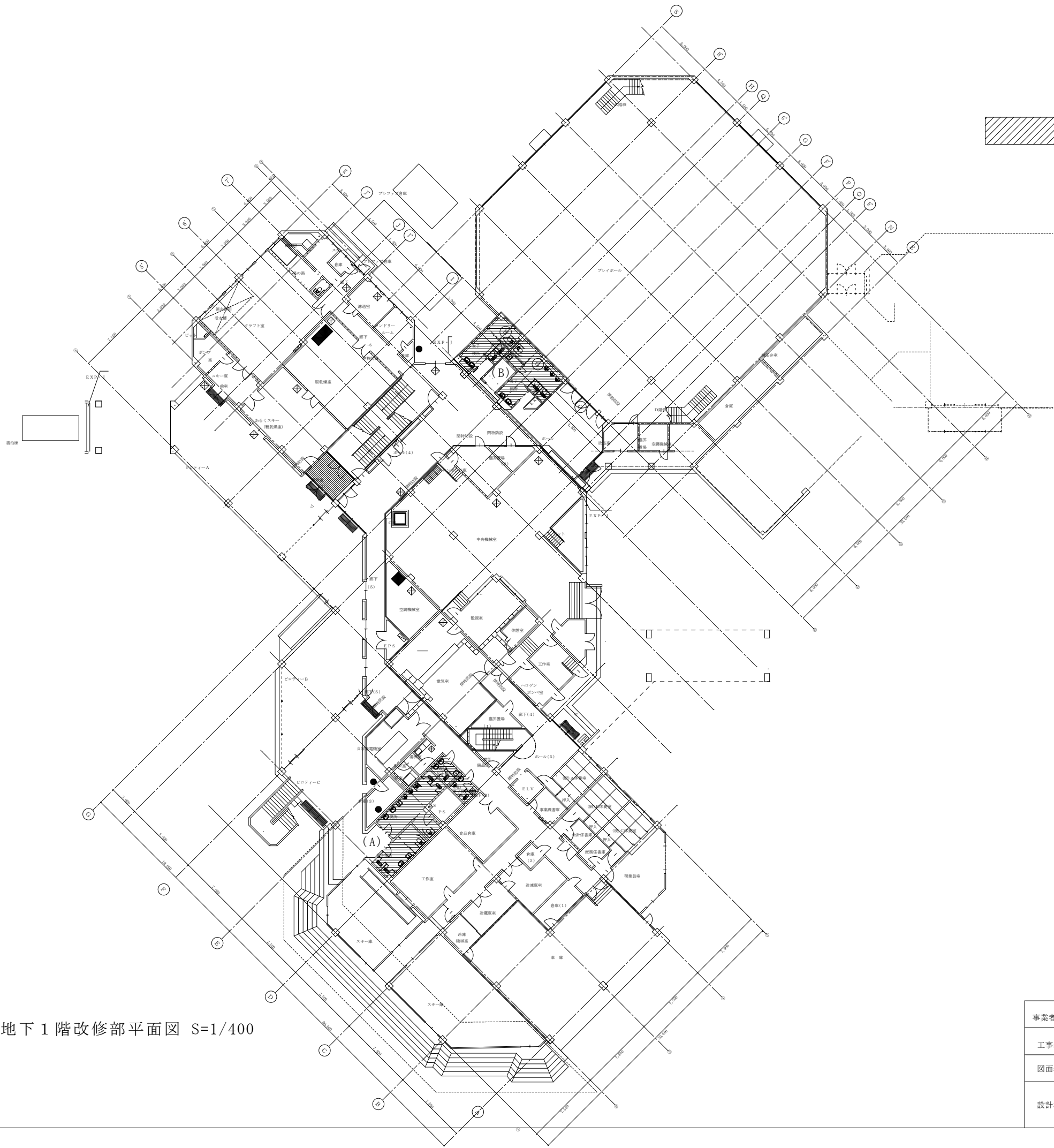


生活関係棟地下1階電気コンセント改修（後）平面図 S=1/100

生活関係棟 地下1階（B）平面図 S=1/100

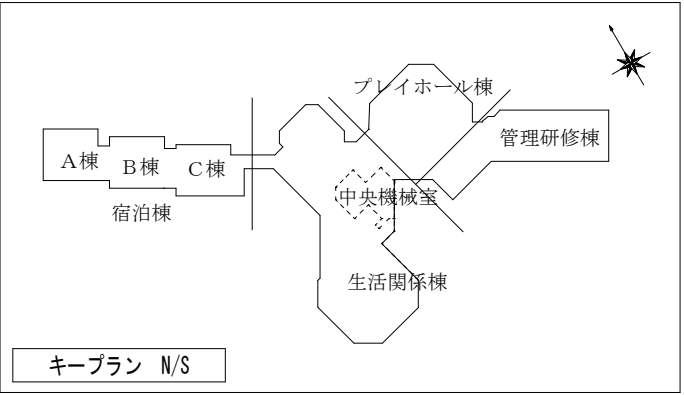


事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				作成年月日
					令和 4年 7月
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 地下1階 (B) 電気設備 改修前・改修後平面図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/100	図面番号	E-15 20

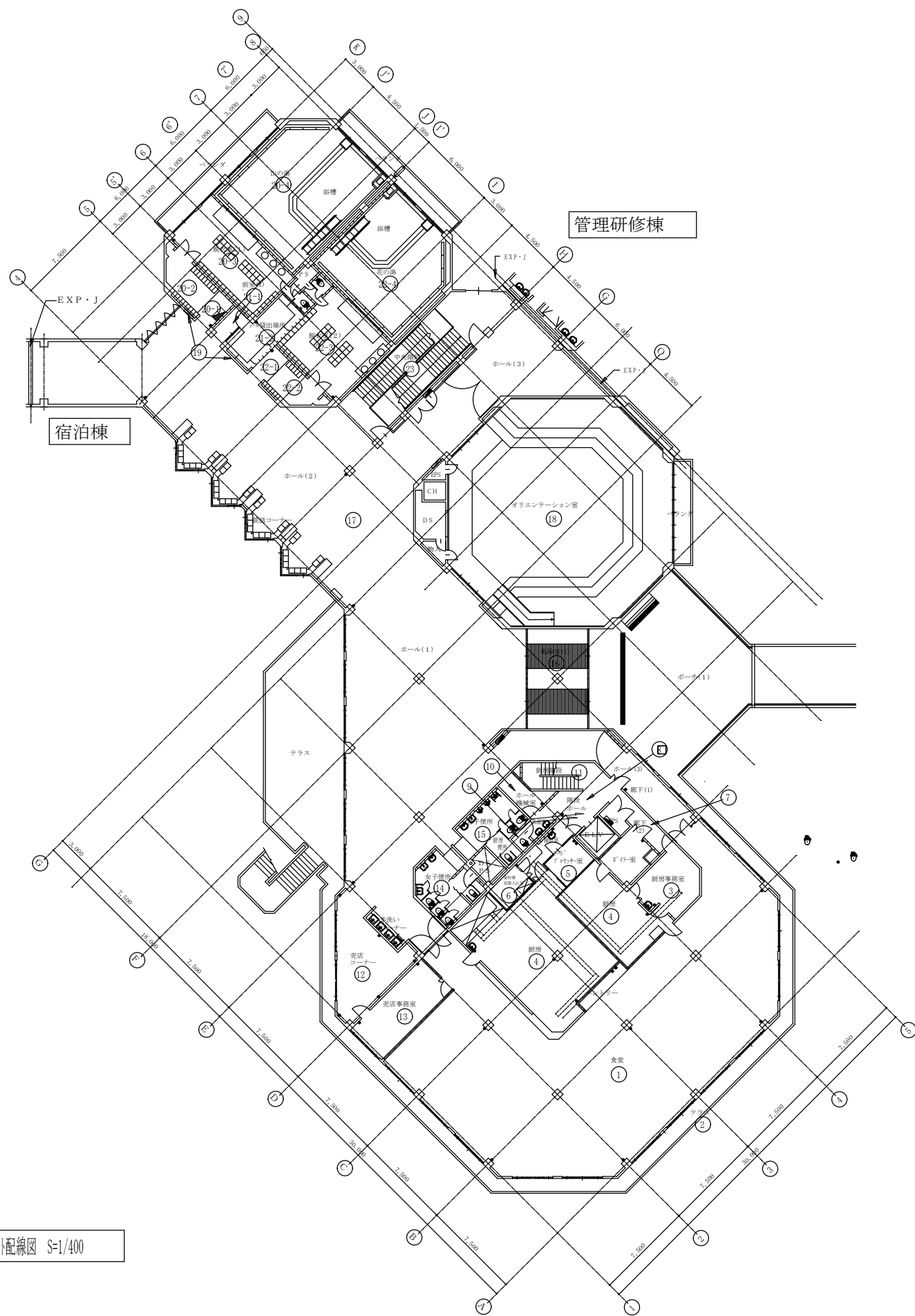


既存便器改修工事範囲を示す。

生活関係棟 地下1階改修部平面図 S=1/400



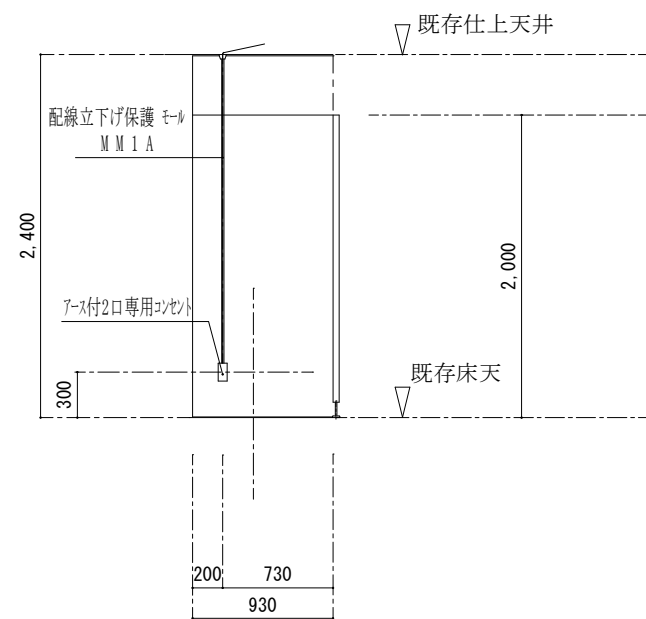
事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	作成年月日 令和 4年 7月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 地下 1 階改修部平面図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/400	図面番号	E-16 20



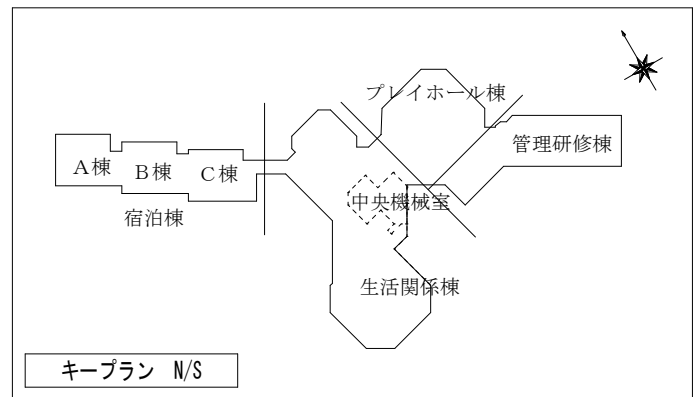
生活関係棟 1階コンセント配線図 S=1/400

- スイッチ
- コンセント
- LED照明に変更
(別途工事) 共通

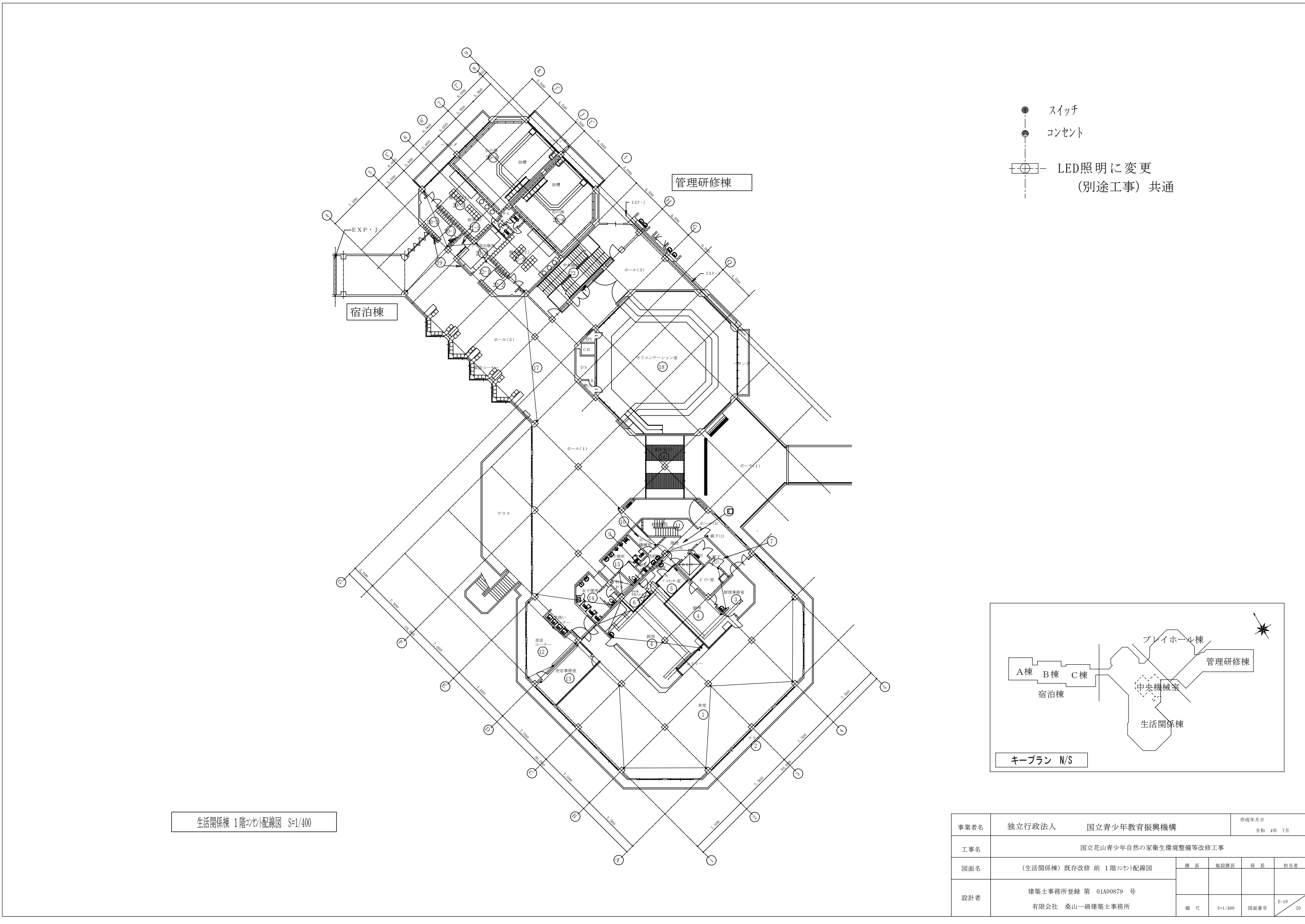
凡 例 (共通)



新規便器取替(ウォレット用)専用コンセント共通位置姿図 S=1/50

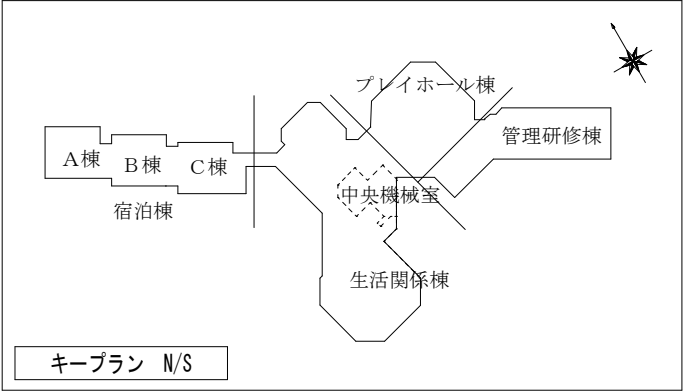


事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構		作成年月日 令和 4年 7月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事					
図面名	(生活関係棟) 既存改修 後 1 階コンセント配線図		課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号					
	有限会社 桑山一級建築士事務所		縮 尺	S=1/400	図面番号	E-17 20

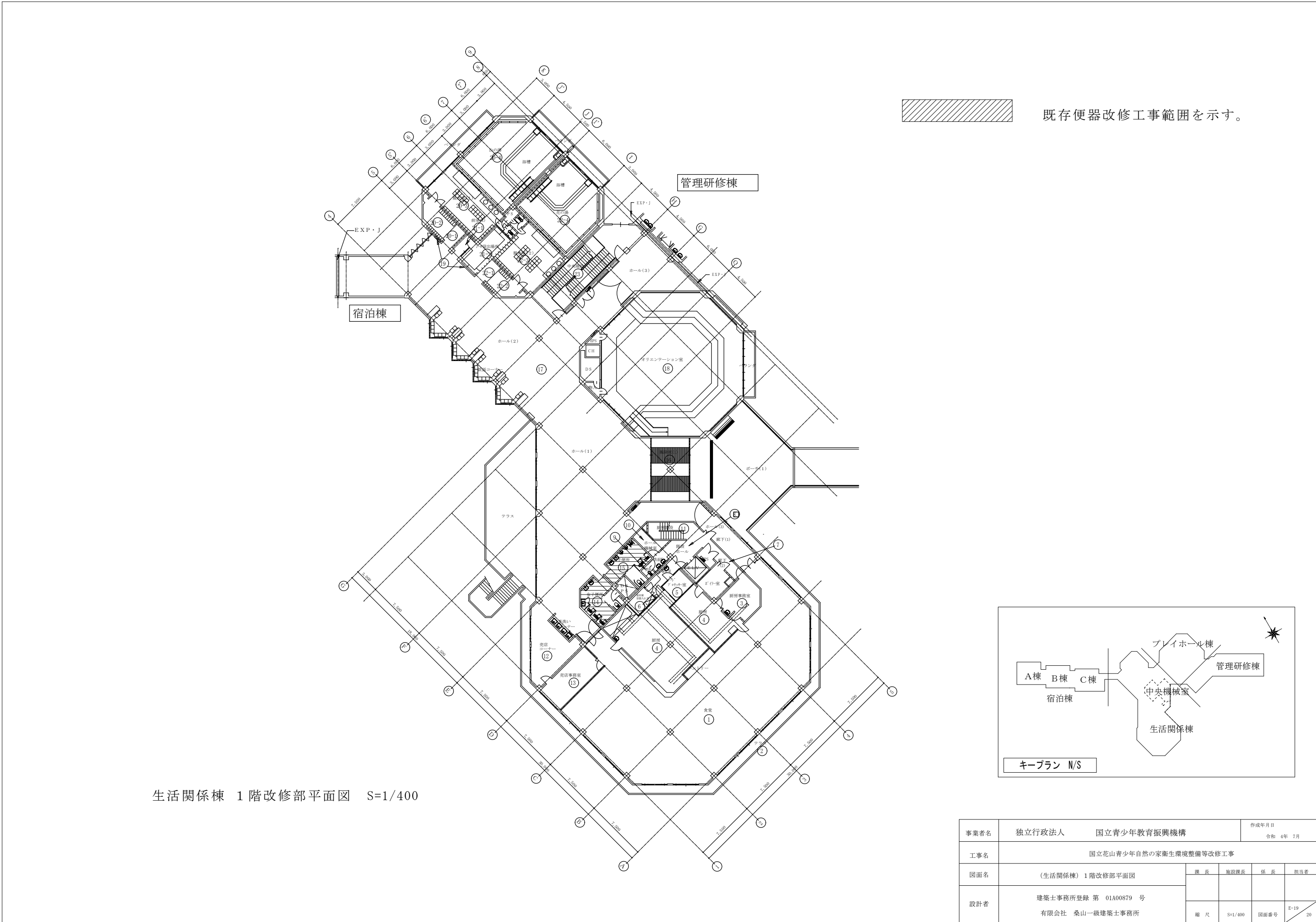


生活関係棟 1階コンセント配線図 S=1/400

- スイッチ
- コンセント
- LED照明に変更
(別途工事) 共通

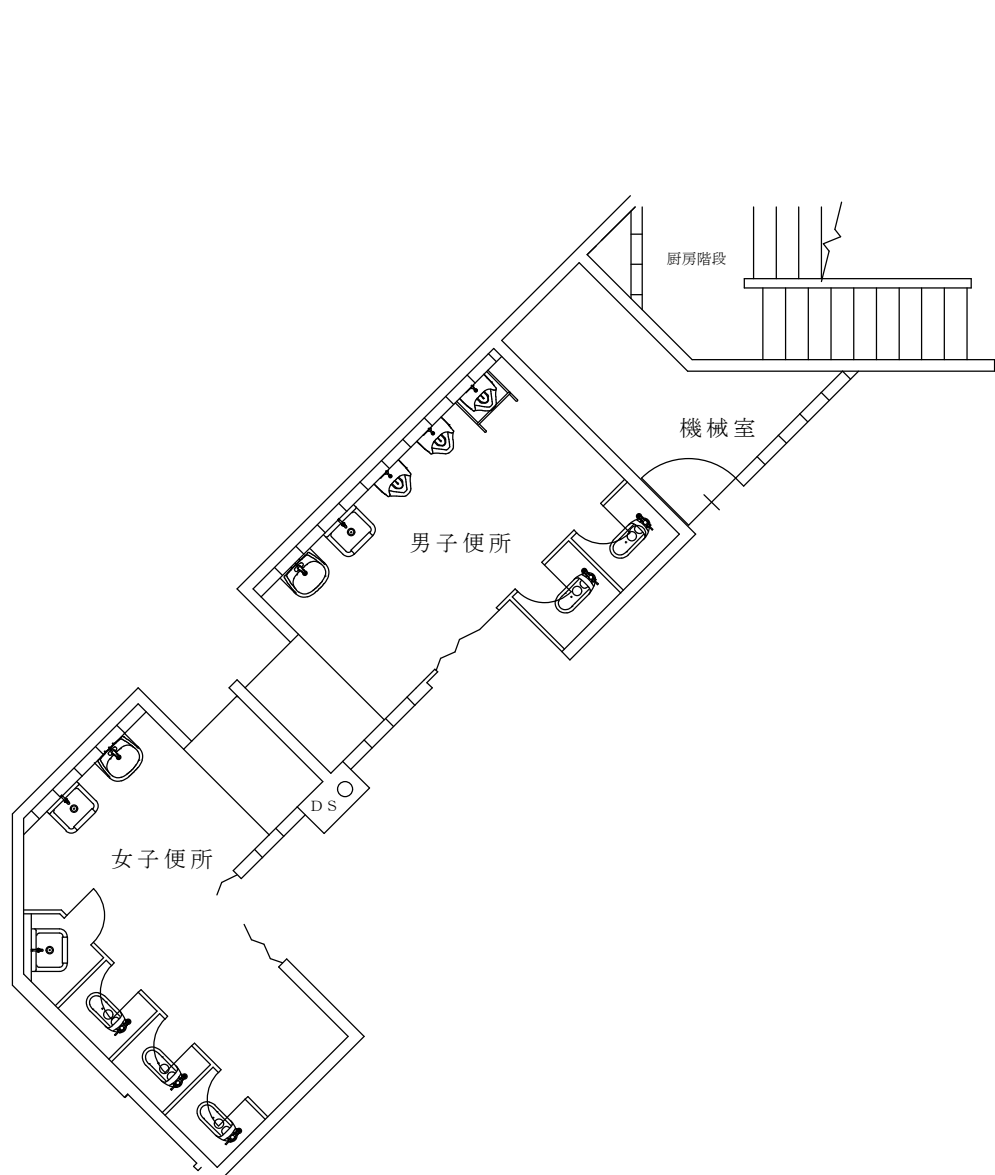


事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構		作成年月日 令和 4年 7月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事					
図面名	(生活関係棟) 既存改修 前 1 階コンセント配線図		課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所					
			縮 尺	S=1/400	図面番号	E-18 20

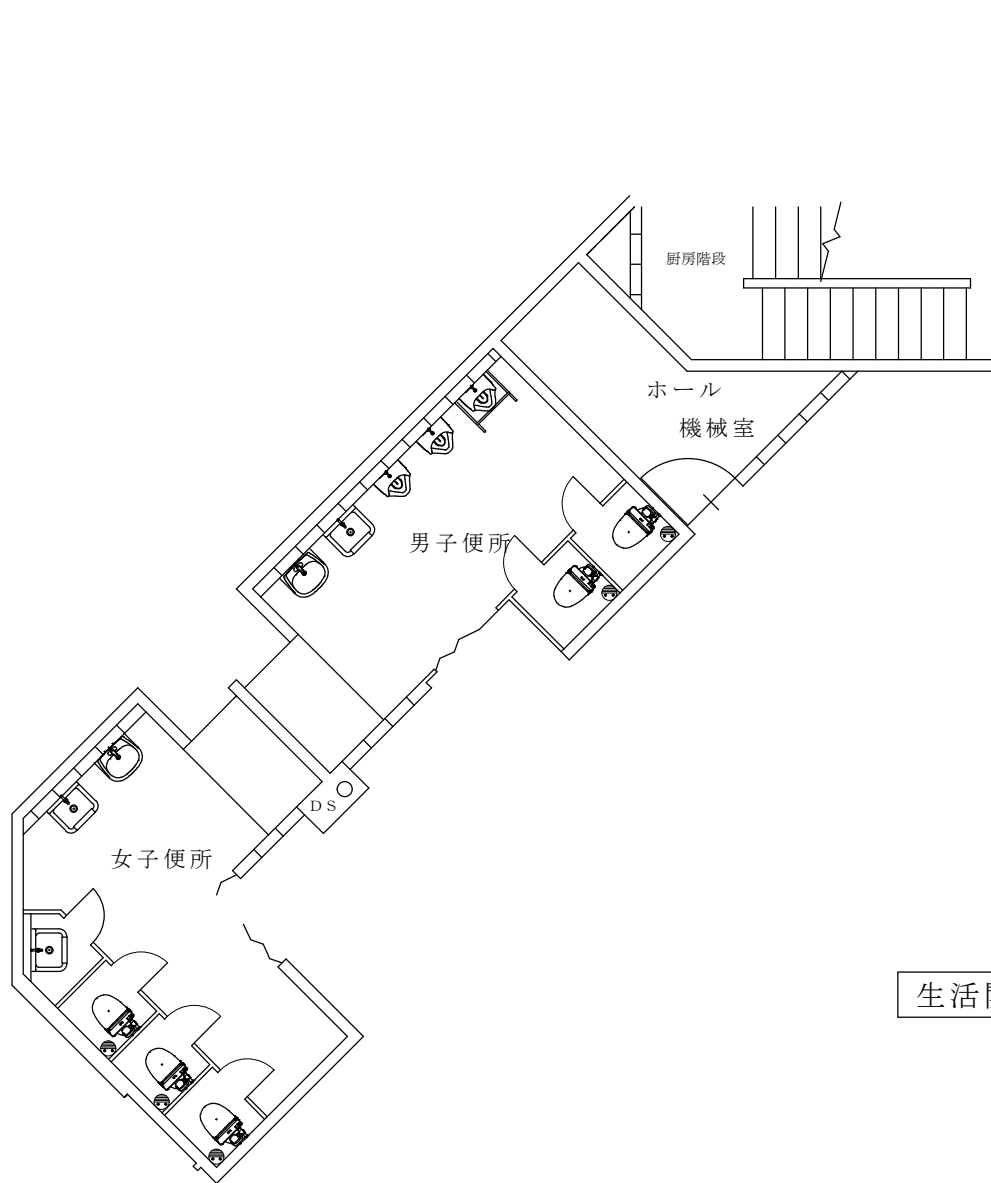


生活関係棟 1階改修部平面図 S=1/400

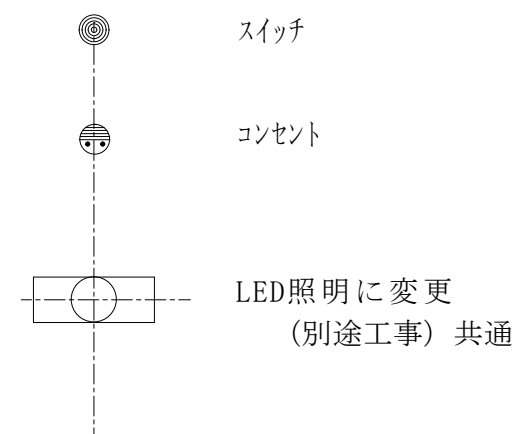
事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	作成年月日 令和 4年 7月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 1階改修部平面図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/400	図面番号	E-19 20



生活関係棟 1 階電気設備改修前平面図 S=1/100



生活関係棟 1 階電気設備改修後平面図 S=1/100



生活関係棟 1 階平面図 S=1/100

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			作成年月日 令和 4年 7月	
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 1階電気コンセント改修前・改修後平面図			課 長	施設課長
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所			係 長	担当者
				縮 尺	S=1/100
			図面番号	E-20 20	

改修機械設備工事

I 工 事 概 要

1. 工事場所 宮城県栗原市花山字本沢沼山6 1ー1

2. 完成期限 令和 5 年 2 月 28 日（火曜日）
ただし財政法の定めによる承認を得た後に、令和 2年 11月 30日 まで延長する予定である。

3. 建物概要

建 物 名 称	宿泊棟	生活関係棟		
工 種	模様替	模様替		
構造	RC造	RC造		
階数	地下1階地上3階	地下1階地上1階		
建築基準法による	建築面積 (㎡)			
	延べ面積 (㎡)	3,388	4,399	
消防法施行令別表第一の区分	-	-		
改修面積 (㎡)				
建物使用の有無				

4. 工事種目（●印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外	工 事 種 別			
工 事 種 目	宿泊棟	生活関係棟		屋外
●空気調和設備		一式		
○換気設備				
○排煙設備				
●自動制御設備		一式		
●衛生器具設備	一式	一式		
●給水設備	一式	一式		一式
●排水設備	一式	一式		一式
○給湯設備				
○消火設備				
○ガス設備	別途	別途		別途
○雨水利用設備				
●撤去工事	一式	一式		一式

5. 指定部分 ●無 ○有 対象部分（指定部分工期 年 月 日）

6. 概成工期 ●無 ○有 令和 年 月 日（曜日）
（第1編1.1.2）〔第1編1.1.2〕

7. 設備概要（●印の付いたものを適用する）

方式及び種別	設 備 概 要
空調方式	●空冷ヒートポンプエアコン（電気式）
換気方式	●天井換気扇
給水方式	●加圧給水方式
排水方式	●建物内分流式（実験排水系統、高温水系統、汚水・雑排水系統）
給湯方式	●ガス湯沸器（シャワー系統）
消火設備	○屋内消火栓設備、連結送水管設備
ガスの種類	●都市ガス13A

II 工 事 仕 様

1. 共通仕様

（1）独立行政法人国立青少年教育振興機構発注工事請負契約規則第二章第19条の工事請負契約基準、現場説明書、図面 23 枚及び本特記仕様書2枚によるほか、●印の付いたものを適用する。
●公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成31年版）（以下「標準仕様書」という。）
●公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成31年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
●公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成31年版）（以下「標準図」という。）
●文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）（平成31年版）（以下「文科仕様書」という。）
●文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）（平成31年版）（以下「文科標準図」という。）
●公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
●公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成31年版）（以下「標準図」という。）
●文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）（平成31年版）（以下「文科仕様書」という。）
●工事写真撮影要領（令和元年7月）

（2）建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。
なお、建築工事の特記仕様書は（ ）図、電気設備工事の特記仕様書は（ ）図による。

2. 特記仕様

（1）本特記仕様書の表記

1）項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。
2）項目に記載の（第 編 . . . ）内表示番号は、標準仕様書の該当項目番号を示す。
3）項目に記載の〔第 編 . . . 〕内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目番号を示す。
4）項目に記載の＜第 編 . . . ＞内表示番号は、文科仕様書の該当項目番号を示す。

章	項 目	特 記 事 項																				
●一般共通事項	●適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ●風圧力 風速（Vo= 34 m/s） 地表面粗度区分（Ⅲ） ●積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表（二十四） この工事現場に、下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。 <table><tr><th>項 目 名</th><th>電気保安技術者</th></tr><tr><td>1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td><td>●</td></tr><tr><td>2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td><td>●</td></tr><tr><td>3. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td><td>●</td></tr><tr><td>4. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者</td><td>●</td></tr><tr><td>5. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者</td><td>●</td></tr><tr><td>6. 第1種電気工事士の資格を有する者</td><td>●</td></tr><tr><td>7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td><td>●</td></tr><tr><td>8. 第2種電気工事士の資格を有する者</td><td>●</td></tr><tr><td>9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者</td><td>●</td></tr></table>	項 目 名	電気保安技術者	1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	●	2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	●	3. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	●	4. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	●	5. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	●	6. 第1種電気工事士の資格を有する者	●	7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	●	8. 第2種電気工事士の資格を有する者	●	9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	●
項 目 名	電気保安技術者																					
1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	●																					
2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	●																					
3. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	●																					
4. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	●																					
5. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	●																					
6. 第1種電気工事士の資格を有する者	●																					
7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	●																					
8. 第2種電気工事士の資格を有する者	●																					
9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	●																					
●電気保安技術者（第1編1.3.2）〔第1編1.3.2〕																						
●施工条件（第1編1.3.3）〔第1編1.3.3〕	本工事は「 <u>居ながら施工</u> 」となるため、騒音・振動・塵埃・臭気等の発生を最小限にすると共に、給水・排水・ガス等の切替は、研究・実験等の影響が少ない時間帯に行うこととする。																					
●環境への配慮（第1編1.4.1）〔第1編1.4.1〕	(1)本工において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成31年2月閣議決定）」に定める特定調達品目の分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。 (2)建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びビスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びビスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (3)設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (4)機器の性能は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づいた性能基準を満たすものとする。																					
●機材の品質等（第1編1.4.2）〔第1編1.4.2〕																						
○機材の検査等機材の検査に伴う試験	監督職員が行う機材の検査及び機材検査に伴う試験は下記による。 <table><tr><th>機 材 名</th><th>検 査 試 験</th><th>備 考</th></tr><tr><td></td><td>○ ○</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○ ○</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○ ○</td><td></td></tr></table>	機 材 名	検 査 試 験	備 考		○ ○			○ ○			○ ○										
機 材 名	検 査 試 験	備 考																				
	○ ○																					
	○ ○																					
	○ ○																					
○施工調査〔第1編1.5.1～3〕	事前調査 ○本工事 ○別途 調査内容 ○既存資料調査 調査項目 ○図示 ○ 調査範囲 ○図示 ○ 調査方法 ○図示 ○																					

●技能士（第1編1.5.2）〔第1編1.6.2〕
○施工の検査等検査に伴う試験・立会い等（第1編1.5.4～6）〔第1編1.6.5～7〕
○技術検査（第1編1.6.2）〔第1編1.7.2〕
●完成時の提出図書（第1編1.7.1～2）〔第1編1.8.1～3〕
●保全に関する資料（第1編1.7.3）〔第1編1.8.4〕
●他工事又は他工種との取り合い
○電動機（第2編1.2.1）〔第2編1.2.1〕
●電源周波数 ●50Hz ○60Hz
●容量等の表示
●総合試運転調整（第2編1.3.1～3）〔第2編1.3.1～3〕
●足場その他（第2編4.1.1）〔第1編2.1.1〕
○埋め戻し土・盛土（第2編4.2.1）〔第2編7.1.1〕
○建設発生土の処理方法（第2編4.2.1）〔第2編7.1.1〕
○地中埋設標等（第2編2.7.1～3）

下記の職種及び作業に適用する。
●配管（配管工事） ●建築板金（ダクト製作及び取付）
●熱絶縁施工（保温工事） ○冷凍空気調和機器施工
下記の施工部分は、監督職員の検査・立会い・検査に伴う試験を受ける。

施 工 部 分	検 査 立 会 い 試 験	備 考
	○ ○ ○	
	○ ○ ○	
	○ ○ ○	

工事完成後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。

名 称	体 裁 等	部 数
●完 成 図	原図、縮小原図	1
●完 成 図	見開きA3版仮製本	2
※●完 成 図	黒厚表紙金文字入り製本	2
●施 工 図	原図	1
●施 工 図	見開きA3版仮製本	2
※●機 器 完 成 図	黒厚表紙金文字入り製本	2
※●各種試験成績書	黒厚表紙金文字入り製本	2
※●諸手続き書類（写）	黒厚表紙金文字入り製本	2
※●保 全 指 導 書	黒厚表紙金文字入り製本	2
●工 事 写 真 帳	・電子媒体 ・紙媒体（ファイル綴じ）	1

CADデータ（●要 ○不要）
※印は一冊にまとめてよい。
本工事は、次の書類について電子納品の対象とする。
●上記完成図書一式
貸与する設計図のCADデータ著作社名： ファイル形式：
貸与条件：貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成の為以外に使用しないこと。
提出方法：
下記に示す機器及びシステムについては、当該機器又はシステムを運用する職員に対しその機能・操作の説明、保守点検の要領及び障害時の対策等を説明するものとする。
●設備台帳（EXCELファイル）を提出すること。
●フロン排出抑制法に伴う機器管理台帳及び冷媒漏洩点検・整備記録簿を提出すること。
図面に特記なき場合は、工事区分表による。
換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

○切切り土の良質土 ○山砂の類
以下の配管は、管の周囲に山砂の類を施す。
○
○
○
○
○構内敷きならしとする。 ○構外に搬出し、適切に処分する。

（1）地中埋設標 ○要（図示による） ○不要
（2）埋設表示テープ ○要（排水管を除く） ○不要

●耐震措置
設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて建築設備耐震設計施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）による。
（1）機器の据付け及び取付け
設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数__A__及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度					
上 層 階 屋上及び 塔屋	機器 防振支持の機器 水槽類	○特定の施設 重要機器 一般機器		●一般の施設 重要機器 一般機器	
		2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器 防振支持の機器 水槽類	2.0	2.0	2.0	1.5
		2.0	1.5	1.5	1.0
地階・1階	機器 防振支持の機器 水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
		1.5	1.5	1.5	1.0
	機器 防振支持の機器 水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
		1.0	0.6	0.6	0.4
	機器 防振支持の機器 水槽類	1.0	1.0	1.0	0.6
		1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。
・水槽類にはオイルタンクを含む。
・重要機器は次による。
消火等の防災機能を果たす設備機器
(2)設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1／2とする。
(3)吊りボルト等で吊り下げる機器は1m以上となる場合、全て振れ止めを行うこと。
(1)ステンレス鋼管の接合は、下記による。
●呼び径60S u以下（●SAS322を満足した継手 ○）
(2)溶接部の非破壊検査 ○不要 ●要
配管で、機器接続部の金属材料と配管材料のイオン化傾向が大きく異なる場合（銅とステンレス、銅と銅）は、絶縁継手を使用し絶縁を行うものとする。
既設配管を含む部分の試験●要（方法及び圧力： ）
○不要
●配管（第2編第2章）〔第2編第2章〕
＜第2編1.1.1＞
＜第2編2.1.1＞
○絶縁継手（第2編2.1.12）〔第2編2.1.1〕
○試験（第2編2.9.1～5）〔第2編2.7.1～5〕
○保温（第2編3.1.1～6）〔第2編3.1.1～3〕
○塗装（第2編3.2.1）〔第2編3.2.1〕
●電線類（第2編4.7.1）
●電線の色別（第2編2.1.3）（第3編1.1.4）〔第2編2.1.4〕
配線及び主回路の導体の色別は、次による。
○標準仕様書による。
●配線及び主回路の導体の色別は、下記による。

電気方式	第1相	第2相	第3相	中性相
高 圧	三相3線式 赤	白	青	
低 圧	三相3線式 赤	接地側 白	黒	
	三相4線式 赤	青	黒	白
	単相2線式 赤（青）	接地側 白		
	単相3線式 赤	青		白
配 線	直流2線式 青	白		
	（1）分岐回路の色別	分岐前の色別による。		
	（2）発電回路の第2相	接地側の電線の色は黄色とする（無停電回路含む）		
	（3）切替回路の2次側	規定しない。		
分 電 盤 類	（4）漏電遮断器回路の接地	専用接地極とした時の接地線は、監督職員と協議し、一般接地線と色別を区別する。		
	共通事項	配線（1）～（4）による。		
分 電 盤 類	左右・上下及び遠近の別は、正面から見た状態	ア）左右の別は、左からとする。 イ）上下の別は、上からとし、直流2線式は、下からとする。 ウ）遠近の別は、近いほうからとし、直流2線式は、遠いほうからとする。		

備考
(a)配電盤類については、次による。
(1)左右、遠近の別は、各回路部分における主となる開閉器の操作側又はこれに準ずる側から見た状態とし、分電盤類による。
(2)三相回路又は単相3線式回路より分岐する回路は分岐前の色別による。
(3)三相交流の相は、第1相、第2相、第3相の順に相回転するものとする。
(b)屋外架空配線の色別は、本表によらなくてよい。
(c)接地線の色別は、監督職員の承諾を受けること。
穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
●はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に下記の方法により埋設物調査を行い、監督職員に報告する。
○走査式埋設物調査 ●放射線透過検査

事業者名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 作成年月日 令和 4年 7月
工事名 国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事
図面名 機械設備工事 特記仕様書1 課 長 施設課長 係 長 担当者
設計者 建築士事務所登録 第 01A00879 号 縮 尺 S=1/200 図面番号 M-01 18
有限会社 桑山一般建築士事務所

衛生器具一覧表

宿泊棟・生活関連棟（改修前）

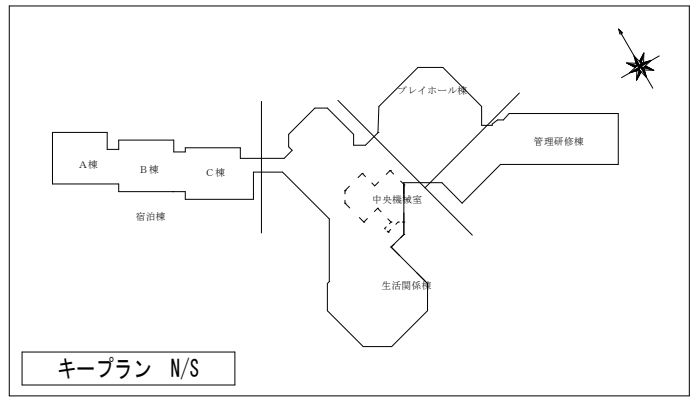
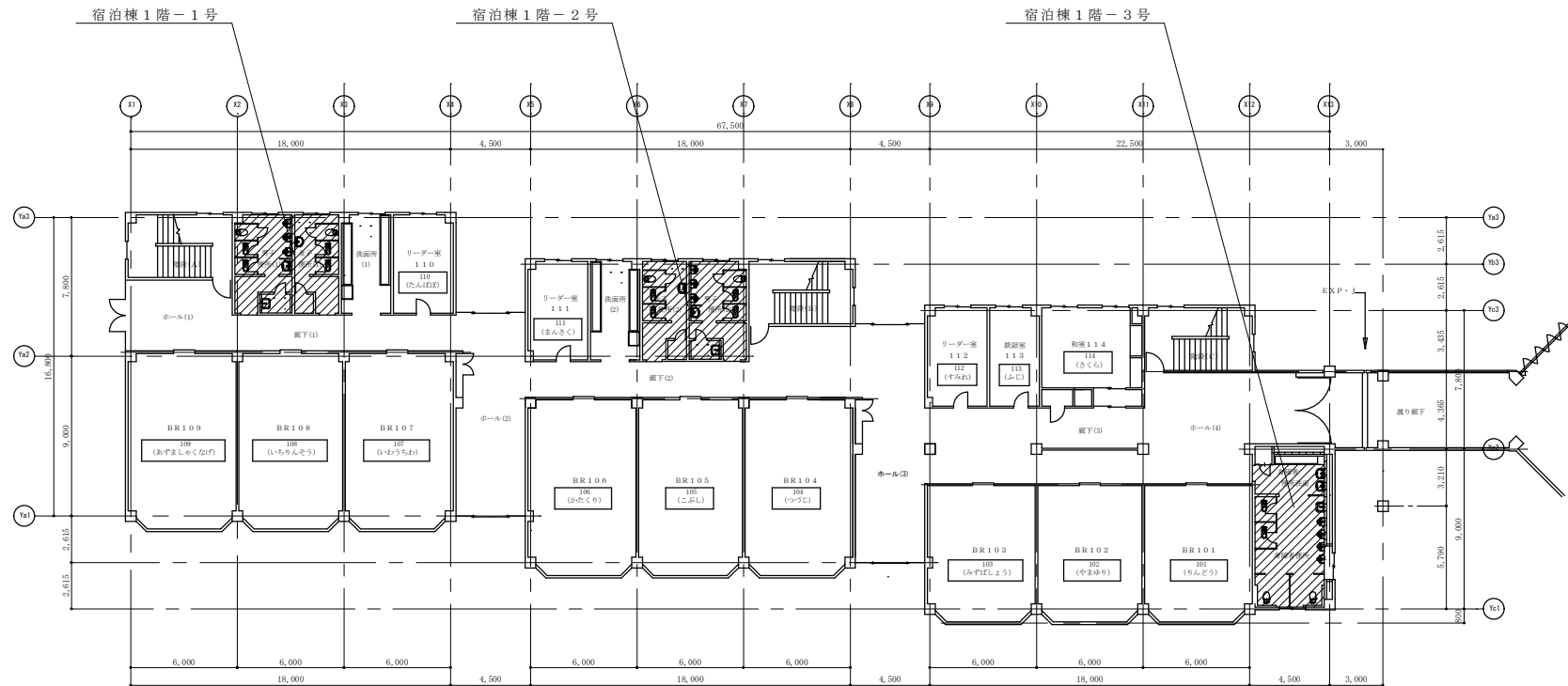
器具名称	型式		棟	宿泊棟												生活関連棟						合 計	備 考
			階 室名	B 1 F			1 F			2 F			3 F			B 1 F			1 F				
				男子便所	女子便所		男子便所	女子便所	身障者用便所	男子便所	女子便所		男子便所	女子便所		男子便所	女子便所	身障者用便所	男子便所	女子便所	兼用便所		
	J I S 記号	製造者番号	仕様																				
和風大便器	C317R	C-750VF,S570B	ロータンク方式（手洗無し）	2	2		4	4	2	6	6		4	4		5	5		2	3		4 9	洋式化更新
洋風大便器	C1210R	C-780B,S790B,TCF561M	蜜結形（手洗無し）、ウォーム便座	1	1		2	2		3	3		2	2		2	2		2	2		1 6	温水洗浄便座更新（別途工事）
身障者用便器	C1111	C-48AS,TCF650R,TU141Q	ウォーム便座						2									4				6	温水洗浄便座更新（別途工事）
ペーパーホルダー		TS116MD		2	2		4	4	2	6	6		4	4		5	5		2	3		4 9	洋式化箇所更新

衛生器具一覧表

宿泊棟・生活関連棟（改修後）

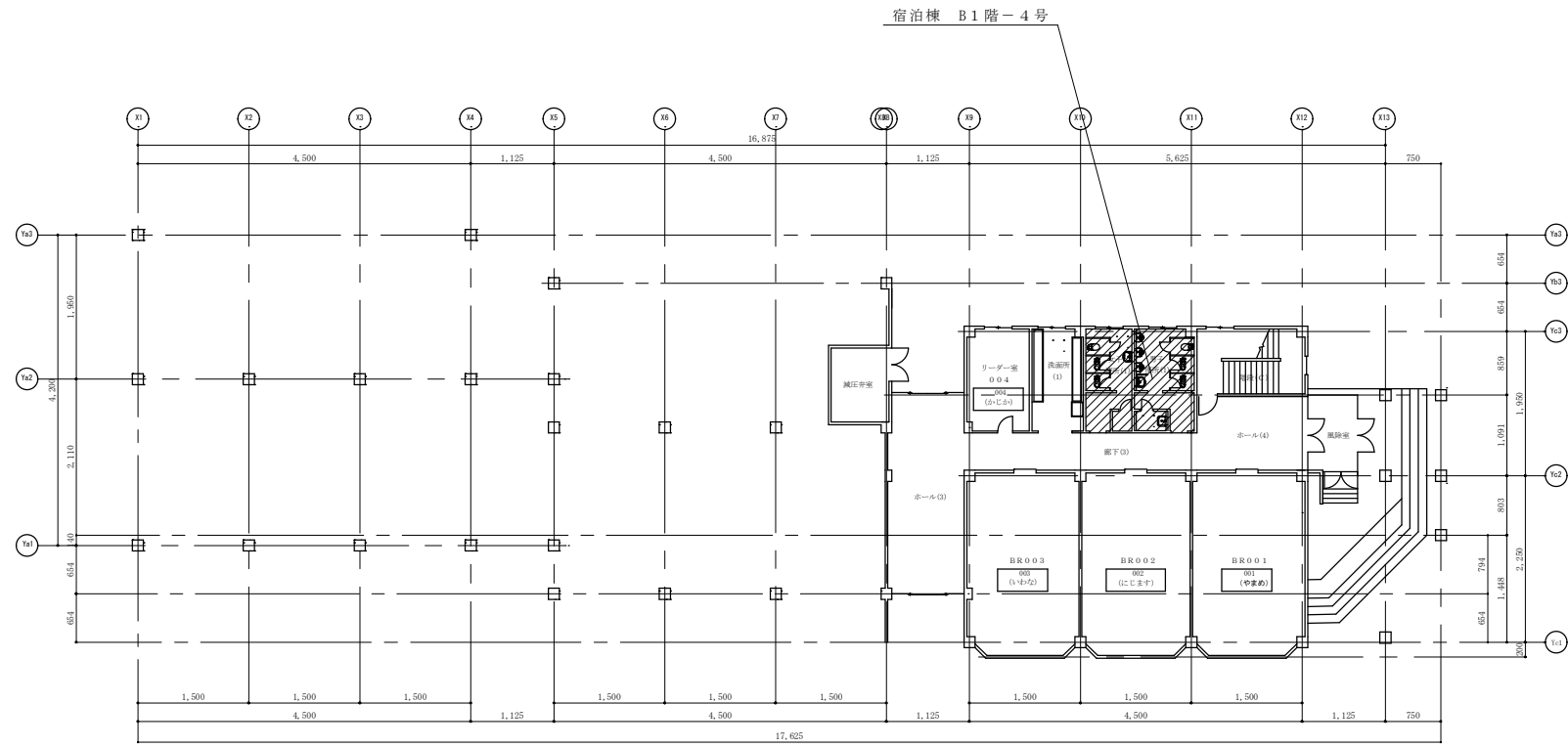
器具名称	型式		棟	宿泊棟												生活関連棟						合 計	備 考
			階 室名	B 1 F			1 F			2 F			3 F			B 1 F			1 F				
				男子 便所	女子 便所		男子 便所	女子 便所	身 障者用便所	男子 便所	女子 便所		男子 便所	女子 便所		男子 便所	女子 便所	身 障者用便所	男子 便所	女子 便所	兼用 便所		
	J I S 記号	製造者番号	仕様																				
洋風大便器	C317R	C-P13S,CF-T63CW CW-PA11F-NE	フラッシュバルブ（節水形）	2	2		4	4	2	6	6		4	4		5	5		2	3		4 9	洋式化更新, ブース勝手変更
洋風大便器	C1210R	CW-PA11F-NE,CF-T63CW	温水洗浄便座	1	1		2	2		3	3		2	2		2	2		2	2		1 6	温水洗浄便座更新（別途工事）
身障者用便器	C1111	CW-PA11F-NE,CF-T63CW	温水洗浄便座						2									4				6	温水洗浄便座更新（別途工事）
ペーパーホルダー		CF-32H	ワンタッチ式紙巻器	2	2		4	4	2	6	6		4	4		5	5		2	3		4 9	洋式化箇所更新

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				作成年月日 令和 4年 7月		
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事						
図面名	器 具 表			課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所						
				縮 尺	S=1/100	図面番号	M-03 18



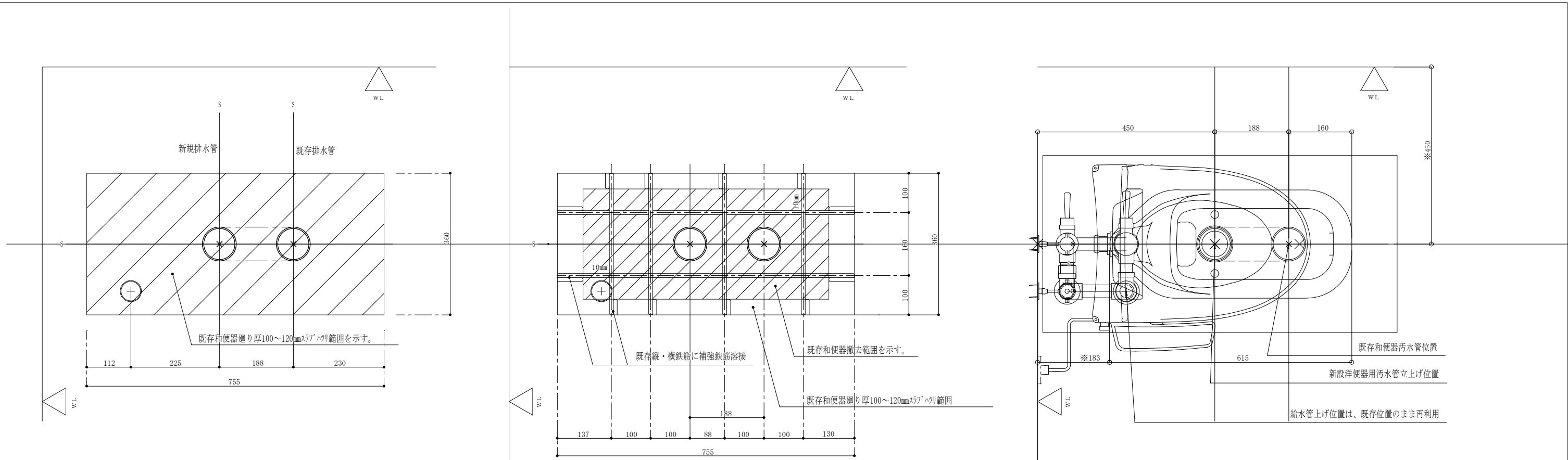
既存便器改修工事範囲を示す。

宿舎棟 1階平面図 S=1/200



宿舎棟 B1階平面図 S=1/200

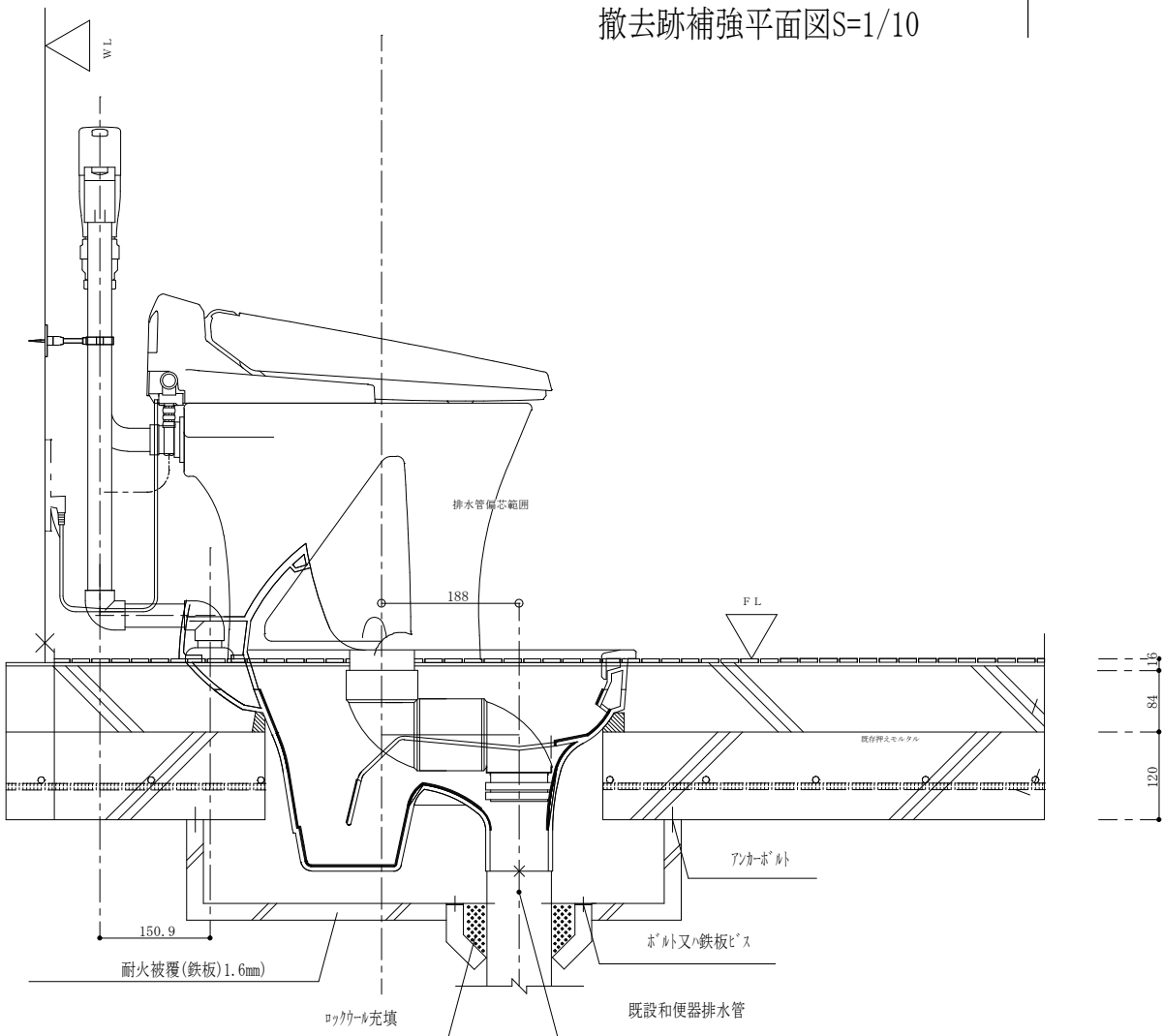
事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				作成年月日
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				令和 4年 7月
図面名	(宿舎棟) B1階～1階改修部平面図	課長	施設課長	係長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所	縮尺	S=1/50	図面番号	M-04 18



スラブ撤去平面図S=1/10

撤去跡補強平面図S=1/10

和洋改修平面図S=1/10

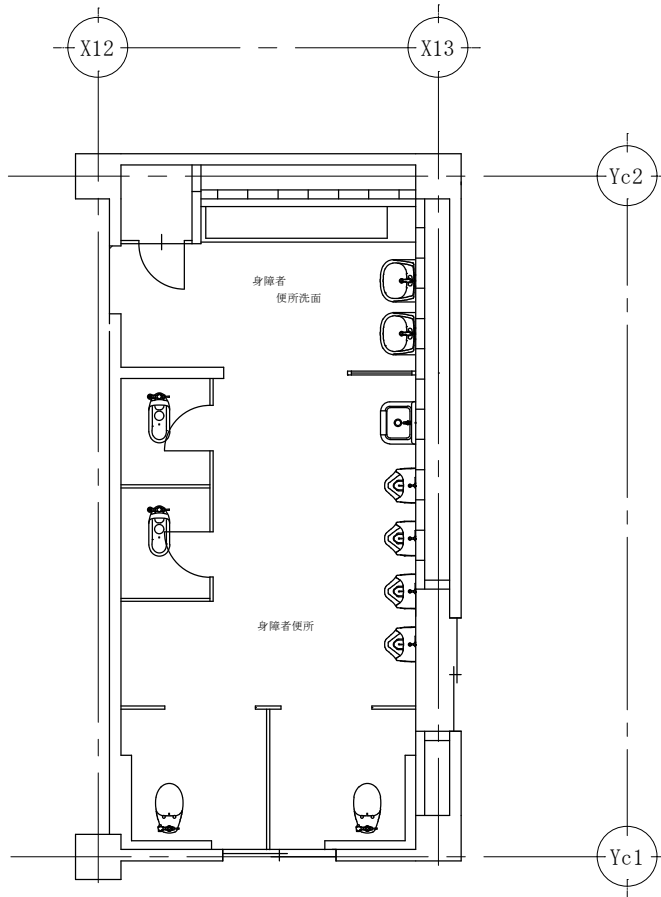


既存和風便器撤去・新規洋便器設置断面図 S=1/10

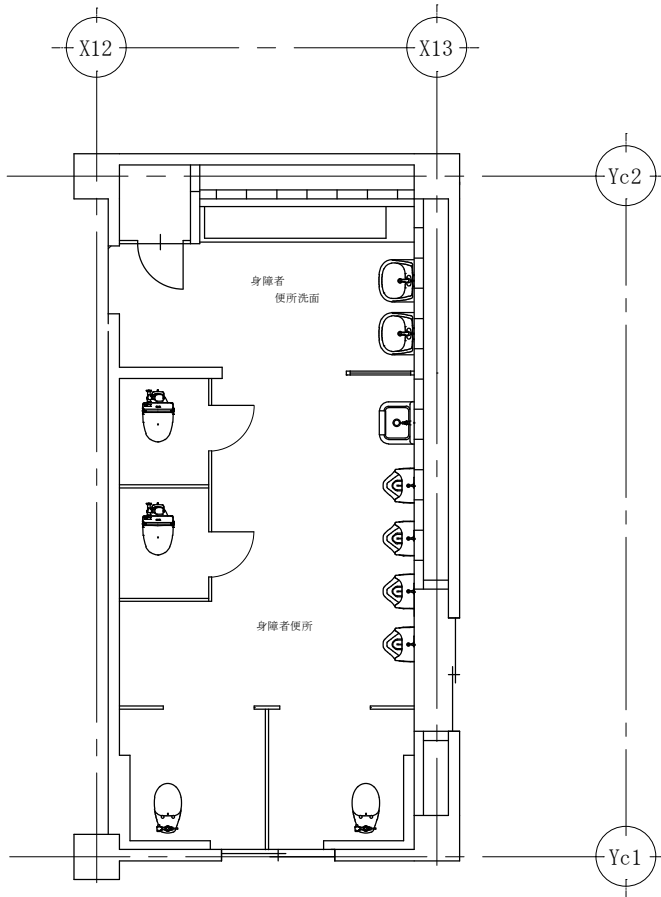
凡例（共通）参考図

【既存共通参考図】

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構		作成年月日 令和 4年 7月		
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	凡例 既存和便器撤去(新規)洋便器設置参考図		課 長	施設課長	係 長 担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号		縮 尺	S=1/10	図面番号 M-05
	有限会社 桑山一級建築士事務所				

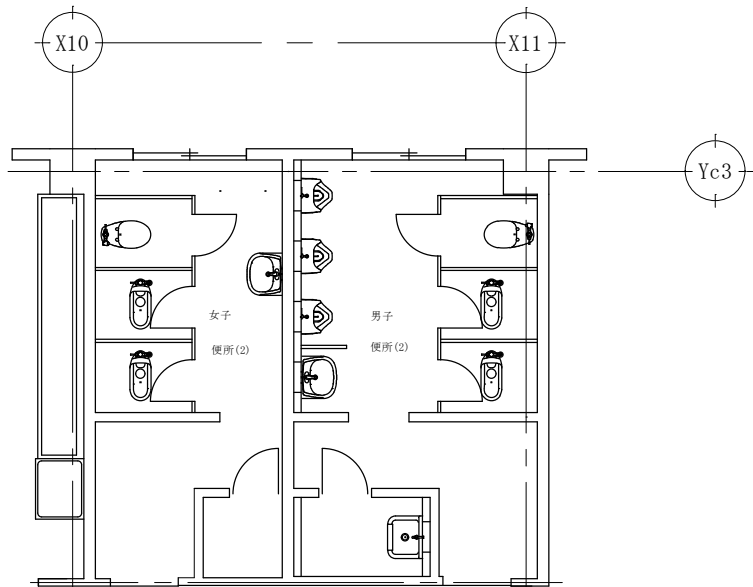


宿泊棟 1 階改修前平面図 S=1/50

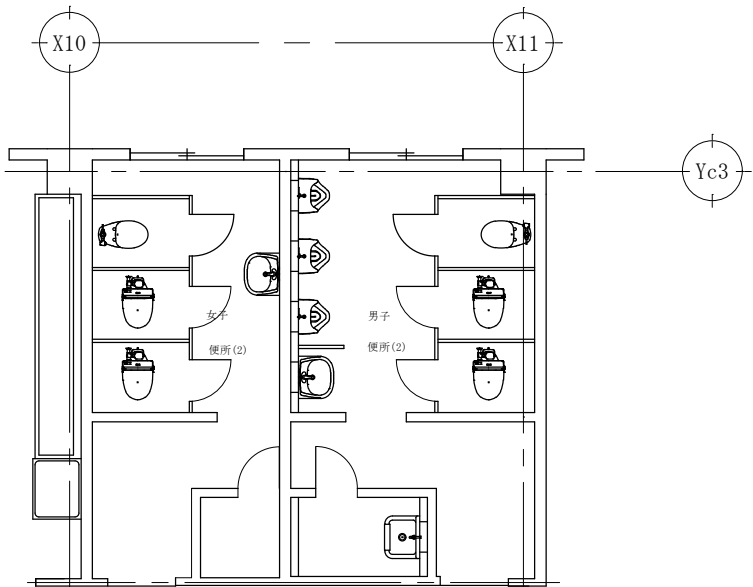


宿泊棟 1 階改修後平面図 S=1/50

宿泊棟 1 階-3 号平面図 S=1/50



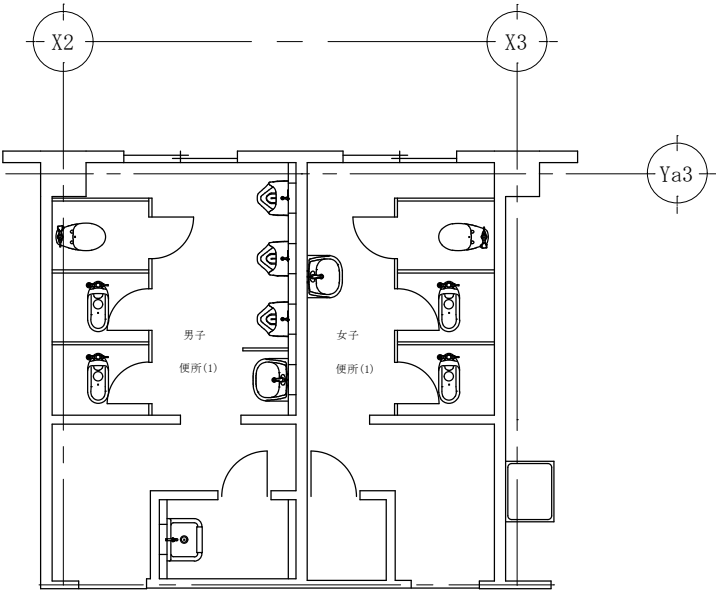
宿泊棟 1 階改修前平面図 S=1/50



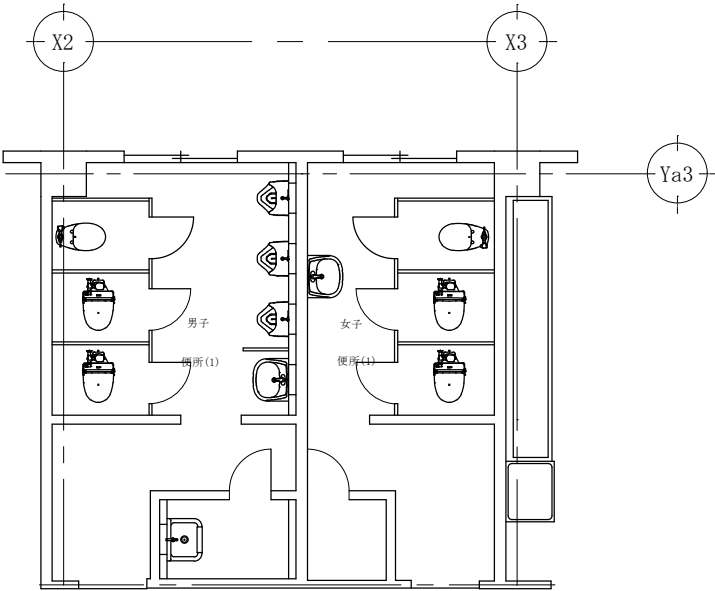
宿泊棟 1 階改修後平面図 S=1/50

宿泊棟 B1 階-4 号平面図 S=1/50

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				作成年月日 令和 4 年 7 月	
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事					
図面名	(宿泊棟) B1 階・4号～1 階・3号改修前・改修後平面図				課 長	施設課長
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				係 長	担当者
					縮 尺	S=1/50 図面番号 M-06 18

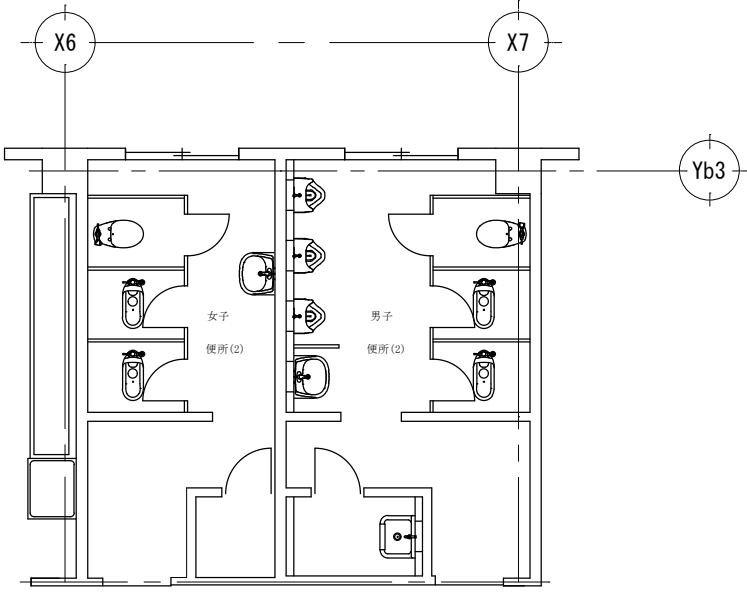


宿泊棟 1 階改修前平面図 S=1/50

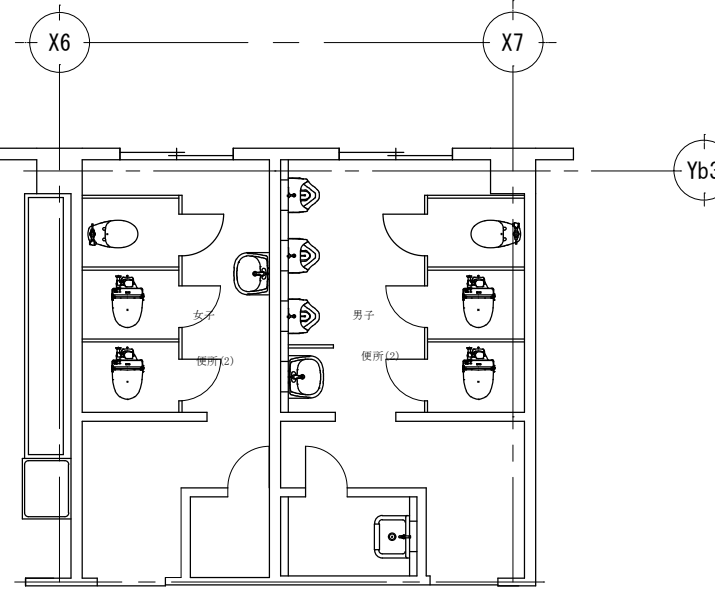


宿泊棟 1 階改修後平面図 S=1/50

宿泊棟 1 階-1 号平面図 S=1/50



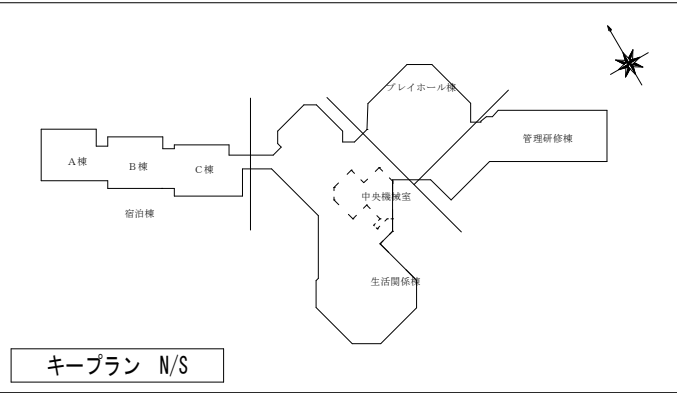
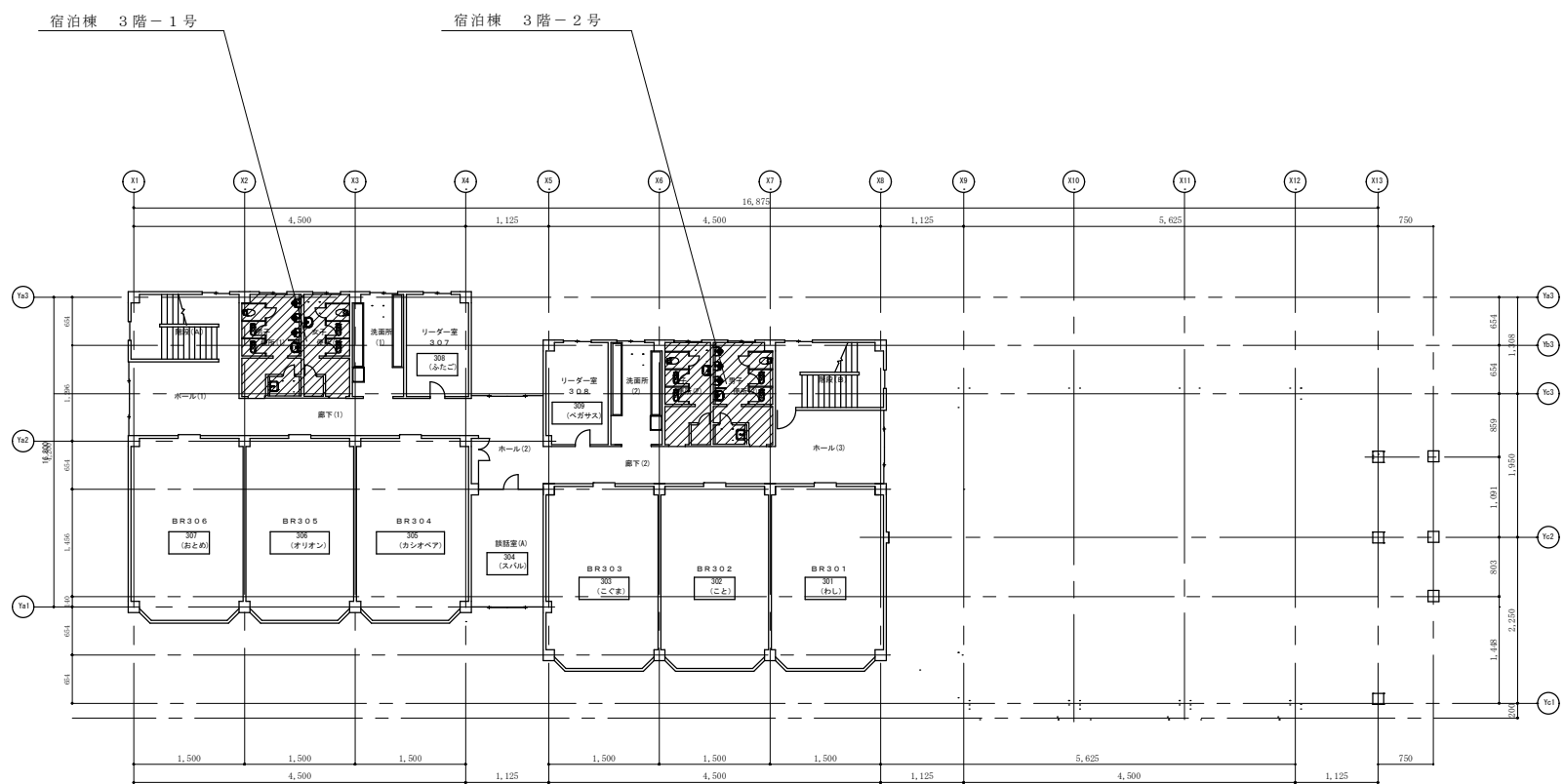
宿泊棟 1 階改修前平面図 S=1/50



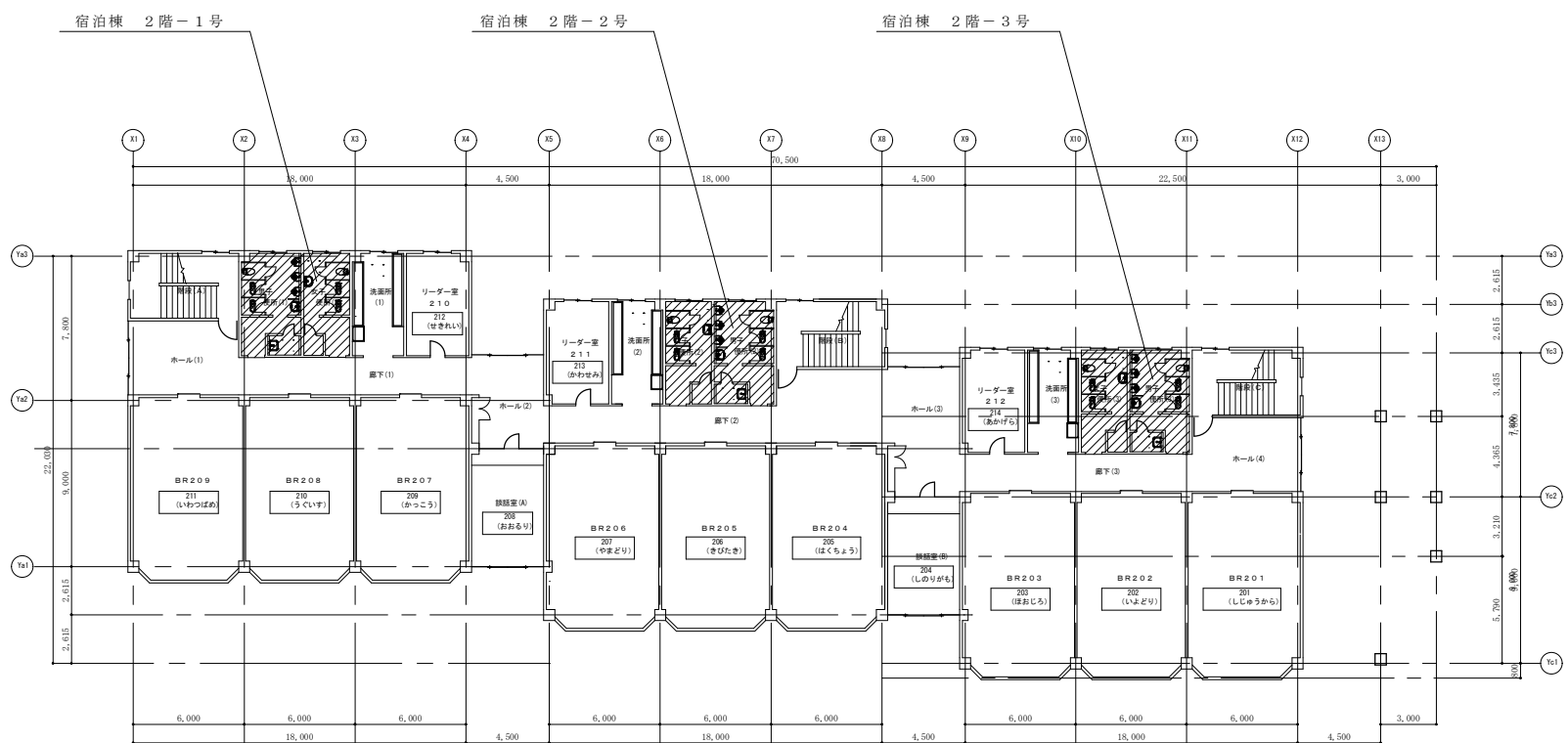
宿泊棟 1 階改修後平面図 S=1/50

宿泊棟 1 階-2 号平面図 S=1/50

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				作成年月日 令和 4 年 7 月	
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事					
図面名	(宿泊棟) 1 階-1号・2号改修前・改修後平面図				課 長	施設課長
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号				係 長	担当者
	有限会社 桑山一級建築士事務所				縮 尺	S=1/50
					図面番号	M-07 18

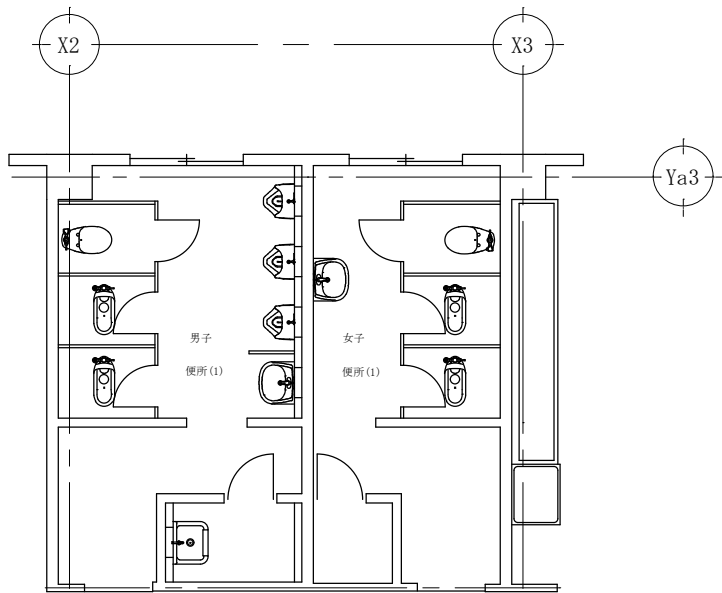


宿泊棟 3階平面図 S=1/50

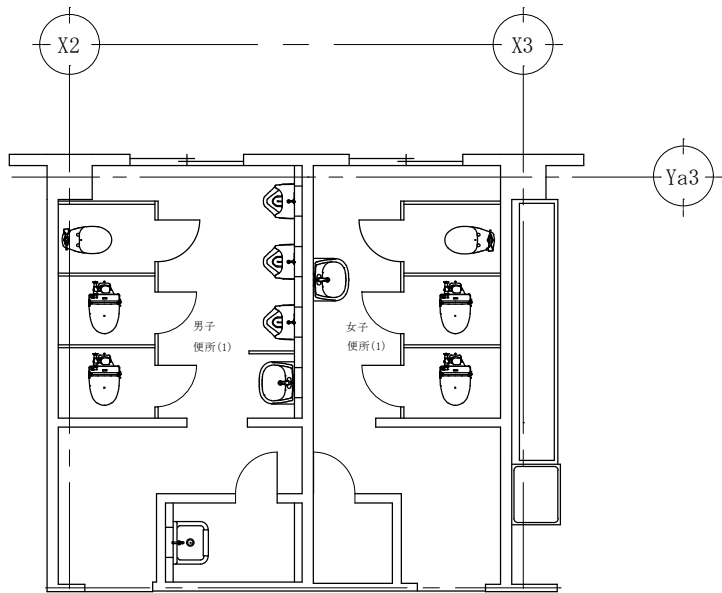


宿泊棟 2階平面図 S=1/50

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				作成年月日
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				令和 4年 7月
図面名	(宿泊棟) 2階～3階改修部平面図	課長	施設課長	係長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所	縮尺	S=1/50	図面番号	M-08 18

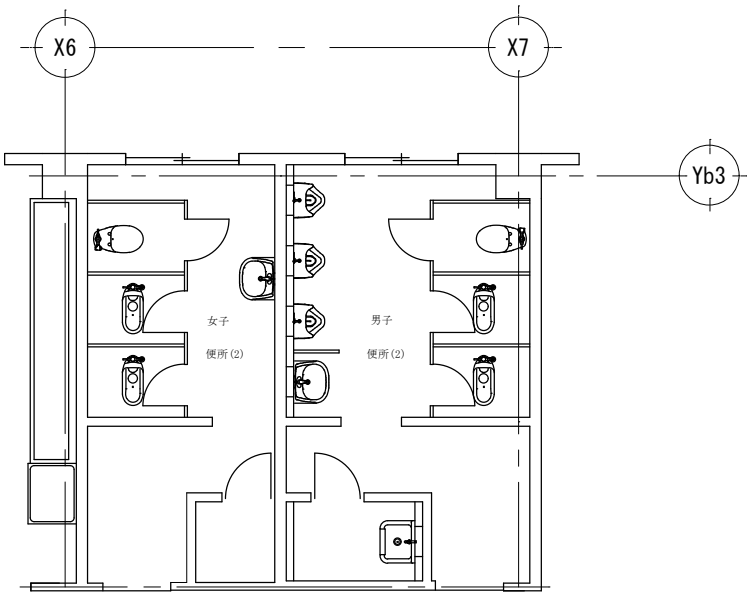


宿泊棟 2 階改修前平面図 S=1/50

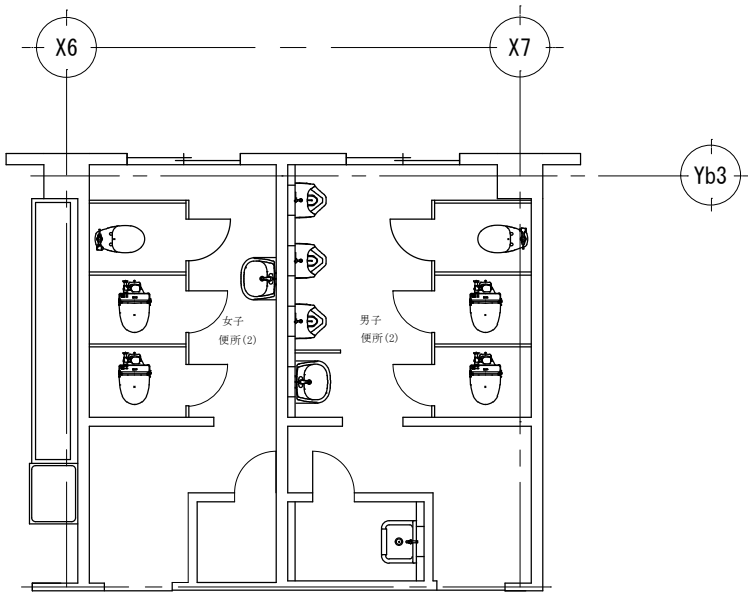


宿泊棟 2 階改修後平面図 S=1/50

宿泊棟 2 階-1 号平面図 S=1/50



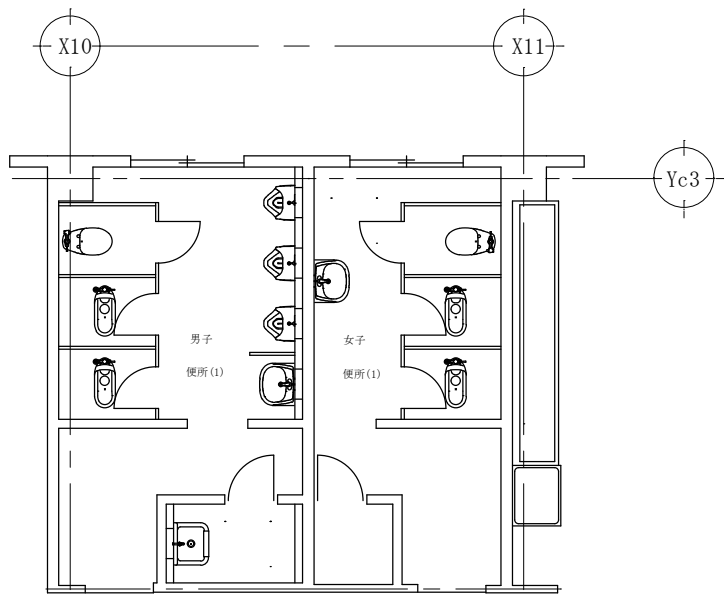
宿泊棟 2 階改修前平面図 S=1/50



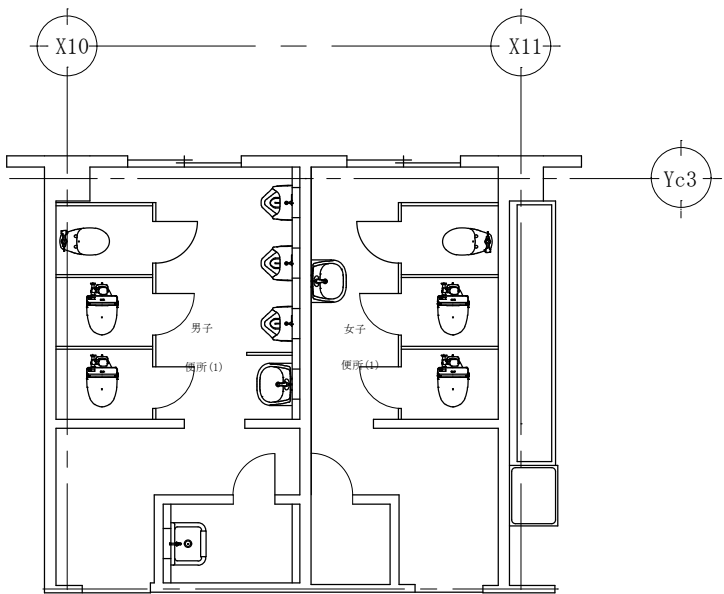
宿泊棟 2 階改修後平面図 S=1/50

宿泊棟 2 階-2 号平面図 S=1/50

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	作成年月日 令和 4 年 7 月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(宿泊棟) 2 階・1 号・2 号改修前・改修後平面図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/50	図面番号	M-09 18



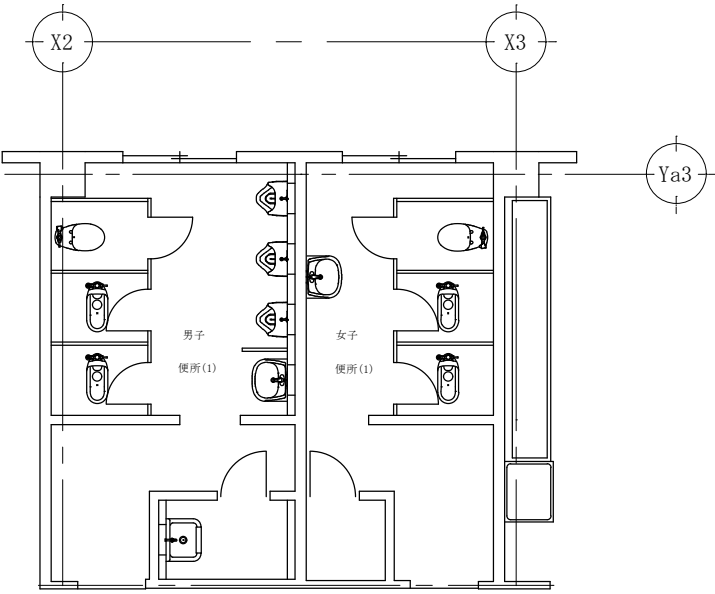
宿泊棟 3 階改修前平面図 S=1/50



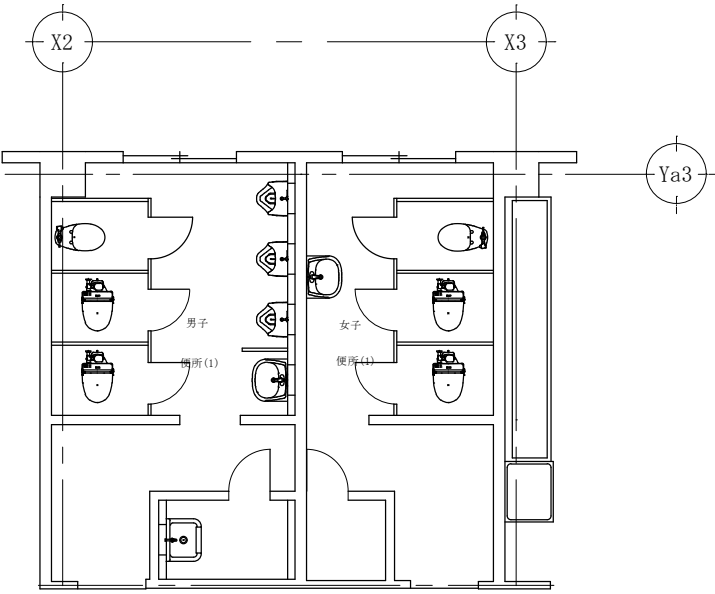
宿泊棟 3 階改修後平面図 S=1/50

宿泊棟 2 階・3 号平面図 S=1/50

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	作成年月日 令和 4 年 7 月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(宿泊棟) 2 階・3 号改修前・改修後平面図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/50	図面番号	W-10 18

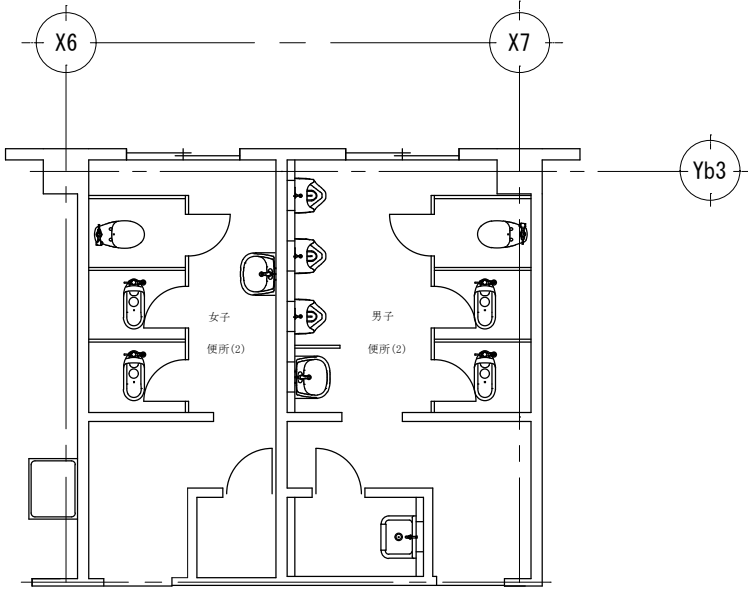


宿泊棟 3 階改修前平面図 S=1/50

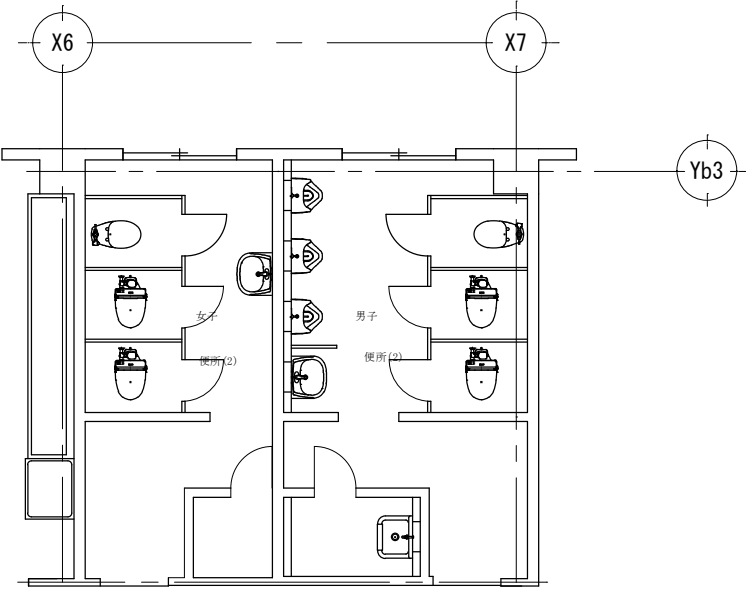


宿泊棟 3 階改修後平面図 S=1/50

宿泊棟 3 階-1 号平面図 S=1/50



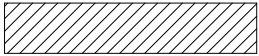
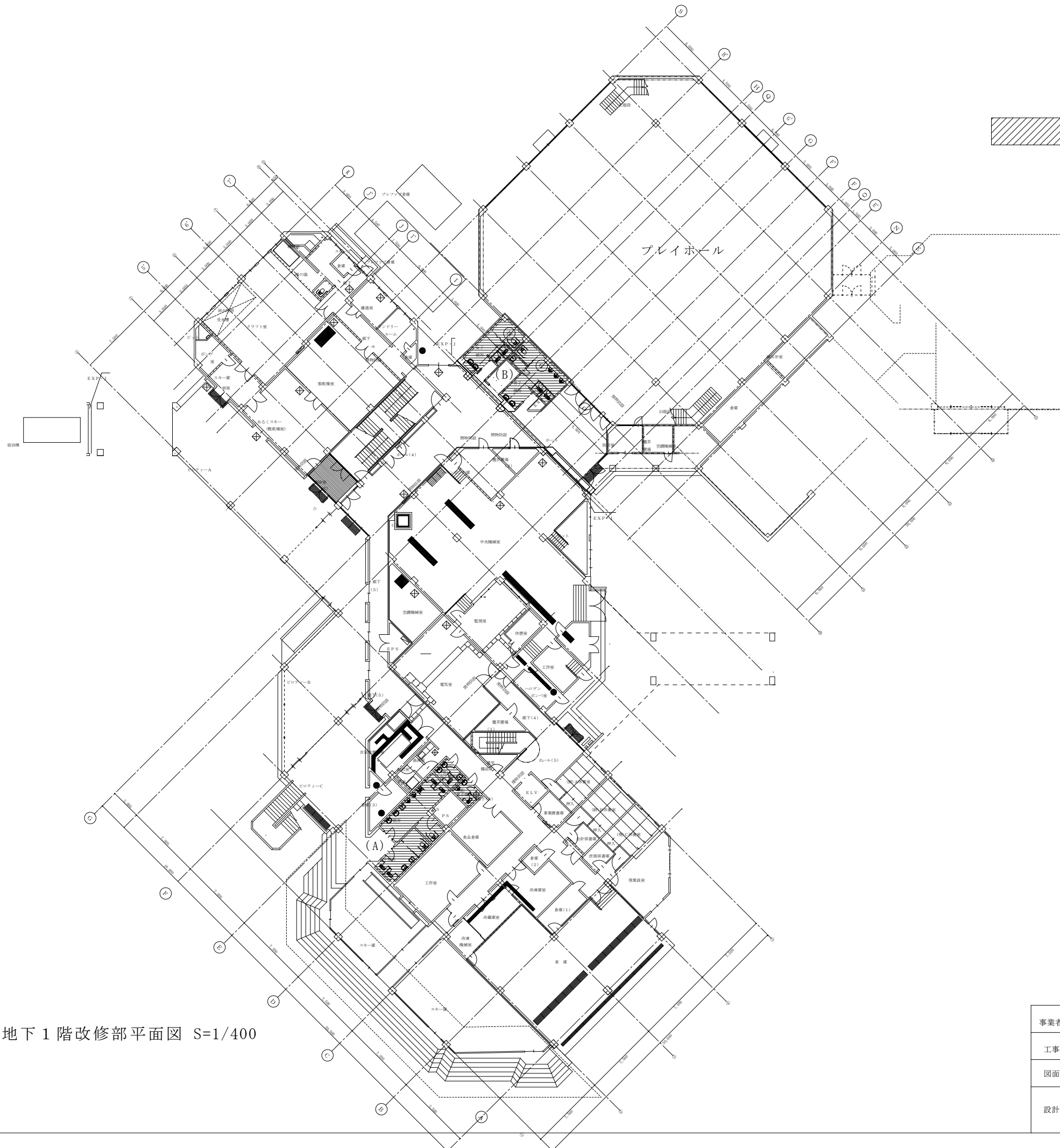
宿泊棟 3 階改修前平面図 S=1/50



宿泊棟 3 階改修後平面図 S=1/50

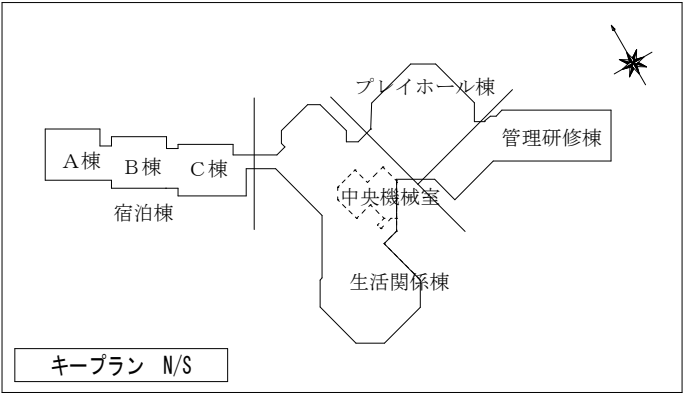
宿泊棟 3 階-2 号平面図 S=1/50

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				作成年月日
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				令和 4 年 7 月
図面名	(宿泊棟) 3 階-1号・2号改修前・改修後平面図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所	縮 尺	S=1/50	図面番号	M-11 18

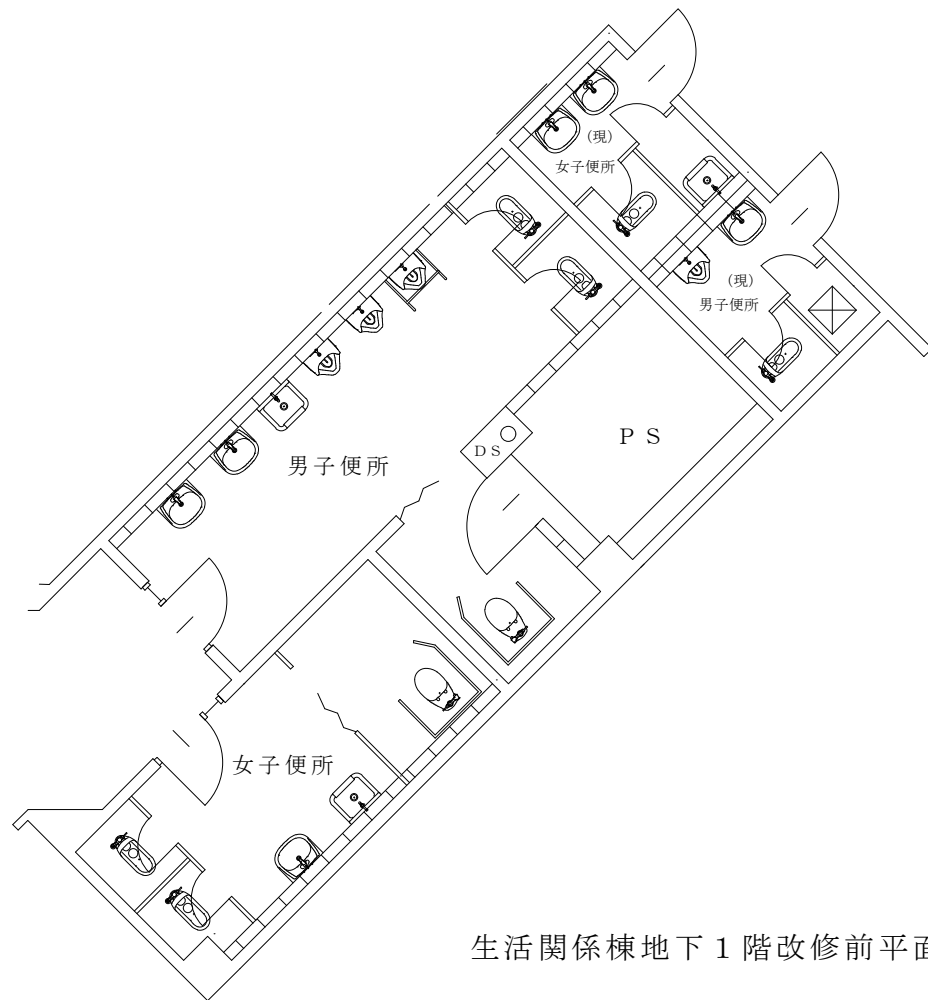


既存便器改修工事範囲を示す。

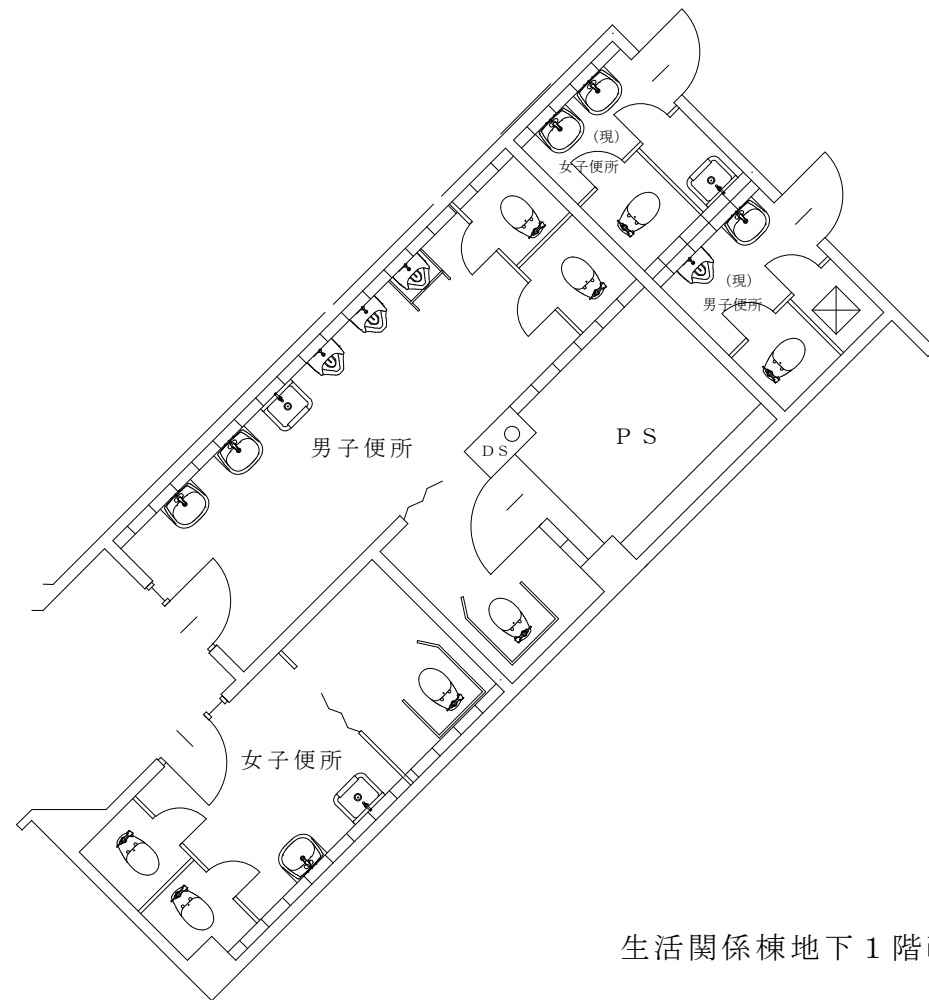
生活関係棟 地下1階改修部平面図 S=1/400



事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			作成年月日 令和 4年 7月	
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 地下1階改修部平面図		課 長	施設課長	係 長 担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
			縮 尺	S=1/400	図面番号 M-12 18

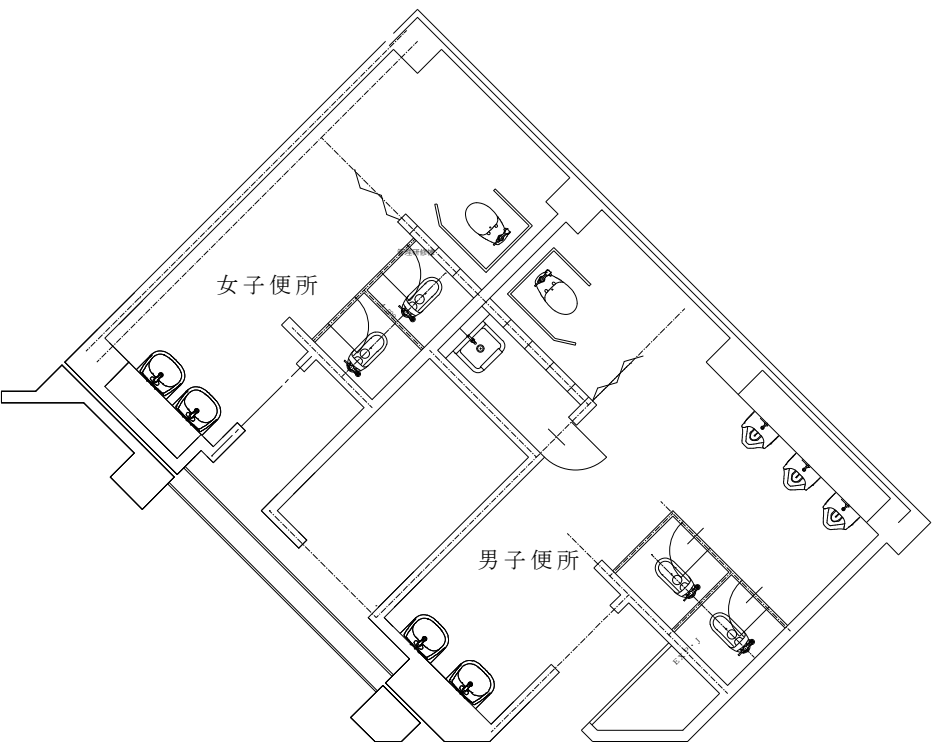


生活関係棟地下1階改修前平面図 S=1/100

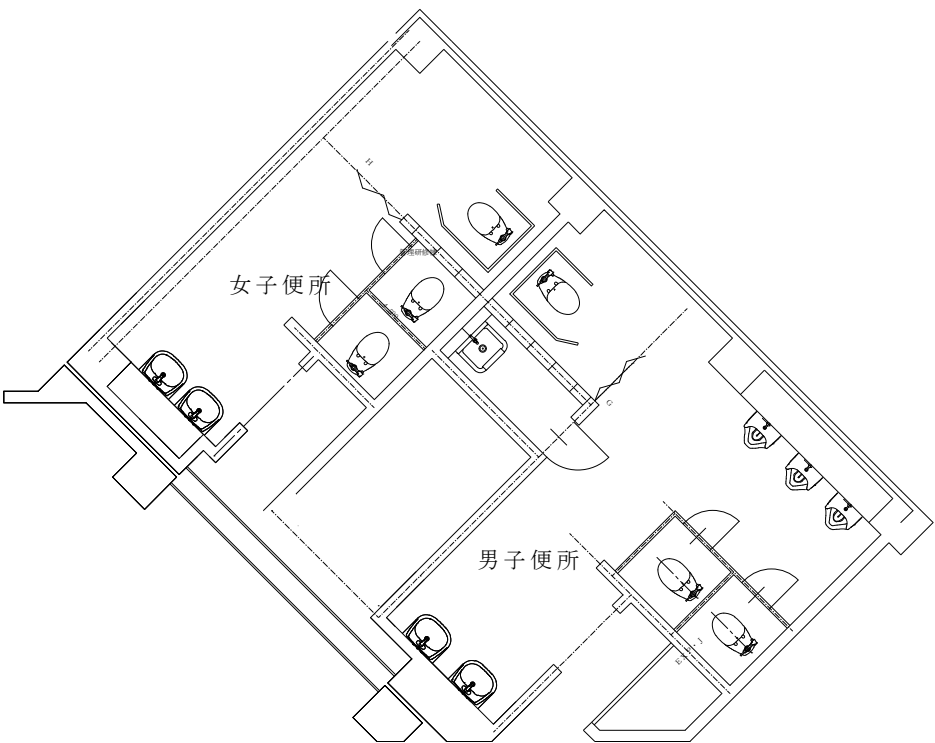


生活関係棟地下1階改修後平面図 S=1/100

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			作成年月日 令和 4年 7月	
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 地下1階 (A) 改修前・改修後平面図		課 長	施設課長	係 長 担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
			縮 尺	S=1/100	図面番号 M-13 18

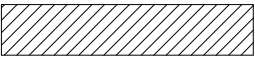
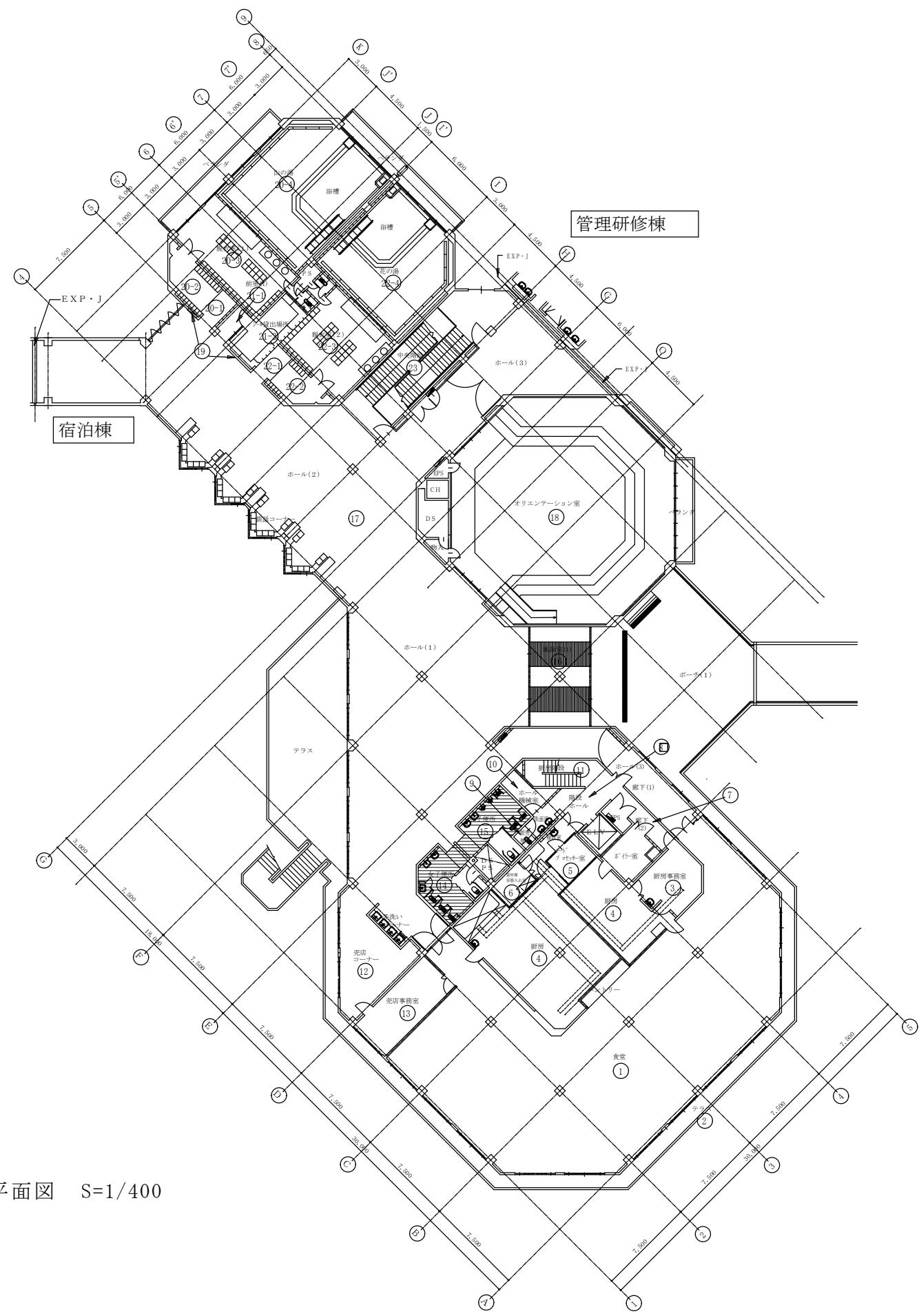


生活関係棟地下1階改修前平面図 S=1/100



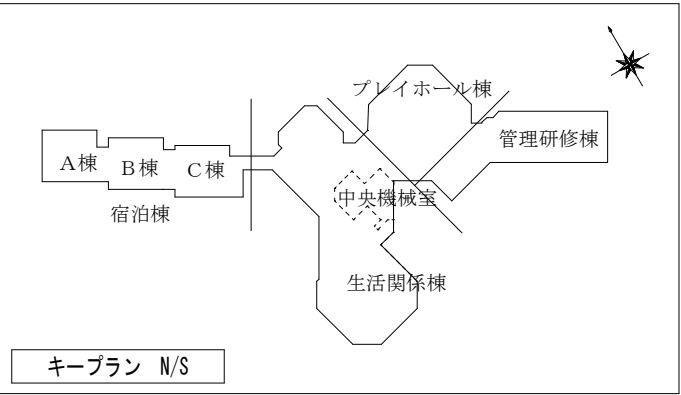
生活関係棟地下1階改修後平面図 S=1/100

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	作成年月日 令和 4年 7月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 地下1階 (B) 改修前・改修後平面図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/100	図面番号	M-14 18

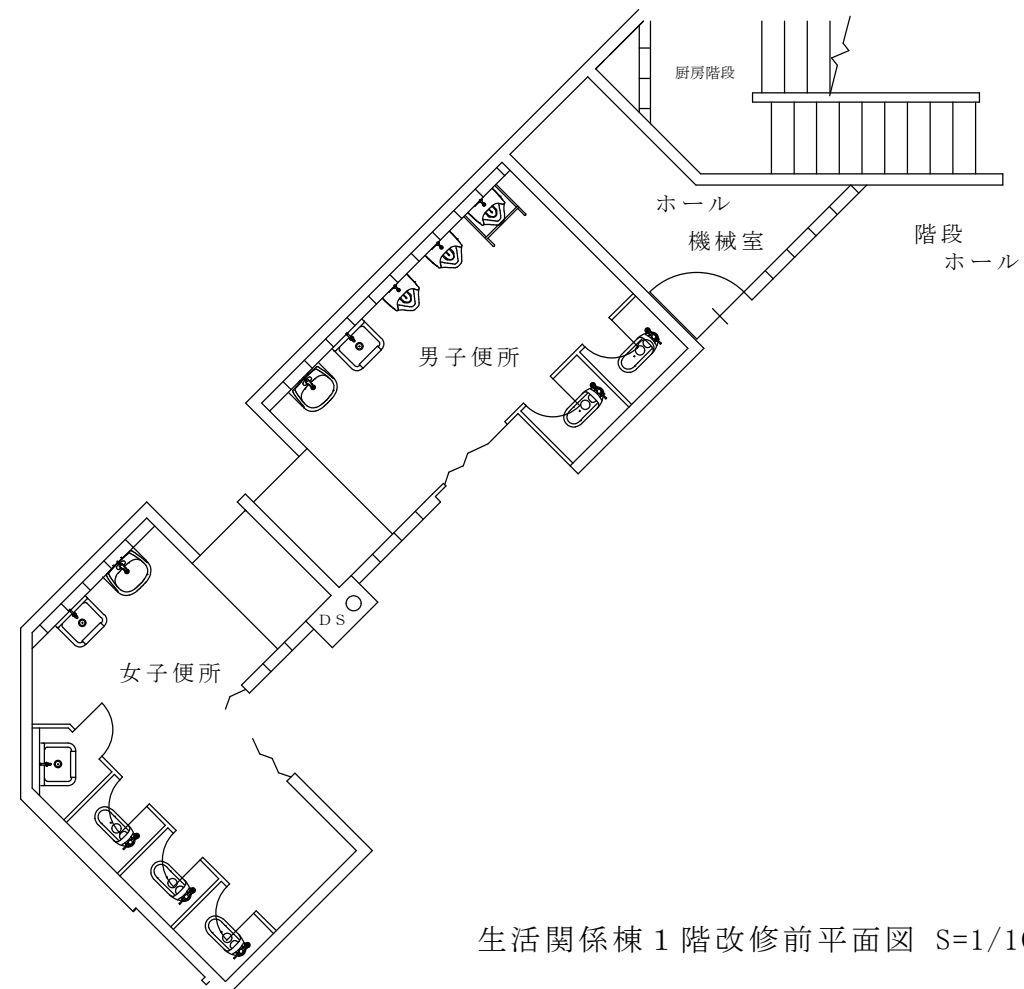


既存便器改修工事範囲を示す。

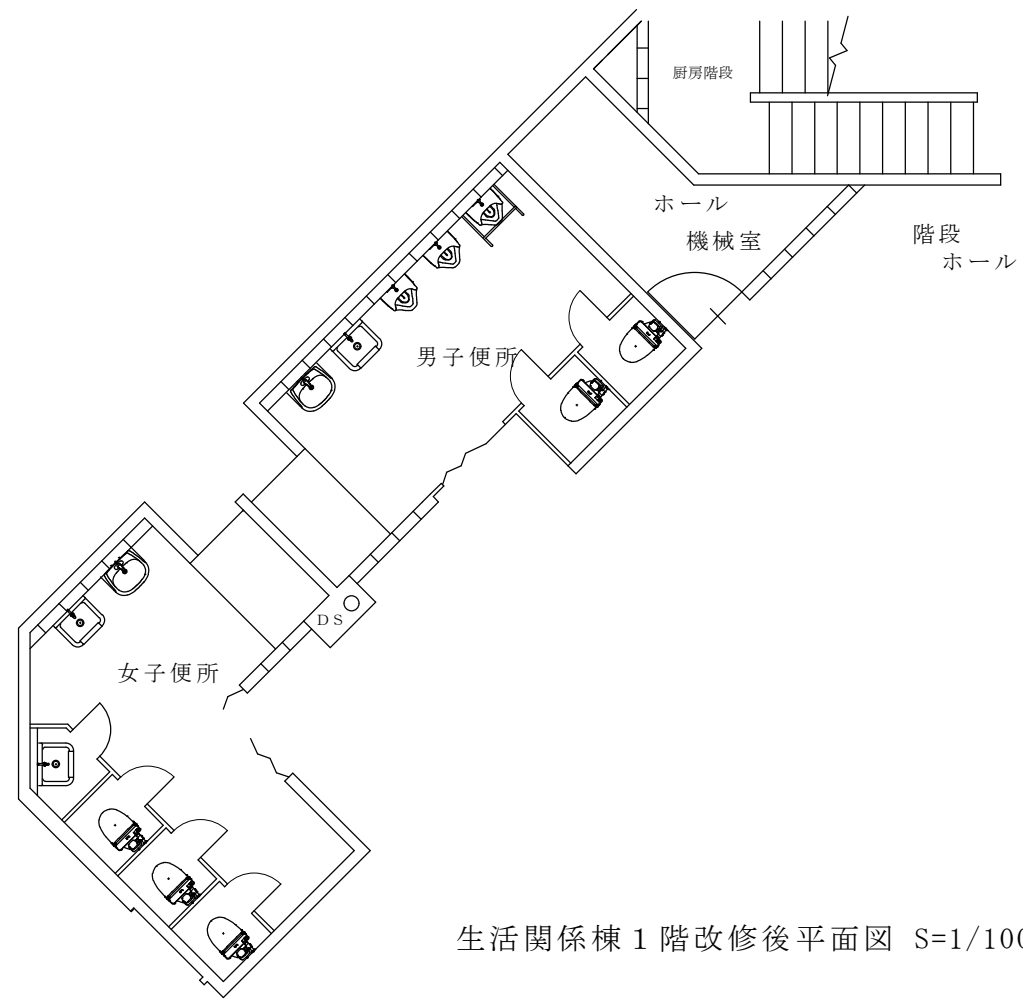
生活関係棟 1階改修部平面図 S=1/400



事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	作成年月日 令和 4年 7月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 1階改修部平面図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/400	図面番号	M-15 18



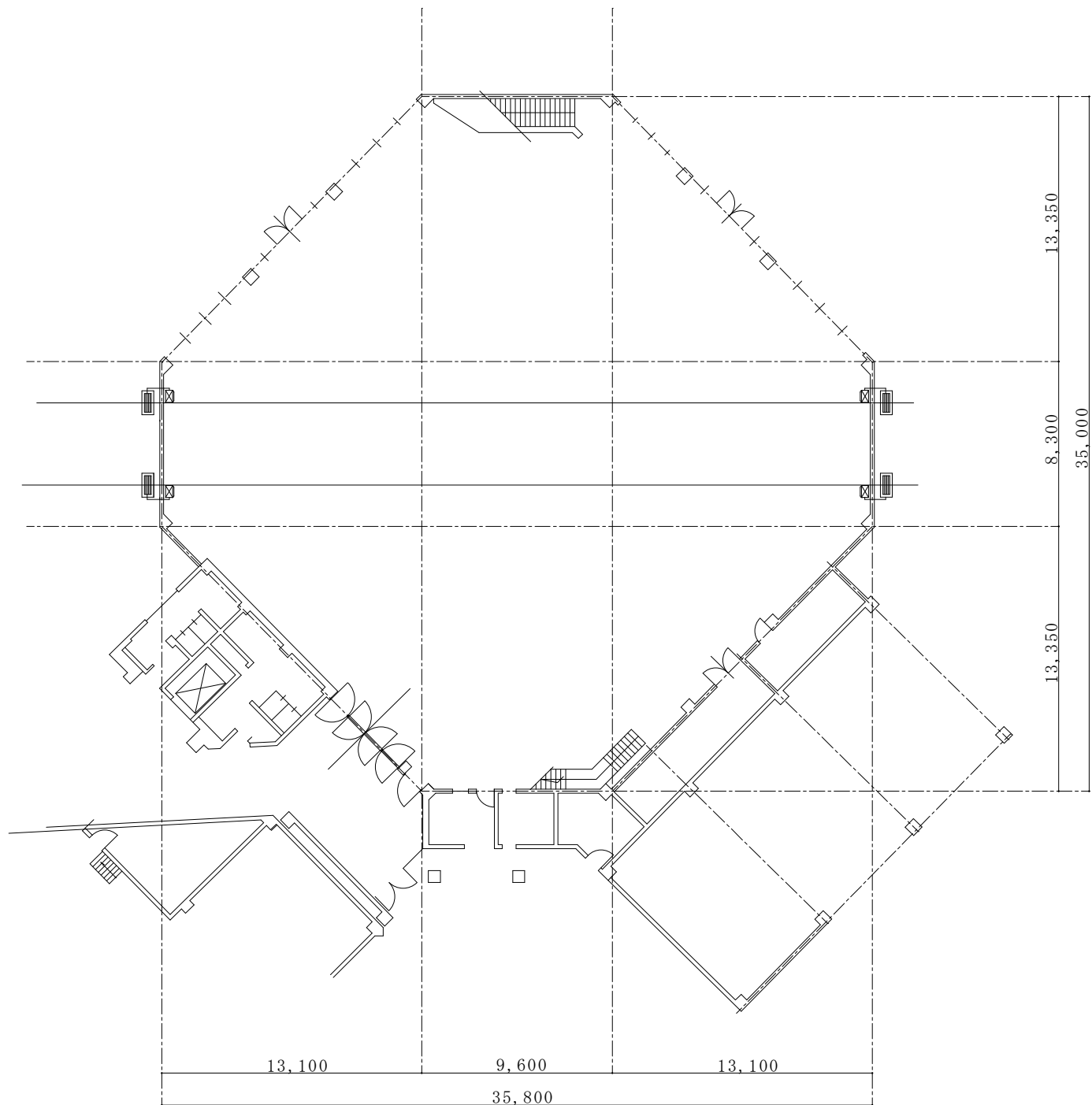
生活関係棟 1 階改修前平面図 S=1/100



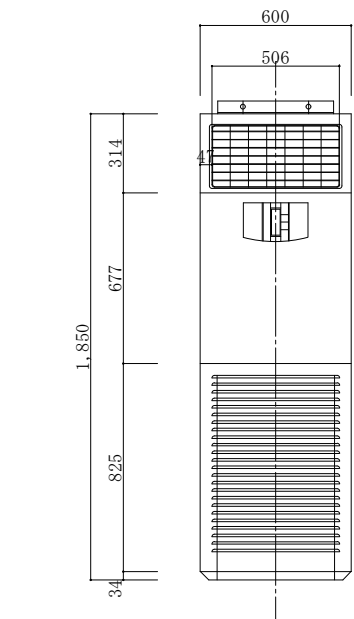
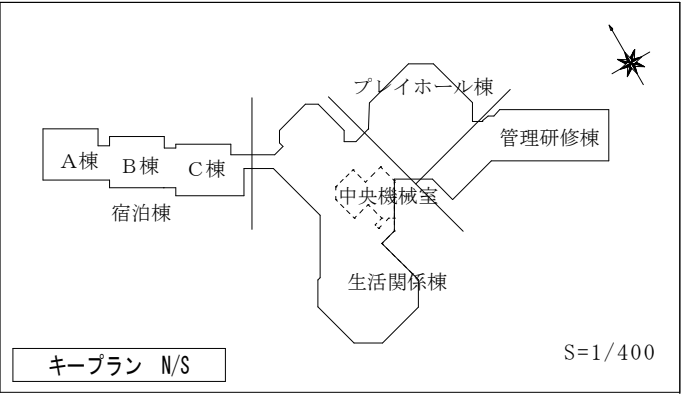
生活関係棟 1 階改修後平面図 S=1/100

生活関係棟 1 階平面図 S=1/100

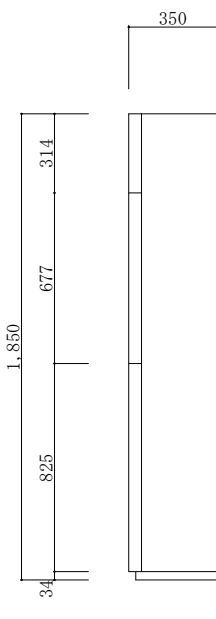
事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			作成年月日 令和 4年 7月	
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 1 階改修前・改修後平面図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所	縮 尺	S=1/100	図面番号	W-16
					18



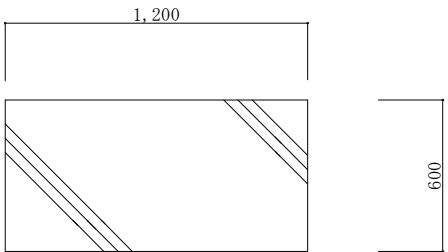
生活関係棟プレイホール動力設備配線図 S=1/300



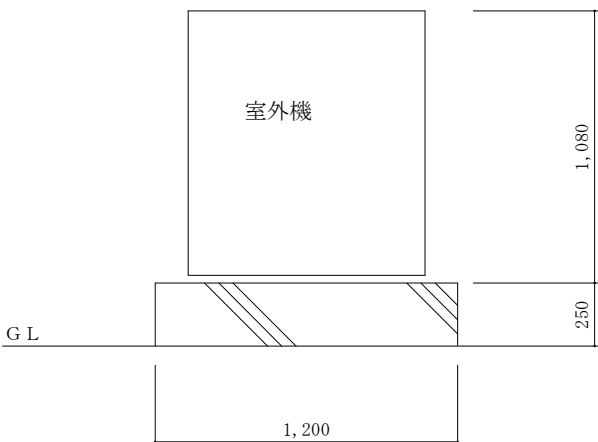
屋内ユニット床置形正面図S=1/30



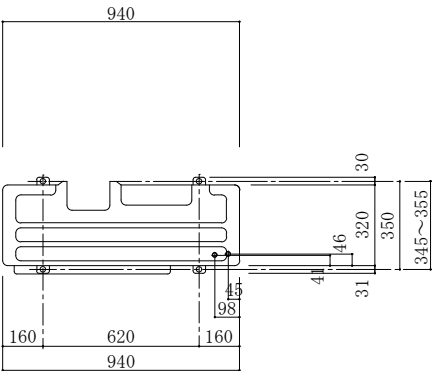
屋内ユニット床置形断面図S=1/30



エアコン用基礎平面S=1/30

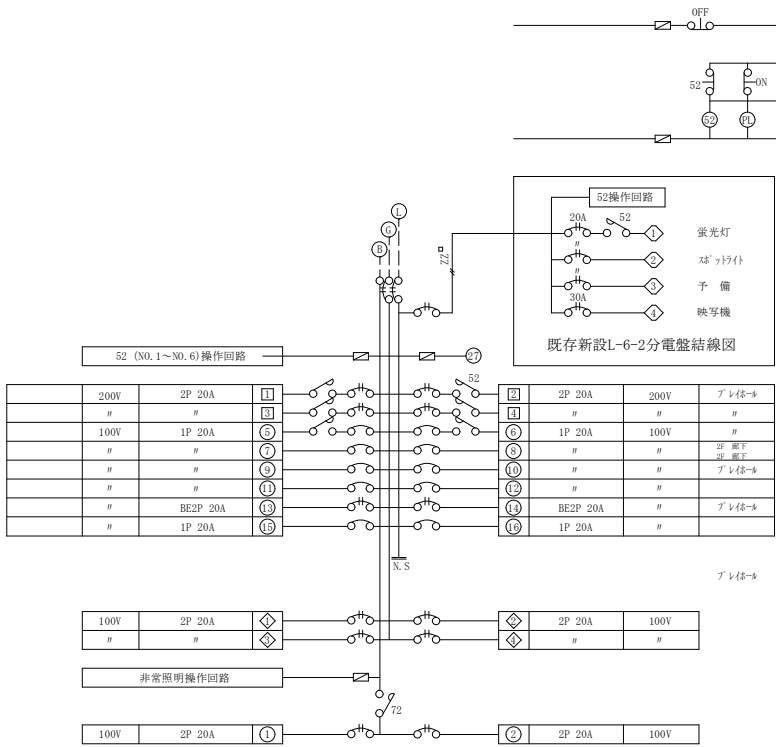


エアコン用基礎正面図S=1/30



屋外ユニット空冷ヒートポンプエアコン(セパレート形)平面S=1/30

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	作成年月日 令和 4年 7月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 既存プレイホール空調設備及び動力配線図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/100	図面番号	W-17 18



既存L-6分電盤結線図（壁掛形）

L-6-2仕様
形式T
電気方式 1φ2W
100V

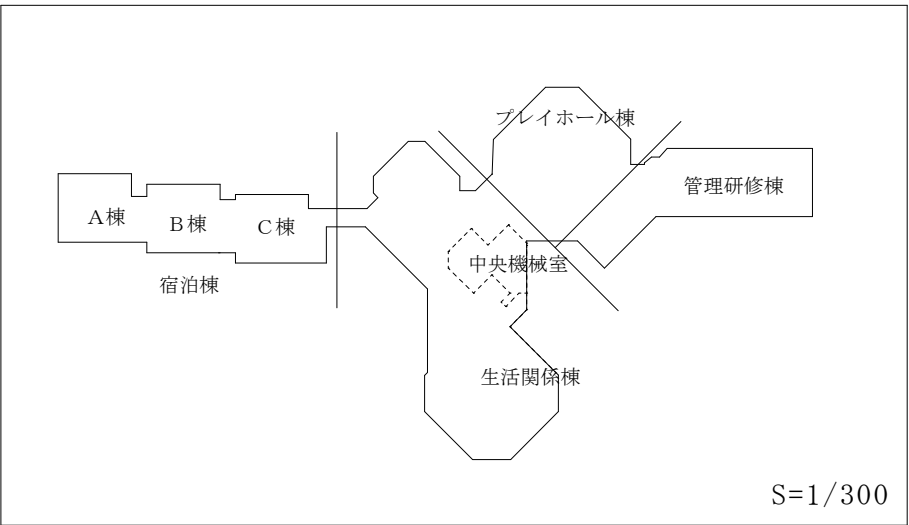
（凡例）

—R—：冷媒管 屋内・屋外（断熱材被覆銅管）

—D—：ドレン管 屋内配管（硬質ポリ塩化ビニル管 VP）

-----：電線管 屋外（EM-CEES、G）

-----：電線管 天井コロガシ（EM-CEES）



機 器 表

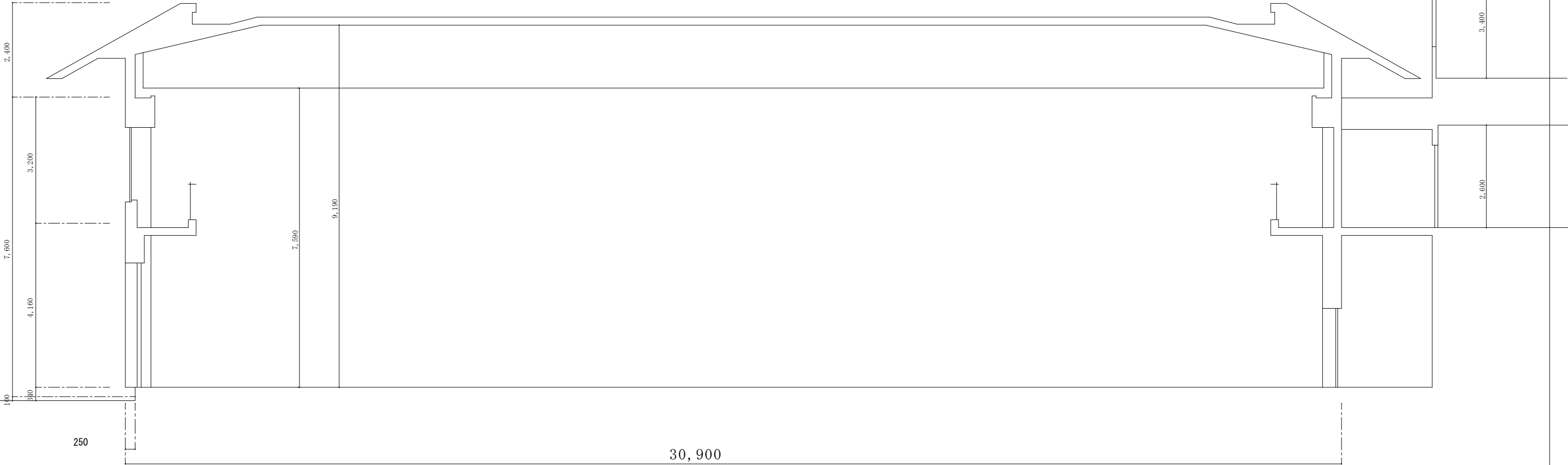
記号	名称	台数	冷房能力	暖房能力	動力	備考
ACP-1	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	4	10.0kw	11.2kw	3φ×200V	C:1.95×1 床置型
	パッケージエアコン（室外機）	4				F:0.186×1

冷媒配管

（注）制御線、電源線共巻きのこと。

液 管 φ9,5

ガス管 φ15,9



生活関係棟プレイホール断面図 S=1/100

事業者名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	作成年月日 令和 4年 7月			
工事名	国立花山青少年自然の家衛生環境整備等改修工事				
図面名	(生活関係棟) 既存プレイホール断面図及び分電盤結線図	課 長	施設課長	係 長	担当者
設計者	建築士事務所登録 第 01A00879 号 有限会社 桑山一級建築士事務所				
		縮 尺	S=1/100	図面番号	M-18 18